

共同研究——三河勝鬘寺資料の研究——

目次

解説篇

織田頭信

資料篇

織田頭信

小島恵信

青木 馨

田代俊孝

凡 例……………二〇一

『末寺触下絵讃之控』……………二〇三

『末寺触下廻順記』……………二六七

『勝鬘寺誌稿』……………二七四

解説篇

目次

はじめに	一七八	(4) 『勝鬘寺誌稿』とその著者和田康道略伝	一九四
(一) 勝鬘寺略史	一七八	(5) 『末寺触下回順記』	一九六
(二) 鑿刻資料解題	一八〇	おわりに	一九七
(1) 総説	一八〇		
(2) 絵讀之控をめぐる諸問題	一八一		
① 絵讀之控類の成立とその背景			
② 絵讀之控類と申物帳について			
③ (A)(B)二本の如意寺史料収載について			
(3) 絵讀之控類諸本解題	一八八		
① A本について			
② B本について			
③ C本について			
④ D本について			
⑤ 四本対照収載寺院一覽 附絵讀之控目次			

はじめに

当研究所発足以来、取組んできた課題に、東海地方の真宗寺院を中心とする諸寺の総合調査がある。その成果の一部は既刊の紀要で紹介してきたので周知のことと思う。

今紀要では去る昭和五十五年七月に総合調査を実施してきた勝鬘寺について、その成果の一部をここに紹介することとしよう。

同寺についての調査はこれまでも諸先学によつて何回となく行なわれてはいたが、今回程、大がかりな調査が行なわれたのは初めてであった。

その調査範囲は同寺に現存する法宝物、古文書、古記録、古聖教類のすべてについて実施された。その結果、已に数多くの史料が散佚していることも確認されたが、又新に存在が確認され注目されるに至ったものも少なくない。それ故、今後の研究成果の公開が期待される処である。次下で同寺について一応の紹介をし、鬚刻資料をめぐる諸問題とその解題を合せて行っておきたい。

(一) 勝鬘寺略史

寺史の詳細については次下に鬚刻紹介する『勝鬘寺誌稿』や拙稿「三河

三ヶ寺門徒の基礎的研究」等に譲るとして、ここではこれ等で余り取上げられなかった点を中心に概略紹介しておきたい。

勝鬘寺は、真宗大谷派に属し、岡崎市針崎町朱印地にある。この地名の示す如く、同寺はかつて朱印地五十石を幕府より与えられていた。かつては末寺百数十、門徒六・七千を従えていたといわれ、今もなおかつての中山格にふさわしい壮大な伽藍と、広い境内はその偉容を伝えて余りない。

地理的には国鉄岡崎駅の西南一軒、岡崎市の南部に位置している。周辺には永祿一揆で著名な青野慈光寺・中之郷淨妙寺・野寺本證寺・佐々木上宮寺等が矢作川下流域両岸に集中して薨を並べ、一揆の中心となつた旧土呂本宗寺の寺跡も近くにある。一揆には同宗に在りながら対峙した高田派の桑子妙源寺・岡崎満性寺にも近い。これ等の諸寺の多くが太子信仰に支えられて、在地における存在基盤を失なわなかつた点では、以下に詳述する勝鬘寺も同様であった。勝鬘寺が聖徳太子創建寺院と伝承しているのは当然のことであろう。

今世紀に入って、その存在が江湖に知られ脚光を浴びてきた『三河念仏相承日記』の記述に依つて同寺の創建当初の姿が具体的に知られるに至つた。

すなわち、鎌倉時代中期の正嘉二年、権守円善の子袈裟太郎が出家して信願房了海と名乗つて、現在地より西北二軒の矢作川沿いの赤波(岡崎市赤波町)の地に念仏道場を開いたことを語っている。この史実は真宗史上、

親鸞在世中に道場建立の経緯が知られる点、注目されるものである。その後の同寺の発展はこうした寺院にふさわしく著しい活躍の事蹟が知られている。三河真宗門徒の一中心として、同寺を拠点として十四世紀には和田門徒が形成され、やがて越前大町門徒を派生し、当時、苦境におかれてきた大谷本願寺を支援してきたことは余りにも著名な事実である。

その後、暫時無住時期もあったが、室町中期の文明頓大町専修寺より了願を住持に迎えた。この事実は、三河において初めて本願寺と血縁関係を生じ、その後の同寺の発展に大きな影響を与えてきたことは云うまでもないであろう。しかし、その宗教的発展は永禄六・七年の三河一向一揆という社会的試練に対峙せしめられた結果、一家衆本宗寺と共に同寺は戦場と化し壊滅的打撃をも受けてきた。住職了意は国外に逃れて信州井上にあつた。その後二十年間にわたる無住、寺基の断絶時代を迎えねばならなかつた。天正十三年帰国後、復興に着手するが、幸い板倉一族の³ 帰依を得て、元和元年本堂再建、堂内荘厳も相継いで整えられていった。これより先には慶長十四年教如一行の江戸下向による投宿を始め、⁴ 後には元和二年宜如一行の下向による投宿は寺運好機の一助となつたようである。又犬山城主織田家や小田原城主大久保家等戦国武将の女を内室に迎えるなど住職の社会的地位の向上にもこれ等は一役を荷つていたと考えられる。一方これにともない、末寺集団も広域拡大化を招いた。その発展とともに結果として内部に異端者を内包することにもなり、全末寺、門徒を掌握するのに困難を極める様相を呈しつつあつた。

事実、東西分派後の三河三ヶ寺末寺集団中、帰参、改派による移籍寺院最も多く、確定数も得られない状態であつたらしい。

ことに慶長十四年の教如下向には勝鬘寺不参末寺に対して坊主門徒会議の上、制裁を加うべく連判申入を行っているのをはじめとして、秘事法門の発覚、⁷ 覚証寺一件、本法寺一件等、⁸ 勝鬘寺の末寺門徒の東西分裂の直接的原因となつた事件が次々と起つている。それ故、勝鬘寺とその末寺、門徒集団は多くの難問を抱え、統卒者としての住持の責務は一層重大さを増していった。これ等の難題解決のため陣頭指揮に當つた住職了明はその功によって顯正院と院号を下附された。勝鬘寺における近世はまさにこうした渴藤に明け暮れてきたといつても過言でない。

こうした難題解決に當つては住持の統卒力だけでなくその規模に応じた機構整備も必要であつた。

同寺におけるこの対応策は、史料の残存状態に依つて左右されている部分もあるかと思われるが、天正復興期以後の著しい現象とみてよいであらう。

先ず家康が浜松に居を移すと、同寺門徒中の家康家臣団や末寺がこれに随従して、駿遠兩州に移住を開始した。そこで、この方面の末寺門徒掌握のために浜松城下下垂の地に勝鬘寺の通寺を置いた。⁹ 尾張にあつては、天正から慶長初期にかけて、政治経済の中心が、刈安賀（一宮市）——清須（西春日井郡）——名古屋に移動するが、これに従つて、清須に建立した勝鬘寺通所を後に名古屋へ移建している。¹⁰ 清須城下の通所建立は、一揆

以前から散在していた末寺門徒掌握のためであった。時の住持了意は内室に犬山城主織田信清の女を迎えたのもこのことと深いかわりがあったと考えられる。又家康の駿府より江戸入城には、駿遠に一部の末寺門徒を残し、三河からの移住も加わって、多くの江戸移住者を出した。そのため、江戸神田に同寺門徒中より旗本出仕者の寄合寺として長敬寺⁽¹¹⁾を建立するなどして遠隔地の末寺門徒の掌握に努力を重ねてきた。其後各地の藩主の転封等により、末寺門徒でこれに随従するなどの理由で、末寺門徒の拡散化が著しく増加して行くが、そのうちで、駿府より紀州和歌山に転封した頼宣に随従移転した者は最たるものであった。主として駿府勢がこれに随従したが、勝鬘寺の末寺も元和期に移住した⁽¹²⁾これ等の諸寺の中には、その後転派直参化などの理由で末寺を離れていったものもあった。清須勝鬘寺は後に名古屋に移し、地中法光寺を置くまでに発展を重ねてきたが、一方浜松城下、下垂勝鬘寺の如きは血脉住持の加賀への転住により看坊を置くに止まり、それも元禄頃には通所の意味は全く失なわれる程に至っている。

又本寺勝鬘寺は、慶長頃には徳円寺と正覚寺の二箇寺を寺中に置いて住職の代務を行なわせ、本坊住職の葬儀はこの寺中住持の大役の一つとされ、一般末寺より上に位置付けられている。宝曆十二年の宗旨人別帳⁽¹³⁾に従えば、寺内は住持、寺中住持を含めて僧侶十二人、俗人十二人、下人拾三人、百姓百四人をかつての境内地七千七百余坪のうちに住まわせてきた。その頃の面影は、『二十四輩順叢図繪』⁽¹⁴⁾や貫河堂筆の同寺鳥取図⁽¹⁵⁾

によく残されており、往昔を偲ぶことが出来よう。しかし、このような大規模な本末集団も、明治九年本末関係廃止令の施行により急速に本末の諸関係は崩壊していった。

(二) 翻刻資料解題

(1) 総説

今次調査によって確認せられた多数の資料のうち、近世本末関係に関する資料群は、特に良質のもので、同寺の本末構造、本寺・末寺の諸関係を解明する上で重要なものである。同時にこの資料が近世真宗史ことに東本願寺教団の全体構造・本山と中山、末寺の諸関係等の諸問題解明の一助となることは必至である。又幕藩体制下における本末関係と次元を異にする勝鬘寺独自の末寺支配の一端を覗かせていることも注目すべき事実であろう。

その全資料を翻刻するのが本意であるが、今はその代表的なもの三點を選んで紹介してみたい。

(一) 『尾州三河之分末寺触下繪讀之控』

(二) 『末寺触下廻順記』

(三) 『勝鬘寺誌稿』和田康道著

次にこの三点の資料を翻刻する意義について簡単に触れておきたい。

(一)は以下に触れる如く、勝鬘寺住職の末寺廻在(後に詳述する)の手控として、編纂されたもので、ここに収録されている申物の裏書について一々点検をしていると、裏書・御印書類が紛失したりして不明となっているものや、他所に申物が移動して、裏書が故意に裁断されたり、又散佚した申物の当時の実態を明らかにすることが出来る点、収録諸寺の宝物調査には不可欠の資料である。又本山側のこれに対応する資料として『申物帳』なるものがあり、両者を照合することによって、多くの問題を提起することが予想されるため、真宗教団史上においても重要な資料と考えられる。

(二)は末寺触下への触順を道筋別に分けて記載し、同寺における幕末時点での末寺触下の掌握実態を示し、末寺の全体構造を知ることにも出来るので、末寺帳の役目も果している。本文は已に拙稿⁽¹⁶⁾で紹介したものであるが、ここに改めて再録することとした。

(三)はこれまで勝鬘寺々々史なるものは、二三断片的な紹介はあったが、本書程完璧に近いものはない。今次調査で著者自筆本の存在が確認されたものである。本書は、今後の同寺調査にも基礎資料となるであらうし、又本文中には、散佚文献もいくつか集録されており、資料的価値としても高いと考え、前二書と性質を異にするがここに翻刻することに決定した次第である。以下、順次解題を試みそこに内在する諸問題について考えてみることにしたい。

(2) 絵讃之控類をめぐる諸問題

① 絵讃之控類の成立とその背景

初めに翻刻する『尾張三河之分末寺触下絵讃之控』について述べる前に、同寺には本書を含めて四種の絵讃之控が残されているので、その全体について触れ、合せてここに内抱する諸問題のうち、次の二点について考えておきたい。それは絵讃之控類の成立背景となった本寺住職の末寺廻在の貫例という事実を明らかにし、第二には絵讃之控類と東本願寺の記録『申物帳』とは対応関係のあることが明らかなのでこの両者の関係を項を改めて追求しておきたい。

さてその四種とは

(A) 『尾張三河之分末寺触下絵讃之控』

(B) 『尾州濃州 末寺触下絵讃之控』

(C) 『三河国之分末寺触下絵讃之控』

(D) 『御末寺宝物控』

を指すが、以下に翻刻するに当っては(A)本を底本に(B)本を対校本に用いた。下記に示す事情があつて厳密な意味での(A)本翻刻とせず、(A)(B)合従本としていることを最初に御断りしておかねばならない。

そこで、先ず(A)本を翻刻対象に選んだ理由として次の三点がある。一つは現存四本中下記に述べる如く、その後数次に及ぶ加筆はあるものの初稿部分は最も早い貞享四年の成立とみられること、二つには、以下に示す別表で知られる如く、収録寺院数が最も多く、百二十ヶ寺に及んでいること、この数字は当時の末寺総数に近い数値であること、第三に同寺の住職末寺廻在という先例を開いたと同時にその後の廻在記録である(B)、(C)、(D)本成立に少なからず影響を与えてきた事実確認が出来ること、ことに(A)本の加筆部分は、廻在実施のその都度行なわれたものであろうと推考されることにより(A)本を底本として選んだのである。

このうち(A)本はこれまでも二・三の論文に引用されて存在は広く知られていたが翻刻されるのは初めてである。

(B)本の存在も知られてはいたが、(A)本の清書本位に考えられていて、これまで詳細な検討が加えられることがなかったのである。(C)(D)の二本は今回の調査で発見されたもので共に不完本ではあるがこの(C)、(D)二本の発見により、同寺住職の末寺廻在の事実が明らかとなったものでその点注目されよう。この四本の成立背景に勝鬘寺住職の末寺廻在という、宝物改めの慣例が、それぞれに関わっていたことが明らかとなった。その初例はA本の識語で「享保式戊戌年回在之時改之 性純」とあり他の三本も共に廻在の控であることを示す記事が本文中に、又は巻末に残されている。それによって今、廻在事実を列記してみよう。

- | | | |
|----------------|-----------|-----------|
| (一) 享保三年(一七一五) | 十八世性純(真了) | (A)本 奥識語 |
| (二) 寛政元年(一七八九) | 二十世乗了 | (C)本 泉正寺項 |
| (三) 寛政九年(一七九七) | 二十二世達了 | (B)本 円満寺項 |
| (四) 嘉永五年(一八五三) | 二十四世嚴了 | (D)本 表紙 |

他の勝鬘寺記録からはこの四回の廻在の他に史料は得られず、又、(B)(C)(D)の三本が(A)本の影響を受けながら成立していったことが比較検討の結果得られたので、廻在の最初は一応この享保三年と考えて大過ないように思われる。

その間隔は不定であるが、住職は一代おきに実施されていることが知られる。この廻在は本山における勝鬘寺が、恰も幕府の巡見使の如き存在のようでもある。その目的は、(D)本の表題にみる如く、末寺の宝物の実見であり、その調査内容は「申物」或は「御免物」と呼ばれているものの全品目について、その御印書(添 状)、裏書の御改めを行うことであった。中本山は末寺がこれを正しく運用しているかどうかを監視する役を負わされていたことが、この事実から推測される。となればまさに巡見使に匹敵するであろう。(A)本にあってはその巻末に御印書(印文)に用いられる黒印(詳定)の実物大の模写までしている。御印書改めも如何に重要なものであったかを窺わせ、その用意周到さに驚くばかりである。その実施範囲についてみてみると末寺は勿論触下にも及び、(A)本についていえば三州、尾州、濃州の四ヶ国百二十ヶ寺に及んでいる。ということとは表題と内容が一致しないことになり注意せねばなるまい。こ

のことは(B)(C)(D)本共通していえることでもある。又当時、末寺は江戸、相州、羽州、紀州等にも及んでいたが、この分については四本ともに末収録であることから実施されていないことが推測される。それ故全末寺触下について実施されたものではないようである。(A)本にみる限り、実施率は九割を越えているので完璧に近いものであったといえよう。

この廻在実施に当っては次のような手順で行なわれたようである。

事前に各寺院に申物について、調査報告を依頼し、末寺よりの報告書(A)・(B)本にはしばしば末寺よりの報告書原本が袋綴部分()に挿入されており必要に応じて翻刻することとした。をもとに、手控としての絵讃之控を作製し、実施に際しては寺中住持が随行して各寺を廻り、報告書記載内容を確認し、誤りあれば訂正し、報告洩れがあればこれを追加記入してきたので、儀例的なものでなく嚴重にことが運ばれたことであろう。こうした事実が(A)本の成立過程を一層複雑なものにしている。それ故、廻在を受けた末寺触下側の対応を示す史料が残っている可能性も高いと考える。しかし今回のこの報告には、その成果を取り入れているの検討を加えることが出来なかったのが残念である。以上述べてきた廻在の実態は明らかとなったが、末寺支配との関り方は一向に明らかとはならず、その関り方が大きいということだけは理解されたであらう。この廻在を通じて四種の廻在記録が生れてきたのである。

なお勝鬘寺には貞享の頃のものと思われる『三河三ヶ寺末寺触下之覚』という一冊の寺院録がある。残欠ながら三ヶ寺のものを一冊にまとめている点注目される。これには勝鬘寺分は完全に残されており寺数合計七

十六本を計上している。

又佐々木上宮寺所蔵に帰した『貞享卯ノ年針崎ノ覚』とある三河国分末寺帳の如きも(A)本の成立と時期を同じくしており、(A)本成立と深いかわりをもっているものと考えられよう。なおこの末寺帳の収録寺院数は七十五ヶ寺である。

このように廻在という事実のあったことは中本寺である勝鬘寺歴代住職の末寺支配は幕府本山の指令外で行なわれていたと考えられるので積極的なものであったことが、以上述べてきた廻で知られるであろう。

この絵讃之控と成立事情は異なるかと思われるが、内容や性格がほとんど同じといわれているものに金沢専光寺所蔵の『末学帳』⁽²⁰⁾がすでに知られており、他にもこの種の記録の存在が予想されるので今後の報告に期待する処である。

㊦ 絵讃之控類と『申物帳』について

次に絵讃之控類と『申物帳』について、その関係と問題点を提起して諸賢の教示を仰ぎたい。

末寺にとつては、絵讃之控類に収載された諸項目は申物或は御免物ともいわれそれを整えて行くことは、道場の存在から、幕府も認める寺院へと発展して行くことを意味する。その形態を整えるには多額の申物礼金を必要とし、又幕府側の建築規制や藩財政への負担の軽減を考慮しな

からも多額の建築造営費準備を必要とした。本山にとってはこの多額な礼金が収入源の重要な部分を占めていたであろうことは、これを取扱う役人が上層部を構成していた奏者であったことから領かれよう。これに関する本山側の記録を『申物帳』と呼んでいる。現存する『申物帳』はかつて奏者役であった粟津家に伝えられてきたもので、現在は大谷大学図書館に慶長二十年より延宝九年(途中寛永二・三年寛文十)までの二十二冊(二十一冊と紹介し)と、東本願寺所蔵分天和二年より明治四年(随所に欠本あるとのこと)までの七十冊が現存している。⁽²¹⁾

この『申物帳』が中央の記録とすれば絵讃之控類は地方記録と考えられ、本願寺教団における中央と地方の関係を具体的に示すものとして注目されよう。近年この『申物帳』の研究が深められ、そこから東本願寺教団機構の一端が解明されようとしている。⁽²²⁾『申物帳』に記載されている申物のうち特例と考えられる、如信上人、双幅御影、渡辺家歴代、職掌宣如上人像等を除いて、大谷大学所蔵分と絵讃之控類中(A)本の慶長二十年から延宝九年までの分のみで対照してみると(A)本にみえないのは御書のみである。(A)本で注意されることは、『申物帳』の慶長二十年以前のものも多く含んでいることは、道場時代の申物安置の状況を具体的に知ることが出来る点注目されよう。申物名目で絵像本尊、太子・七高祖、蓮如、証如、顕如、教如の御影と名号であった。A、B本で取扱われてはいないが、(C)本にまで降ると、勅任の律師が加えられ、本山申物では緞子袈裟、輪袈裟が加わってきた。更にD本では厨子(御開)、羅網

(本尊)、御書が加わり、これ等新加のものは寺院形態が現今の形態に近(天蓋)ずきつつあったことを示すものである。新加のものは、本願寺側が、地方末寺の充実に対応して新設されていたことが考えられ、東本願寺保管分『申物帳』にはこれ等の項目が含まれているであろうことは想像に難くない。

この絵讃之控類(A)本と『申物帳』(大谷大学所蔵分)とを対比してその関係を考察して行く時、次の二点の重要な課題に遭遇する。

一つには今(A)本についてみると、『申物帳』記録年代と(A)本記載の同一申物について裏書年代の時差のあるものが多く見られること、品目についてA本の方が『申物帳』よりはるかに多いことが指摘される。

大谷大学所蔵分の『申物帳』は、慶長二十年(元和元)から延宝九年(欠本寛永二・三年寛文十一・十一年の四年分)までうち四年分の欠落を含んで六十九年分がある。(A)本所載名目の裏書のこれに該当する年代のものを抽出して照合してみると名目の上で三河部で三分ノ一、尾張部で四分ノ一が照合出来るに過ぎず、照合名目を一項以上含む寺院は三河部六十九寺、尾張で三十七寺あり、該当項目がありながら『申物帳』不出寺院は三河で十七ヶ寺、尾張で十六ヶ寺に及んでいる。こうした比較は高橋正隆氏によって滋賀県守山市について行なわれた結果も実数に対し『申物帳』収録は三分之二にすぎないことが明らかにされており、勝万寺末の尾張三河全域についても同様の結果となったことは注目されるべき事実であろう。欠年を含んで集計したので問題は残るが、この事実は大桑氏の指摘する粟津

大進の奏者役を独占して申物に関する全権を掌握し、その免許ルートを一本化したことよって『申物帳』が成立したとするには異論をさしはさまざるを得ない。これに対し已に上場氏も河内⁽²⁶⁾における下附先の裏書を『申物帳』との照合作業を続けて行くうちに記録されていない申物の存在を指摘し問題を提起されていることを合せ考えるならば、今後の『申物帳』研究の一視点が明らかとなつてきたように思う。最近、某氏蔵に帰した元和六年の『御影様・木仏出日記』は弘文荘敬愛書目録(昭和五十七年三月刊)収載写真によれば、千字文「洪」の記号が表紙に記されており、第七冊目であることを示している。それに比して、大谷大学粟津文庫本『申物帳』の元和六年の部分は、元和四、五、六の三年合冊となっており、某氏蔵本は収録総件数二六二件うち御書が五四件といい、上場氏⁽²⁷⁾の算定によれば、同じ粟津文庫本の元和六年の条は総数二〇二件、うち御書四三件を含むとあれば、二割の差があるこれが出入による差であるのか、全く別の内容と考えるかは、両者の対校によつて自づと明らかとなるであろう。又、谷端氏⁽²⁸⁾の研究によれば、本来、末寺申物を扱わないであろうという評定所において、一部分取扱つてきた事例を紹介している点にも、留意して行く必要があるであろう。

第二点は、末寺より申請して、本山で受理され『申物帳』に記載されてから申物が下附されるまでの時差について考えなおす必要が生じてきたことである。

谷端氏⁽²⁸⁾は二、三日で下附される場合が多いとし、上場氏は『申物帳』⁽²⁹⁾の注

記から二、三日から遅くて三・四ヶ月が一般的で、二年後に御免したことは特例と考へてきた。いま『申物帳』と『絵讀之控』照合出来た分についてそれに検討を加えてみると極端な例として三河伝誓寺の木仏寺号⁽³⁰⁾は、『申物帳』では万治二年九月廿三日の条にみえているが、『絵讀之控』では、天和二年八月廿八日とありその間二十四年を経過しているのを筆頭に、二十年以上三件、十五年以上四件にも昇り、二年以上でも十件を越えている。これを年代別にみると元和期には例外なく同日下附であり、明曆・万治・寛文二年の間に十年以上ものが集中している。寛文五年と十三年の各二件を除くと寛文年間の後半に二・三・四年が集中している。

延宝初年には一年位のもものが集中し、その後は大略数ヶ月に止まっている。余りその期間が長い場合、火災等により焼失破損し、再下附を願っている場合も考えおく必要があるかも知れない。一方『絵讀之控』において、当然『申物帳』に記載があつて然るべきなのに、寛永期に照合出来たのは尾張、三河合せて二件に止まり、照合出来なかつたのは七十七件にも及び、次が寛文年間の四十三件、延宝年間十九件の順で他は極めて少ない。『申物帳』に四年分の欠本や寛永のように二十年にも及ぶという条件の差こそあれ、寛永の場合は余りにも多すぎるようである。

こうした事實は他に原因があるように思われる。或は粟津家以外に申物を取扱つていた者があつて、その記録が紹介されていないか煙滅したかの理由を考える一根拠となるであろう。一つには、家臣の対立、本山事務機構の不備や、宗務処理上の問題があつたらしく、天和の頃集会所

の開設、『申物帳』の奏者からの移管⁽³¹⁾や、貞享四年申物詮議など新しい動きも見られることで納得されよう。申物詮議の事実がA本によって知られるのみで他の傍証は得られなかったが(A)本の、初稿成立時期が本山の申物詮議の時期と一致していること、又(A)本の事実上の奥書⁽³²⁾と解される「貞享四天六月三日集請僧於草堂而執達当流之法式之趣如件」は末寺に対して「当流之法式」を伝達すべく中本山勝鬘寺に参集せしめていることも、中央の指令を受けて地方支配の処点となった中本寺の対応を示しており教団内における上意下達という中央と地方の行政的関係性を具体的に示している点注目されよう。一般にこれが幕府の貞享書上げに関係ありとすれば、別の記載様式があつてよいのにこの様式には合致しないので、本願寺教団内における改革運動の一環として『絵讃之控』は作製されたと考えるのが至当のようである。A本中にみえる極めて特殊な個別問題がいくつかみられるが『申物帳』とも関係があるのでその一、二を取上げて考察を加えておきたい。

一つに針崎正覚寺、矢作勝蓮寺の項に木仏不許可の例がある。共に先年御仕置を事由にあげている。前者は寛永頃寺中となったものであり、後者は文明十六年当時勝鬘寺門徒勝蓮寺⁽³⁴⁾として地方の大坊末寺中にあつては最も早い時期に寺号を名乗っているが、慶長から寛永に至るまで柳堂本尊を買得して安置していたが、本寺勝鬘寺に譲渡した後、本山許可の本仏を安置しようとした処不許可となり、貞享三月四月現在木仏安置は許されなかつたので、寺号公称が早くても、木仏安置は早いとは限らな

い。力石如意寺も寺号公称は早い、木仏安置は、御印書、裏書などから寛永十二年まで降ることが知られている。この他にも、これに属する事例は多数あると推測されるので、真宗寺院の絵像本尊から木仏安置への移行期を検討する場合注意せねばならないであろう。

又正覚寺の場合、寺中となった寛永頃寺号はなく住持祐保はその名のまま末道場^(後祐正寺と号す)一ヶ所を支配してきたので、寺中の末寺支配例として注目されよう。なおこの幡豆の祐正寺の項で注意せねばならないのは「祖師聖人」裏書によって本山『申物帳』の地名誤記が指摘される。又『申物帳』の延宝二年十一月二十九日条にみえる福念寺の本證寺末とあるは勝万寺末の誤りであり、同書の延宝六年三月七日条に駒場の徳念寺に関して勝万寺下浄明寺門徒とするは浄教寺門徒の誤りであることなど『申物帳』における誤記が知られるのでその確認も必要であろう。

誤記といえば、『絵讃之控』の竹村光恩寺宗祖像の如きは、願主の処が、光恩寺とのみあつて住持名が記されていないため、集会所役人の誤りを訴えたが聞き入れられず、その旨本寺勝鬘寺住持より証文一札を取って決着をみた例や、愍重寺の御絵伝の例にみられるように、集会所役人同志の不手際が表面化した例も少なくないであろう。これ等の諸事情が或はあつて、『申物帳』記載より数年或は十数年後の下附となる場合もあつたと推測することも可能であろう。

又『申物帳』において重要なのは木仏、寺号であつたが勝鬘寺住職がこれを与えていた事実が、末寺の三河の源光寺の所蔵史料から明らか

となったことや、末寺の住職任命や、看坊住持の任命した事例なども知られ勝鬘寺の住持の権限の大なるものがあったことはこれ等の事実から明らかとなった。

② (A)(B)二本の如意寺史料収載について

(A)(B)両本に所収されている如意寺の項は他の部分と違った記載が多くみられるのでこの点にも触れておく必要があるかと思う。

先ず力石如意寺は、⁽³⁷⁾初期真宗教団における荒木門徒の本寺で、三河にあって古寺の一つに数えられながら、三河三ヶ寺、七ヶ寺にも加わらず、従って同系以外の他寺の所蔵する史料からは、如意寺の名を見出すことが少ないどころか全く見ることが出来ない。その意味で、この記録は唯一のものと考えられる。

以下その特記事項について略解しておきたい。他に全く収録されていないもの一つに実如筆の御俗姓御文を記載している。又絵伝については、現在国の重文指定を受けている、それを指すが、この裏書に当る文和三年十月廿一日の絹本の文書一通を「御縁起」と称して所載しており、現在判読不可能な部分も明らかにしている点、注目に値するであろう。次に撞鐘の項を狭んで、同寺より散佚した、太子絵伝(三幅)、法然上人絵伝(三幅)、善光寺絵伝(三幅)の流転経緯についても触れている。祖師伝写として現存する光明本尊の札銘を覚如上人筆と明記して

いることは覚如自身『改邪抄』においてこれを安置することを否定していることから留意する必要がある。

又源海⁽³⁸⁾は同寺の開基であるがその木像について「武州万福寺改号荒木如意寺縁起私記曰」の全文が収録されており、現在如意寺に蔵するものに奥書がないのでその成立年代が不明であったものが、これによって貞享の頃すでに成立して転写されていたことがこれで確認せられた。又続いて、「武州荒木満福寺改号楽命山如意寺代記」についても同様である。

しかも同寺の歴代が、十五世源乗 寛文七年丁未十月十一日三十八才で終っているので、現存如意寺蔵本の加筆部分の確認も可能となった。

又源海に関連して、六老僧を列名し、源海が親鸞の直弟と伝える処から、廿四輩目録も寺跡と共に収録しているが、この本帳が第三番旧蹟の无量寿寺所蔵本によることを明記し、引続いて无量寿寺の略縁起、法宝物の目録を掲げているが、なかでも注目すべきは、現在散佚して无量寿寺に所蔵されていない三幅の絵伝(これは親鸞聖人絵)と法然絵伝三幅を伝えていることである。しかも、法然絵伝が一般に六幅乃至七幅仕立であるにもかかわらず、如意寺、无量寿寺共に三幅仕立と伝えている。この点広島県山南の光照寺に現蔵する三幅の法然絵伝とのかかわりが、注目される。光照寺が同じ源海系の寺院であること、又无量寿寺の場合、弘安三年十一月十一日付の文書に信海、顕智と共に光信(源海)が署名しており、事実交際のあったことが知られている。今後その行えを訪ねることも可能となってきたことである。

又如意寺縁起について「私記曰」と注記していることは源海の『謝徳講式』や『源海講式』が失なわれている今日では、源海古伝を知ることが出来る点注目すべきことであろう。

(3) 繪讀之控類諸本解題

① (A)本について

ここに翻刻する(A)本について少しく詳しくみておきたい。

(A)本は縦二七・五種、横二二種の大きさで、袋綴、近年裏打補修して改装されたので全体の丁数に移動を生じたが、旧態をもつてここに記すと表紙共百九紙、うち末尾十紙は白紙である。

外題は「尾張三河之分末寺触下繪讀之控」とあり、内題は「当院末坐並支配方御裏留」とある。白紙十紙を置いて巻尾に、一般に御印書に捺印される円形黒印を模写し、「享保式戌年廻在之時改之 性純」とあるが、これは廻在時を示すものであること先述の通りで奥書ではない。次に成立年時について検討を加えておきたい。成立時は翻刻本文一一六頁の正林寺の項の前に「貞享四卯天六月三日集諸僧於草堂而執達当流之法式之趣一如件」とあるものがそれと考えられる。それは次の正林寺の項に「貞享四卯臘月廿八日從柳滴方指越焉」とあつて追記の形式をとつてい

ることからも知られる。しかし、以下に続く尾張部のすべてが追記とは考えられないので正林寺の項、これに続く蓮照寺の項は白紙を利用して追記されたと考えられよう。その他一〇頁にみえる覚恩寺の項等には貞享四年を起算年次としていふこと、又一〇〇頁の榮行寺の項では木仏「廿一年以前録ス」とあり、この木仏について『申物帳』によれば、寛文六年三月二十二日の条に記載があり、同年内下附とすれば廿年以前は貞享四年となることなどによつても傍証されよう。これで(A)本初稿部分の成立時は明らかとなった。

ここに初稿部分と記したのは以下に述べる如く、本書には加筆部分が多いので、現行本成立過程については別問題として扱わねばならない。

この加筆は大多数の収録寺院についてみられ、しかも、それぞれ長期にわたつて、数人の手で加筆されている。この加筆部分の多くは(B)、(C)、(D)諸本に移記した形跡がみられる。それ故この複雑な加筆部分は、毎回の廻在と無関係ではなく、その後の廻在の基本台帳となつたと考えられる。殊に(B)本の場合、(A)本の順序そのまま三河部七十二ヶ寺(うち尾張所屬の一ヶ寺を含む)を抄出し、廻在の道順に従ひB本では尾張所屬一ヶ寺を除いて配列しなおした事実が歴然としていふことでもそのことが確かめられよう。先述の如く(B)本が寛政九年の廻在記録であることが明瞭であり、(A)本の加筆部分のほとんどが(B)本へ移記されており、(A)本の加筆が、それ以前の加筆であることを証している。事実、他筆部分の最後は寛政九年でありこの点でも一致する。この加筆部分でも、初稿部分

と同一筆蹟とみられる加筆がしばしばみられる。それも墨筆、朱筆の所もあって加筆年次を決定することは困難な状況にあり、あえて加筆部分についての注記を施さなかった。しかも、(A)本の余白利用による加筆であるため、不規則な記入が多く、中には全く判読不可能な記入例も存する程である。しかし、これも(B)本を対校本として用いることで解読可能となり虫損等による破損箇所についても補完が出来たことは幸いであった。

以上によって、初稿本から現行本成立に至る過程が大略明らかとなったと思う。

ついでに申添えておくと(A)本の表紙では「末寺触下」と記しながら内題では、「末座、支配方」と呼び変えているが、他の地方の一部では、これを末寺触下を含む支配を意味している場合がある。ここでは他地方でいう支配と異なって、他地方でいう触下のみを支配或は配下と呼んできた事例として、今後、同語句使用の吟味を怠ってはならないであろう。

なお以下別表で知られる如く、A本の三河部に尾張所在の横根の正願寺が尾州とせずに三河の部に加えられていることは、勝鬘寺の末寺中、三河と近い所にあり、ために三河に組まれたと考えられ三河勝鬘寺の直轄支配の可能性もあった。しかし、それには無理があつて(B)本では尾張部所屬に組みかえている。

今回(A)本齣刻に当って、該当各寺の末尾に大谷大学三舟文庫本「三州末寺帳」(以下末寺帳と略称する)から抄出して附記しておいたのは、そ

の成立年次は明らかでないが、(A)本初稿部分と余り時間差はないと考えられること、しかも、絵讀之控が「申物帳」と対応することは前に述べた如くであるが、この「申物帳」の粟津文庫本と収録年代がほとんど一致することにより、申物の願主を当時の各寺の住持の動静の一部としてとらえることが出来、(A)本収録の申物についても具体的理解の一助となる処から収録しておいたのである。

㊦ (B)本について

(B)本は縦二八・七糎・横一九糎で袋綴、表紙の下に一枚白紙があつて以下八三紙となっている。その成立は、(A)本の三河部の加筆部分を含めて浄写し、寛政九年達了の末寺廻在のために用意されたものであることは、円満寺の項に

「寛政九丁^巳八月三日ヨリ五日迄達了様御願^在正覚寺御供改」と本文同筆の加筆がみられることから明らかであろう。

又(A)本にない萱園円覚寺の項が設けられ、申物が無記入となっているが、この袋部分に入紙があり、これが円覚寺より寛政九年六月勝鬘寺へ提出されたた申物の報告書であることは八月廻在に当り本紙は事前に報告されたものと考えてよいであろう。又駒場随縁寺の項には申物六点について「右ハ寛政九丁^巳歳三月廿五日トウゾクノナン有之也」と小書きに記入されており、事前報告によって記入されたことを窺わせるものでこ

れ等の事実もこれを傍証してくれるであろう

(A)本の表題と内容の不一致を是正するために(B)本は(A)本所収寺院の所属する国名四州を揚げたが、実際には三河部に限って浄写し、それも東三河の一部分は削除していることは、廻在に必要な寺院のみを浄写したことも考えられよう。となれば廻在の規模が次第に縮小されていったとも、又廻在の都度その範囲が変更され、その範囲決定は不規則なものであったとも考えられよう。

収録寺院が三河に限られていることはこの時の廻在が三河に限って行なわれたことを示すと思われるが、(B)本では三十九番目に記入された円満寺の項に先きにみた如く八月三日より五日とあるは、三十九箇寺すべてをこの間に実施したとは考えられないから、この三日間の廻在中に円満寺がなされたという意味にとるべきであろう。とすれば、三河に限っても多くの時を必要としたことは確かであり、享保の廻在が如何に大規模なものであったかが知られよう。

(B)本は保存状態が悪く、特に後半部の破損は著しい。又本文中に(A)本からの転写の際の誤写、脱字が多く、時には誤読したと思われる箇所も少なくない。ことにA本加筆部分について目立つので、決して善本とはいえないが、先述の如き理由もあって、三河部についてはこの(B)本を対校に用いることとしたのである。

ただし、B本にあって、A本に収録されていない寺院の追記は行なわなかったが、A本に収録されている各寺の申物について、A本にないも

のは各寺末尾に補記追記することとした。があえてその区分は行なっていない。

① (C)本について

(C)本は縦二五・七種横一八・二種袋綴、十三紙以下欠、外題は「三河国之分末寺触下絵讃之控」とあるが、最初の部分の八ヶ寺十二丁分が残っているにすぎない、その成立については境の泉正寺の処に「寛政改在其後申扣」とあって、寛政元年廻在の記録の残欠であることが確められよう。又同年三月(C)本所収の柵沢福念寺⁽³⁰⁾が西へ転派しているので、それ以前のことであろう。(A)(B)本より時代が降るので申物の数は多くするのは当然であるが、その内容は異なるものが現われている。収録寺院八ヶ寺(寺名は別表参照)についてそれを集記しておく、律師、緞子袈裟、輪袈裟、双座真影、御伝抄拝読等が加えられてくる。(A)(B)本にない項目を収録していることが明らかとなった。それだけに欠落部分の多いことが借しまれてならない。又(C)本には寺号の右下に檀家の戸数を加えていることも他に記入例をみないだけに注目されるものである。この記入されている部分のみ抄録しておく

専光寺 貳百余

高福寺 四百五拾

西光寺 六百余

法泉寺^(尊) 本半合
貳百余

となっており、当時の寺檀関係の一部が知られる中でも、最後の法専寺のように本檀家と半檀家を合せてそのすべてとしているなど、数字の具体的根拠を示している点注意しておく必要がある。

④ 本に同じ

縦二十二櫃、横十八櫃袋綴 全十一紙のみである。

表紙は

(表紙)
嘉永五月壬子歳六月
御末寺宝物控
殿了殿
御廻在

とあって、御廻在の文字が表紙に記されたのは本書のみであることは注目されるべきであろう。成立年代は云うまでもなく嘉永五年六月である。全紙同筆であるが各寺ごとに住持名と黒印を捺印しているのを見末寺からの報告書にみえるが、末寺の提出書類を本寺で清書したものに捺印を取ったものと考えられる。新加申物としては、厨子、羅網、御書があり、ここに『申物帳』にありながら前三本にみえなかった御書が初めて取扱いの対象となったことが注目されよう。この表紙により、御廻在の内容が法宝物の改めであったことの確証が得られた。収録寺院数は

別表に見る如く、浄専寺、西運寺、常楽寺、専覚寺、西眼寺、忠安寺の六ヶ寺となっているが何故これだけに止めたかその理由は不明である。このうちにはこれまでの三本に全く見ることがなかった忠安寺の名がみえていることに注意したい。

⑤ 四本対照収載寺院一覧附絵讃之控目次

最後に四本の内容を紹介する意味で所収寺院一覧表を作製しておきたい。

(凡例 A 本所収順に従って通番を設け B C D 欄の番号は A 本の寺院が B C D 本の中の順序を示す但 A の通番は翻刻史料の通番とする)

番号	所在地	本			
		寺号	(B)本	(C)本	(D)本
1	針崎	正覚寺			
2	矢作	徳円寺			
3	奥殿	勝蓮寺		3	
4	西殿	西光寺			
5	西町	称念寺			
6	木田	正徳寺			
7	八橋	浄教寺			
8	土呂	浄専寺			
9	大浜	西方寺			
			51		
				54	
					2
					43
					50
					17
					1
					1

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
小坂	駒	横		泉	須	稻	保	今	鎌	伊	東	西	細	西	瀧	柄	大	竹	大	家	瀧	
江崎	崎	場	根	田	田	熊	久	川	谷	保	境	迫	池	尾	脇	立	草	村	田	武		
西正	正	正	西	順	淨	法	長	岐	蓮	和	泉	西	淨	善	專	高	正	光	信	円	弘	
眼源	源	緑	願	念	慶	賢	專	興	西	光	徳	正	福	徳	福	光	福	染	恩	光	満	願
寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺
67	56	38		7	6	49	10	14	46	44	28	4	65	45	48	16	15	59	3	19	39	11
								4	7			6				1	2					
6													4									
55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
神池	川	西	藤	柵	御	不	梅	六	野	伊	坂	桑	多	田	釜	羽	山	下	深	東	駒	
			幡			動					左	田						和		幡		
有島	口	豆	沢	沢	馬	堂	坪	栗	畑	田	右	和	野	振	形	角	路	田	溝	豆	立	
照長	仁	行	正	染	念	円	勝	長	善	念	龍	運	遠	光	円	覚	念	友	染	超	泉	光
光	寺	年	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺
52		24	63	25		68	26	27	61	29	9	31	21	13	20	66	33	23	30	62	64	12
					8							5										
													2			5					3	

78 77 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56

吉力谷久芦寺華高和江能中足藤小 牛新今高矢駒棚
保 藏川 垣 久

田石明田谷島寺原又原見内助川美 保城岡力田場尾

正如良聞安誓慶慶來福覚徳宗伝順浄法浄乘山道徳安

林意 入染立昌恩空浄恩山恩誓正福信泉蓮泉 念專

寺寺清寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺場寺寺

72 40 58 60 42 41 37 36 35 8 18 22 70 71 69 5 57 47 53
号善善明 号浄徳寺寺
ミ寺々

101 100 99 98 97 96 95 94 93 92 91 90 89 88 87 86 85 84 83 82 81 80 79

大蟹日羽中戸春戸押名尾深中北野星戸笹熱木小大尾藤
古 井 一 田津

谷江置黒嶋田田田切屋塞丸野色府崎田谷田全井町枝

専徳敬立覚西浄浄養法善興長善円西宝乘興教西法蓮

西円円円円照榮賢照蔵徳西円行光来泉西徳円方光照

寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

所収国	合計	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102		
三州尾州濃州遠州	120		中泉	東五城 他国末寺覚遠州	松	西 神	馬	米	馬	熱	奥 中嶋郡	大 濃州	久	桜	万	池	橋	片 原	玉	華	下	
			西	慶	正	蓮	聰	円	宝	長	宝	正	西	崇	光	徳	正	莊	善	円	忍	
			願	重	明	西	信	福	泉	円	光	光	光	清	円	泉	久	敵	福	覚	順	
			寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	
三河	72	円覚寺ヨリノ報告書在中	在家養楽寺寺号ノミ	高落順覚寺寺号ノミ	茅園円覚寺寺号ノミ																	
三河	8																					
三河	7	寺7 栢原忠安																				

(4) 『勝鬘寺誌稿』とその著者和田康道略伝

本書は、一部の研究者には、その存在は己に知られてはいたが、話題に昇ることもなかった。その内容が紹介されるのは、今回が初めてである。

和野紙に墨書され、上巻四十八丁、下巻五十五丁で、首尾完結しており、仮綴のままである。著者名を何れにも記してはいないが、同寺に蔵する和田康道自筆の『永祿法難史』前編、正編とは筆蹟が一見して同筆であることが知られるので、本書も和田康道著で、しかも、自筆本であることは明らかである、奥書等は一切なく、成立年次を確めることは出来ないが、下巻の終が大正四年で終わっている、その頃の述作と考えてよい。

その内容の詳細は本文に譲るとして、概要をここに紹介しておく、上巻は鎌倉時代信願房了海によって同寺が建立されてから、室町中期の了願の入寺興隆、更には三河一向一揆に及ぶが、これについては先きにみた別稿を述作している、ここでは簡単に触れているにすぎない。続いて一揆後元和寛永の復興に至るまでとし、下巻はこの復興後、寛永八年同寺末寺門徒団の中に末寺覚証寺を中心とする秘事法門が発覚したこと始まり、大正四年に至る同寺の歴史を同寺所蔵史料を中心に、駆使して論を展開している。しかも、本書を熟読していると、現在散佚し

た重要史料が引用されていることも確認された。例えば一向一揆時の住持了意の『音信控書』などはその最たるものであろう。

今回はその全巻を紹介することはせずに、慶応四年までとし、明治以後の部分は削除することとした。これは先きに翻刻の決定していた『絵讀之控』等と年代を合せようとしたにすぎず、他意のないことを了承されたい。

本書を翻刻する意途は、勝鬘寺が真宗教団内にあつて、教団成立時に建立されてより現今における長い歴史をもち、しかも、前述した如く、重要な存在でありながら、これまでまとまった寺誌は編纂も出版もされていなかったことが第一に揚げられよう。

東海地方は、真宗寺院の密集地帯といわれ、多くの末寺を有する大坊を中心にして長時にわたって活発な活動をしてきたにもかゝらず、その歴史を明らかにして行くのに是非とも必要とされる寺誌は、余り多く刊行はされていない。最も早いところでは、明治期に『専修寺史要』が、続いて、昭和に入つて、佐々木芳雄氏の『長嶋願証寺誌』『伊勢長嶋誌』『本派本願寺名古屋別院誌』等の一連の著述がある。河野重助著になる『恵日山光円寺誌』も一末寺の歴史という意味では注目に値しよう。又石川了整氏の『豊橋別院』、戦後では、『彰見寺誌』や『聖眼寺史』『西円寺史』等があり、これ等は単なる寺伝紹介に終らず、終始一貫して、歴史書としての本質を忘れていないことである。何れも、日本史、宗教史、真宗史等の中で位置付けを可能にしているものばかりである。

ここに紹介する『勝鬘寺史稿』はこれ等の諸著と比肩出来る内容をもち、出版には至らなかつたが、著述年次の上では『専修寺史要』に継ぐもので、寺志の先驅的意味をもっている。しかも著者和田康道氏は早くから号を出生地にある占部用水に因んで占水と称して諸書を執筆してきた。彼が三十才の明治三十四年四月、東本願寺では両堂完成後初めての大法要となつた、東本願寺御真影遷座三百年記念法要が営まれることに決して十年目のこと、法要準備に出仕していた彼に記念出版の依頼があつた。この時、著わしたのが『本願寺史談』である。二年後の三十六年には不朽の名著となつた『常葉年表』を出版して、近代における真宗史研究の先鞭を開いた意義は大きい。

しかし、和田康道(占水)の名を知る人は余り多くはない。氏は明治五年岡崎の南部坂左右町西運寺(真宗大谷派)六世順道の子として生を享け、同寺の第七世を継職し、第二次大戦中昭和十九年十二月三十日終に遠行に及んだ。享年七十三才という。氏は三河の隠れた篤学者と評されてきたこともあつて目立つことの少ない人である。平素は地方にあつて布教活動に専念された人であつたと、故人を知る人は一様に語ってくれる。遺稿の巻尾の識語より窺えば布教先等で寸暇を割いて史料収集に余念なく、余暇を割いて日夜稿を成す生活であつたようである。それでも學術書は、前記の他になく、學術論文も、學術雜誌に載つたのはわずかに、真宗学報七号(昭和五刊)所収の「三河念仏相承日記の解説」が知られるにすぎない。しかし、未発表原稿は数多く諸寺に現存していることが、

当研究所の調査によって次第に明らかとなってきた。その全容を明すにはなお相当の時間を要するであろう。三河では、『真宗伝法始末』を著わした藤井行権や『真宗大学寮講義年鑑』を著わした太藤順海等の後輩になるが、村上專精、山田文昭、曰下無倫等の活躍の背後にあってそれを助けてきた人物の一人と考えられる。

彼は東本願寺の機関誌『真宗』には度々投稿しており、昭和七年八月より十二回にわたって『三河真宗の復興』を発表したが、これは先述の未発表原稿、『三永祿法難史』の前篇の緒言に従えば、前篇、正篇、後篇の三巻中、後編(復興篇)に相当し、しかも、前二巻の原稿が勝鬘寺に現蔵され、前篇巻頭には昭和七年十二月十七日付、宗務所からの書立(序)が寄せられているにもかゝらず、後篇のみが見当たらないのは投稿していたことに依ると考えられる。其後、昭和十一年十月号に「教如上人年譜」、十二年三月と六月に二回にわたって「蓮如上人年譜」、十四年十一月、十二月、十五年一月の三回にわたって「宗祖聖人御年譜」を投稿。これを最後に「真宗」誌上からは姿を消している。又地方の伝道小誌等では多くが投稿せられていたらしい。これより先、昭和六年三月には小冊子ながら『三河法難の顛末』を刊行するなどは、当地方の真宗史関係の地方出版の先鞭にもなっている。又収集した史料を整理し、謄写印刷して同好の志に分けていたので、その中には、各寺に所蔵する一向一揆関係の文書目録や、『天文三河宗門年表』などが含まれており、分野は三河の真宗史全般にわたっているが、中でも最も心血をそそいだのは、三河

一向一揆の部分であったことが、これまで知られたわずかな資料からも窺い得られる処である。

(5) 『末寺触下回順記』

この廻順記は縦二五・四種横一七種全十六紙袋綴装で

表紙は

「寂光山

本寺

回順記

触下

針寄

知事」

とあり、これまでの廻在記録のように、末寺ごとの絵讀は記録せず、回章等の触順を道筋別に記した住所録になっている。それに本末関係でいう末寺、触下の区分、寺格としての、平(平僧)、飛(飛檐)、余間等の種別を明記しているにすぎない。それ故、末寺触下を収録した、末寺帳とすべきかと考えられる。成立時期は三河部の終りに

「都合七十五ヶ寺

文政貳己卯年九月二日改之

寂光山勝鬘寺役者」

とあって文政二年に改めたものであることが知られる。本書に関する諸

問題は前述の如く本書が拙稿の再録であるためそれを参照されたい。⁽⁴⁰⁾

おわりに

主題となった『絵讀之控』は決して単なる各末寺の宝物台帳というよりなものでなく、その背景に幕府の寺社改めとは別途に住持の廻在の例があり、末寺支配の一方法として効果のあったことが、以上論じてきた処でも明らかとなった。

又地方寺院の道場から寺院へと発展して行く姿を具体的に追求出来る点にも、注目したいものである。申物帳と直結しているため、本山、中山、末寺の御免物を通じての諸問題がここに浮彫りにされたことと思われる。

注

(1) 「同朋大学論叢」第二十四・五合併号 三〇一頁以下

曰下無倫論文「三河国に於ける真宗教団の発展」(大谷学報十七卷二・三・四号)

(2) 現在は佐々木上宮寺に伝えられているが、かつて桑子妙源寺に伝えられていたことを思わせる記述が了祥の『異義集』(大系本 二三八頁)にみえており、これまでの関係諸論考で全く紹介されていなかったのでここに記しておく

「又未灯鈔講録ニ、桑子唯佛房ノ記、題ニ三河念佛相承日記トアリ、淨

信房高田(マイルコトヲ記スト)ここに、引用する未灯鈔講録が何れの講録であるかは、調査中である。又近年高田本山刊行の『高田の寺々』(一九九頁)の岡崎の満性寺々中東泉寺項に「三河念仏相承日記(古写本)」が紹介されたので、早速御住職に問合せみた処、仕舞い失つて未見とのことである。

(3) 中島板倉家は代々深溝松平氏に仕えてきた家柄で、勝重、重宗の二代に及ぶ京都所司代を出して名家となった。この名家となる以前から、中島淨光寺(本證寺末岡崎市中島町)針崎勝鬘寺を通じて本願寺とも接触があったことは『粟津重要日記』にも登場して知られている。しかし、勝鬘寺との関係は余り知られていないので一応簡単に紹介しておく。

勝鬘寺には現在勝重の父好重(法名一雲(寛政重修傳)家譜では源空とする)肖像、同母妙好尼(本多光重女)像、同甥の利伊(法名利生院円空)像各一幅は、本願寺下附の裏書をもっている。父母像は、共に元和五年六月廿一日、勝万寺門徒となっている。願主は記していないが、母妙好尼は寛永元年十月廿四日卒去(勝万寺過去利忠日記(豊橋市史)第六卷四九頁)、十一月三日勝万寺において葬礼を執行したことが利忠日記(豊橋市史)第六卷四九頁)にみえており、御影下附当時健在であった。従つて妙好尼は夫君像下附を本願寺に願ひ出で、ついでに自らの寿像をも下附を願つたため裏書に願主名を記さなかったと考えられる。この兩幅共に裏書に勝万寺門徒と記しているの、板倉氏が勝万寺直參門徒であったことは疑うことが出来ない。利伊像は裏書に下附年次を記していないが、『申物帳』に、三河の寺部守綱寺の渡辺家歴代像と共に、他に事例をみない特記事頃として記されている。すなわち『申物帳』万治二年四月十五日余に

一、板倉三左衛門影像 願主板倉八右衛門

(探知)
御自筆院号法名留

名乗久家利伊法名円空

右之裏書之留

板倉三左衛門利生院円空

裏書之留

大僧正御判

利生院釈円空肖像

願主板倉八右衛門

とあってその成立年次を知ることが出来、又この利伊は同年五月廿七日丹波福知山に没している、これも没する一ヶ月前子息八右衛門が願い出て下附されたもので寿像である。この利伊は「申物帳」によれば明暦四年四月十八日条に見えている勝鬘寺親鸞聖人絵伝四幅を母の菩提のため寄進していることが同裏書によって知られる。(裏書目付これより四年後寛文元年十二月廿八日と)

又この利伊父は勝鬘寺文書に依れば、元和元年再建された勝鬘寺本堂の本尊須弥壇・宮殿・前卓を生前(寛永三、三、開没勝万寺過去帳・利忠日記)寄進をしたが、本願寺への届出を怠ったため、徹去を命ぜられた。後寛永八年七月廿八日許可となった(岡崎市史七卷五三六頁、同所に「八右衛門好重」とし、勝鬘寺直参門徒板倉家というだけあって同寺の過去帳第一号の開巻部分に板倉家を載せていることなどから、その間柄も俚ばれよう)

教如下向に関する同寺所蔵史料は、笠原一男論文「戦国武士と真宗」(伊藤多三郎編「国民生」活史研究四一四〇八)に写真入りで紹介された慶長十四年五月廿二日付文書一通(阿書一向一揆の研究慶長十四年三月「教如之御下向宿帳」(阿八〇下稿)。「上様御下向之御賄日記」(阿書八〇六)の一連の史料が、今調査で未確認となっている。

(5) 勝鬘寺所蔵「織田家系図」参照

(6) 同 「大久保家系図」参照・同寺には三種現存する

(7) 和田康道論文「三河真宗の復興 十二」(「真宗」昭和八年七月号二八頁) 翻刻「勝万寺誌稿」一九頁以下、以下「寺誌」とあれば本書を指すものである

(8) 小串侍著「近世の東本願寺」二二頁以下

(9) 勝万寺所蔵「浜松下勝万寺記録」・駿河志料第一卷八三四頁西敬寺項参照。下垂の地名は大正十四年四月尾張町と改名されている。

(10) 〆 「名古屋勝鬘寺記録」

(11) 「校注教如上人御伝記」五五頁慶長十年条。

(12) 「和歌山の研究」(2)二二三頁。

(13) 「岡崎市史」第七卷五三八頁

(14) 「日本名所風俗図絵」十八諸国の巻五四四頁。

(15) 「岡崎市史」第六卷五四頁

(16) 注(1)参照

(17) (A) 柏原祐泉論文「本願寺教団の東西分立」
(大谷大学研究年報十八号一四一頁)

(B) 拙稿注(1)参照

(18) 違反行為の最たるものは転宗、転派であるがこの転派によって、これまで下附してきた申物をすべて召上げる権限のあったことも、それを裏付けるであろう。寺誌二二頁の六項にその一例があり、佐々木上宮寺で久淵の普光寺の転派にもそれがあつた(海部郡基目寺町久淵普光寺蔵史料)御印書の調査はこれまで殆んど手が付けられていないが、例えば佐々木上宮寺の場合葬列を組むに当って同位となった場合、御印書の下附年次の前後によって順位を決定した場合もあり、早くから重書の一として各末寺では大切に保管していたようで、今後諸寺の現地調査で御印書の有無記録は必ず実施されねばならないと考えるものである。

- (20) 『石川県銘文集』 仏画経巻編二五六頁参照。
- (21) 上場顯雄論文「粟津家所蔵本『申物帳』について」(近世仏教史料と研究第四巻二号、所収、二〇頁) 以下「上場論文」と略記する。なお大谷大学粟津文庫本が二十一冊と紹介されているが二十二冊の誤りである。なおこの『申物帳』が写真紹介されたもの少なく北条秀雄著『改訂増補浅井了意』(笠間叢書二六)の口絵に収録されている位であろう。
- (22) 上場論文の他に、大桑齊論文「東本願寺の奏者について」(大谷学報四九巻二号)、「近世真宗教図構造の諸類型——申物帳の分析から——」(日本宗教史論集下所)、谷端昭夫論文「近世における東本願寺の宗務機構について」(其宗研究二二二号所収)等がある。
- (23) 『近江守山の佛教遺宝』本願寺関係末寺項参照
- (24) 大桑齊論文「東本願寺の奏者について」(大谷学報四九巻二号)九八頁
- (25) 注(2)参照 二七頁
- (26) 同上
- (27) 谷端昭夫論文「近世における東本願寺の宗務機構について」真宗研究二一七頁以下
- (28) 同上
- (29) 注(2)参照
- (30) 翻刻資料一〇六頁
- (31) 一般には『真宗故実伝来鈔』(真宗史料集成九・六六三頁)に云う元禄三年開設が、普及しているが谷端論文では天和開設説を上げているが、翻刻資料一三三頁には真享四年集會処の存在を示す、史料があり、今後この設置についても諸賢の教示を願いたい。
- (32) 翻刻資料一一六頁
- (33) (真享書上書式)
- (34) 勝蓮寺所蔵、蓮如上人絵像裏書
- (35) 勝蓮寺所蔵 柳堂本尊縁起関係文書写あり
- (36) 岡崎市大井野町源光寺文書
- ① 源高寺
- ② 法名
- 元和七年正月十八日 釈専正
- 釈良明(花押)
- 文禄二年十一月廿六日 釈了意(花押)
- (37) 曰下無倫論文「原始直宗に於ける荒木門徒の研究」(真宗史の研究)二二四以下) 抽稿論文「豊田市史」第一巻五〇四頁以下
- (38) 抽稿論文「荒木源海上人伝研究序説」(東海仏教十) 加賀寺正本
- (39) 福念寺は「絵讃之控」と「申物帳」との複雑な関係にあることと、帰参改派についても複雑な経緯のあったことが同等所蔵の関係文書から窺われる。このことが関係諸問題の解決に当って多くの示唆に富む解答を与えてくれると考えるので、纂をいとわず、ここに、それ等の経緯を紹介しておきたい。同寺の所在地は東加茂郡下山村柵沢にあり、西三河山間部に位置する。
- 同寺の改宗時期は、実如の署名部分のみを残す絵像本尊が現存しており、記録によれば、大永元年三月十八日願主誓慶と伝えているので、この頃とみてさしつかえないであろう。その後「申物帳」には寛文二年十月廿五日、木仏・寺号、願主祐正とみえているが、同寺蔵木仏裏書には延宝五年二月十五日とあって、その間十五年を経過している。そのため本願寺留守職は琢如より常如に継職、福念寺側でも記録によれば願主祐正は延宝四年十月十四日に没し、第七世了伝代に交替している。又了伝はこれより先・木仏寺号下附以前の延宝二年十一月二十九日に開山、蓮

如御影の下附を申出ていることが、『申物帳』によって知られる。この時本末関係の本證寺末と『申物帳』が誤記していることは前述の通りである。この開山、蓮如御影も、『申物帳』記載より九年後の天和二年十一月二十九日の裏書となっていることが、その裏書や絵讃之控によって知られ裏書には願主は、『申物帳』にみえる了伝の席名である莫伝となつてゐること、本願寺では常如から一如に交替していることは『申物帳』から裏書に至る時差が九年から、十五年という長期にわたつてゐるため寺史にみる限り、その間下附条件に合致しない不都合があつたようには思われない。ただ同寺の記録では莫伝を六世、了伝を七世としてゐるが同朋大学図書館に所蔵する同寺旧蔵の莫伝や了伝の手扱本の自書奥書によれば莫伝は三世、了伝は四世と記しており、後世記録編纂時に世代作為の跡を窺うことが出来る史料を伝存している例としてことに留意する必要がある。

又同寺記録でいう九世春了は天明八年三月西へ転派の意志を表明し、同国西派の触頭本宗寺へその必要手続きを取つていた(本宗寺旧蔵文書原本。燃失小生調査メモ)。寛政元年二月十六日西の転派は成功したが、一部門徒との対立・門徒間の対立までに発展し、福念寺の中本山勝鬘寺へ檀那替えをする者も現われるに至つて門徒の離散が目立ち、法類からは葬儀取りきめを破つたことを理由に何かにつけて協力が得られなくなり、終に東へ帰参するに至つた。しかし、帰参後の待遇は直参を望んだ。寛政九年八月八日再度木仏下附を願い出て安置し直参も許可となつた。しかし、この直参化も支障を来し、文化八年閏二月直参より再度勝鬘寺末として取扱われたく、中本山へ申出て認められた。その関係は明治九年本末関係解体に至るまでこの本末関係は持続することゝなつたと同寺蔵の多数の関係文書は語り伝えている。

資料篇

凡例

『末寺触下繪讚之控』

- 一、『末寺触下繪讚之控』は、研究篇に示した如くA・B・C・Dの四本を有すが、ここではA本の記事を基本として、それに不記載のものや虫損箇所をB本によって補訂して翻刻した。ただし、その部分についてはとくに断らなかつた。
 - 一、旧漢字・異体字は原則として新字体に統一したが、例外として「期」は原本通りその異体字「朞」を用いた。
 - 一、明らかに誤写と思われる箇所は(マ、)〔4.5ポイント活字〕で示し、判読不能の部分は□で示した。
 - 一、寺院名はゴチック体10ポイント活字で示し、通番を付した。
 - 一、申物物件ならびに什宝の項目はゴチック体9ポイント活字で示し、それに続く記事は人名・年月日・地名等の部分で、一マスあけて区切った。
- 一、大谷大学図書館蔵粟津家記録『申物帳』に記載のある申物物件は
- (申)としてその年時のみを記した。
 - 一、大谷大学図書館蔵三舟文庫『勝万寺末寺帳』に記載のある寺院は(末)として抽出して翻刻した。
このうち(番之無之ハ末寺之分)は、『勝万寺末寺帳』後半に別記される寺院道場を示す。
 - 一、とくに補足説明を要するものは(註)で示した。
 - 一、A本に挿入される記録写は必要と思われるもののみ(別紙)「」として翻刻した。
 - 一、織田願信、小島恵昭、青木馨の三名が分担した。
- #### 『末寺触下廻順記』
- 一、傍点の文字は後より挿入したものである。
 - 一、これは織田願信「三河三ヶ寺門徒団の基礎的研究―勝鬘寺末寺を中心として―」(『同朋大学論叢第24・25合併号』)に翻刻したもののよりの転載である。

『勝鬘寺誌稿』

- 一、『勝鬘寺誌稿』は上下二冊で、大正四年四月二日まで記録されるが、ここでは明治以降の部分を不記載とした。
- 二、旧漢字・異体字は原則として新字体に統一したが、その例外もある。
- 三、文書・記録部分は二字下げとした。
- 四、小島恵昭・田代俊孝の両名が担当した。

(表紙)

尾張三河之分

末寺触下繪讚之控

(1) 針崎正覺寺

木仏

先年為御仕置松井若(袋カ)校長福寺來而為詮義時埒明其後御開山様申下時再

遂御断竟(袋カ)

繪像

文明拾六年辰六月廿六日 參河国勝万寺門徒同国幡豆郡吉良庄岡山郷

願主釈誓珍

祖師聖人

宣如上人御判 慶安貳己丑暮晚春廿八日 勝万寺下參州額田郡春崎村

正覺寺 願主祐保

(袋カ)「初專養坊門徒申付後又永專坊門徒申付故非他寺御免之申惣同」

顯如上人

教如上人御判 慶長十一丙午正月廿六日 勝万寺門徒永專坊常住物也

資料篇「末寺触下繪讚之控」

願主釈西念

太子七高祖

常如上人御判

崎正覺寺 願主釈祐恵 寄進釈宗念

飛檐

(末)

岡山土佐 是ハ寺号ハ正覺寺と申ハ祐伝引之寺にてハ此土佐をハ祐伝

看坊置申ハ根本寺中正覺寺末寺にてハ土佐カ子恵順故ニ岡

山ノ寺役ノ分ハ皆正覺寺祐保勤申ハ

(2) 同所徳円寺(針崎)

木仏

同□

祖師聖人

常如上人御判 寛文十三癸丑九月上旬 勝覺寺下參州額田郡春崎村徳

円寺 願主釈祖伝 寄進釈尼妙敬

蓮如上人

同上人御朱印 延宝七歲乙未冬十二月下旬 勝覺寺下參州額田郡春崎

村徳円寺 願主釈良伝 寄進釈尼妙敬(申延宝7・6・12)

太子七高祖

飛檐

(末)

寺 中徳門寺 道以 組吟

是ハ土井村ニ尾張申坊主ノ門徒ヲ顯正院被仰付_レ根本ハ桑谷ニ在之寺にて_レいと申_レ

撞鐘

御印書申次栗津右近 勝蓮寺巽哲 寛文三歲卯十一月六日(申寛文3・11・8)

飛檐

御免書申次下間治部卿法橋 延宝五丁巳

三月廿六日午刻勝蓮寺行性 行恵 行円宝永四亥十月六日

前卓

四本柱

玄如上人融如上人双幅御影

從如上人御影

(末)

矢作勝蓮寺 大貳

祖師聖人

蓮如上人御在判 延徳三歲辛四月一日 参川国勝慢寺₍₇₎門徒同国碧海郡

碧海庄矢作 願主釈善明

蓮如上人寿像

大谷本願寺弟七世蓮如真影 文明十六歲甲辰六月廿日 参川国勝万寺

門徒同国矢作勝蓮寺 願主釈善慶

太子七高祖

宣如上人御判 寛永參丙寅歲九月八日 右老兩軸為安藤伝十郎定頼先

妣釈尼妙伝令寄進之者也 願主釈行性

御繪伝

一如上人御判 添状ニ貞享三年三月十日 勝鬘寺下参州碧海郡矢作村

勝蓮寺 願主行性

木仏

(4) 奥殿村西光寺

宣如上人御判 寛永十六己卯暮初春廿日 勝萬寺下三州額田郡奥殿村

西光寺 願主釈順省

祖師聖人

同御判 寛永十五年戊寅七夕 勝萬寺門徒三州額田郡奥殿村西光寺

願主釈順省

太子七高祖

同御判 寛永十五戌寅暮初秋十二日 勝萬寺下參州額田郡奥殿村西光寺 願主釈順省

撞鐘

寛文十稔三月十三日 御印書申次粟津右近尉元恒 勝鬘寺下參州額田郡奥殿村西光寺 願主釈了山(申寛文10・3・13)

前卓

寛永十五年寅三月廿一日 御印書申次多賀主膳 勝鬘寺下三州奥殿村西光寺 順省

飛檐

当住元禄三年二月十九日(申明曆4・2・15) 了願正徳五申三月八日

証如上人

願如上人御免

(末)

奥殿西光寺 惠順 順梯

是ハ実子無之ハ間本多豊後殿家中ニ雪吹窓左衛門と申ハ侍

之子頭ハケハ侍男ニ成申ハ事不成ハ坊主ニ致ハ間勝鬘寺

了明ヲ頼ハ間可然処へ有付申ハ様ニと申ハ間西光寺養子ニ

申了付ハ

繪像

実如上人御判 永正七年庚午四月廿八日 勝鬘寺門徒三州幡豆郡上吉良三井吞称念寺常住物也

木仏

繪像ノ御裏ニテ済

祖師聖人

宣如上人御判 元和二丙辰稔九月十九日 勝万寺門徒三州幡豆郡吉良庄西町ノ郷称念寺常住物也 願主釈慶伝(申元和2・9・19)

証如上人

教如上人御判 天正九辛巳年九月廿八日 願主慶祐

太子七高祖

宣如上人御判 元和五己未曆八月廿八日 願主釈道喜

繪伝

一如上人御判 月番老中添状兼帯

四本柱

元禄式三月廿七日

前卓

同断

飛檐

一如上人御代 月番 元禄十三年三月九日午中刻勝鬘寺下三州幡豆郡

西野町村称念寺 釈敬山(申寛文4・9・14)

(5) 西之町称念寺

琢如上人

太子七高祖

撞鐘

貞享三月廿八日

繪伝

真如上人

宣如上人御判 元和七年辛酉十一月十四日 春先勝万寺下三州幡豆郡吉良庄木田村正徳寺常住物也 願主釈浄信(申元和7・11・14)

飛檐継目

御伝鈔

(申延宝5・7・25)

御印書月番石井隼人粟津勝兵衛添状兼帯 天和三年閏五月七日

(末)

飛檐

西町正念寺 慶祐 慶典 存等

寛文十三丑三月十三日巳ノ刻 勝鬘寺下三州幡豆郡木田正徳寺 立円

同所善秀 是ヲモヒカニ式ケ寺ノ役勤申付

(申寛文13・3・13)

同

(6) 木田正徳寺

一如上人 元禄十一年十一月七日午刻 吸心 吸全

木仏 寺号此時ニ御免也

宝永八卯三月廿五日巳中刻 吸全

有御印書申次粟津右近 元和元年九月五日(申元和2・9・5)

寛保二年四月十日 吸鳳

祖師聖人

宝曆十一年五月九日 吸存

宣如上人御判 元和四年戊午七月八日 春先勝万寺下三州幡豆郡吉良

従如上人

庄木田村正徳寺常住物也 願主浄信(申元和6・7・5)

乗如上人御免

願如上人

(末)

教如上人御判 慶長八年癸卯五月十五日 勝万寺門徒三州幡豆郡吉良

木田正徳寺 式部卿 願信 浄信 吸江 吸円

庄木田郷 願釈願信

(7) 八橋淨教寺

繪像

蓮如上人御筆 文明十八歲丙壬二月十九日 三川国勝鬘寺門徒同国三

陽郷八橋 願主釈性嚴

木仏

宣如上人御判 元和七辛酉年九月廿日 勝鬘寺下三州八橋村淨教寺

(申元和7・9・20)

祖師聖人

同御判 寛永十八辛巳載初春廿八日 勝萬寺門徒三川国碧海郡重原庄

八橋淨教寺常住物 願主釈宗誓 寄進釈道善

教如上人

同御判 寛永十三丙子歲晚春廿五日 勝万寺下三川碧海郡八橋淨教寺

常住物也 願主釈宗善 寄進釈修榮

太子七高祖

同御判 寛永十八辛巳歲仲春十三日 勝万寺下三州碧海郡重原庄八橋

淨教寺常住物也 願主釈宗誓 寄進釈誓珍

御繪伝 御礼金徴喉両

真如上人御判 申次七里大式八木監物 元禄拾五年五月三日 勝鬘寺

下參州碧海郡八橋村淨教寺 願主秀円

飛檐

真 秀円 宝永七寅二月廿五日巳上刻

四本柱

前卓

元禄元十二月十三日 願主釈秀円

琢如上人

同辰年十二月廿三日 願主同人

無尋光院御影

玄如上人融如上人連座御影

乘如上人御筆同御影

飛檐繼目

(末)

八橋淨教寺 慶順

是淨教寺ゲンソク致ハ間同宿之慶順ト申者ヲ看坊ニ申付則

慶順住寺ニナリ申ハ然メ此根本ノ淨教寺ヘツ、キ申ハ

(8) 土呂淨專寺

木仏

元禄貳年八月六日 勝萬寺下三州土呂村淨專寺 伝良

祖師聖人

宣如上人御判 寛永六巳巳年初冬廿八日 勝萬寺下三州額田郡土呂村

淨專寺常住物也 願主曉雲

額如上人

願如上人

教如上人御判 慶長十乙巳稔十二月廿九日 勝万寺下三州額田郡土呂

村淨專寺常住物也 願主祐念

太子七高祖

一如上人御判 延宝八稔庚申暮春廿五日 勝鬘寺下三州額田郡土呂村

淨專寺常住物也 願主釈伝説 寄進祐意(申延宝8・3・8)

六字名号

蓮如上人御筆

四本柱

前卓

撞鐘

安永二巳三月五日 石井隼人

飛檐

同年 栗津大学

(末)

土呂淨專寺 祐念 祐信 丹後 永願 伝休 伝説

是住寺細々替り申い根本ノ坊主ハ土呂ヲ捨桑名ニ本多美濃

守殿御座い時分此家中之坊主ニ也播磨へ参い間又和州郡山

ニ居申い

御印書申次粟津勝兵衛 勝万寺下三州碧海郡大浜郷西方寺 祖師聖人

教如上人御判 慶長八癸卯八月十四日 三州碧海郡志貴庄大浜郷西方

寺常住物也勝万寺門徒 願主了念

証如上人

同上人御判 天正九年辛巳十一月廿八日 勝万寺門徒參州碧海郡志貴

庄大浜郷 願主釈念信

太子七高祖

宜如上人御判 寛永參丙寅歳三月廿四日 勝万寺門徒三州碧海郡志貴

庄大浜郷西方寺常住物也 願主釈了念

絵伝

一如上人御判 此外月番石井隼人粟津勝兵衛添状兼帶 貞享元年八月

十五日 勝鬘寺下三州碧海郡大浜村西方寺 願主釈念秀

前卓

一如上人御判 月番横田主水松尾左近 貞享四年十一月十日 勝鬘寺

下三州幡豆郡吉良庄大浜西方寺 念秀

飛檐

一如上人御判 月番下間治部卿海老名主税 元禄拾年正月廿五日巳刻

勝鬘寺下三州碧海郡大浜村西方寺 念誓

一如上人

正徳三閏五月十二日 念正

(9) 大浜西方寺

木仏

四本柱

撞鐘

貞享五月十二日 念秀

常如上人

真如上人

玄如上人

從如上人

(末)

大浜西方寺 正海

(10) 滝ノ郷弘願寺

木仏

宣如上人御判 元和七年辛酉霜月十一日 勝万寺下三州滝之郷弘願寺

(申元和7・11・11)

祖師聖人

同御判 慶安第三庚寅暮小春廿八日 勝萬寺下參河国額田郡滝村弘願

寺常住物也 願主積願西

証如上人

顯如上人御判 勝万寺門徒弘願寺

太子七高祖

一如上人御判 延宝九辛酉暮如月下流 勝鬘寺屬下三河州額田郡滝村

仏見山弘願寺常住物也 釈智哲(申延宝9・2・9)

四本柱

常如上人

前卓

飛檯

一如上人御免 申次石井隼人海老名主税助 元禄十二己卯三月朔日巳

ノ上刻 弘願寺廓洞始

繪伝

一如上人

六字

存如上人 蓮如上人

琢如上人之御影像

月番石井隼人栗津庄兵 元禄四辛未三月九日申下 此琢如上人御影申

下者来申歳為可申御絵伝也 一如上人御判添名有之

(末)

流 弘願寺 順西 右京 沢山 呂哲

此右京者教了代ニ尾州北一色之善行寺ニ申付ハ又滝ハ沢山申

付ハハ、出申ハ間坊主人人にてハ

(11) 家武円満寺

木仏

一如上人御判 天和二曆戊七月十五日 勝鬘寺下三州幡豆郡家武村円満寺 賢西

祖師聖人

同御判 貞享三寅年極月二日 勝鬘寺下三州幡豆郡家武村円満寺 釈

玄界

蓮如上人

宣如上人御判 寛永三丙寅歲三月廿二日 春先勝萬寺下三河幡豆郡吉

良庄家武郷円満寺常住物也 願主釈賢西 寄進釈休也

太子七高祖

真如上人 正徳元年七月廿二日 勝鬘寺下三州幡豆郡家武村円満寺

願主了玄 寄進道誓

飛檐

寛政六年九月九日申寅巳上刻 勝鬘寺下幡豆郡家武村円満寺 亮道三

十歳

(末)

家 武円満寺 祐海 頼西 石見

此祐海と申ハ祐尊良玄親也頼西と申ハ墨村ノ坊主也石見

ハ木田ノ浄信子也

^(註)方便法身与三本願寺釈文字明而尊形字与御法名或門徒之徒字不顯箸也

○大永三年癸未閏三月廿八日 勝万寺門徒三河国賀茂郡足助庄外下山

郷大田 願主釈西心

祖師聖人

宣如上人御判 寛永第十四丁丑季仲春八日 春崎勝万寺門徒三州賀茂

郡足助庄太田村外下山信光寺常住物也

顯如上人

教如上人御判 慶長十乙巳年十二月十九日 勝万寺門徒三河国賀茂郡

大^(繪之)嶮之内大田村 願主祐賢

太子七高祖

宣如上人御判 寛永十四丁丑暮如月二日 勝萬寺下三州賀茂郡足助庄

大田村外下山信光寺常住物也 祐念

繪像

宣如上人御判 勝万寺門徒 願主釈祐賢

飛檐

祐賢 正徳二年辰二月廿五日巳刻 祐順 同年二月廿六日巳刻

飛檐繼目

元文四十一年十五日 影恵

宝曆六十一年十四日 徳恵

前卓

一如上人 貞享五年二月晦日

木仏

(12) 大田信光寺

四本柱

同年

從如上人

明和元年閏十二月廿七日 願主祐恵 寄進人宗林

御繪伝

明和二年八月二日 願主祐恵

(末)

大田信光寺 祐専 祐堅 祐念 祐尊

(註) 木仏と繪像の項目が逆になっている。

(13) 竹村光恩寺

木仏

宣如上人御判 勝万寺門徒三州碧海郡重原庄竹村光恩寺 願主釈敬

姑

祖師聖人

一如上人御判 三河国勝鬘寺下竹村繪道場 願主光恩寺

就_レ此御裏ニ集会所之役人有_レ誤訟ニ其旨、雖_レ請ニ加筆、余申物顯著故被_レ

措_レ之旨殿命也是故從ニ宣了ニ遺ニ証文一紙ニ処也

願如上人

教如御判 勝鬘寺門徒三州碧海郡鳴原庄竹村郷 願主順道

太子七高祖

一如上人御判 添狀貞享二年二月朔日 勝鬘寺下三州碧海郡光恩寺

願主敬意 月番石井隼人粟津勝兵衛

撞鐘

真 正徳元六月廿一日 願主敬念

前卓

一如上人 元禄二二月朔日 願主敬念

飛檐

真 正徳元卯六月十四日 願主敬念

御繪伝

真如上人

(末)

竹村光恩寺 慶祐

是ハ根本之坊主筋絶申付間入人にてハ

(14) 大草正楽寺

木仏

常如上人御朱印 祐染安置焉 延宝五年二月十五日 寺号者貞享二年

正月廿九日 月番七里道専八木采女 紙寺号也(申木仏明曆3・10・21)

祖師聖人

同常如上人御判 延宝三稔乙卯五月廿八日 勝鬘寺下三州(嶮田)幡豆郡大草

村 願主釈祐染(申延宝2・9・19)

教如上人

宣如上人御判 寛永元甲子曆十二月廿三日 勝万寺下三州額田郡相見

庄大草村 願主积祐智

太子七高祖

一如上人御朱印 願主祐染 添状兼帶

前卓

(末)

大草正樂寺 西ノ坊 少將早世

(15) 栃立高福寺

繪像

願如上人御判 勝鬘寺門徒栃立村高福寺

木仏

琢如上人御判 慶安三年庚寅仲秋十七日 勝鬘寺下参河国賀茂郡高福

寺 願主积慶吞

祖師聖人

宣如上人御判 慶安第四辛卯暮初秋廿八日 勝鬘寺門徒三河国賀茂郡

栃立村高福寺常住物也 願主同上

願如上人

教如上人御判 慶長十一丙午年正月 勝万寺門徒参河国鴨郡大久庄栃

立村慶祐常住物也 現無(午田 西殿寺)

太子七高祖

常如上人御判 寛文九年己酉十一月上旬 勝鬘寺下三州賀茂郡栃立村

高福寺常住物也 寄進道西 願主慶頓(申寛文7・8・9)

繪伝

一如上人御朱印 月番添状兼帶 勝鬘寺下高福寺

撞鐘

常如上人御代 御印書申次粟津右近尉元隅 七月廿四日 勝鬘寺下参

州賀茂郡栃立村高福寺 慶吞(申寛文9・7・24)

一如上人

真如上人 宝永七寅歲六月廿七日

飛檐

元禄十七年 慶運

蓮如上人

同断

(末)

栃立高福寺 真光坊 慶祐 々々 慶順 順的

此初之慶祐ハ古ヘ一騎之後信州ヘ退申ハ刻我子ヲコロシ勝
鬘寺ノケンソクヲ助ク忠節人也是モ実子なくハテ教了代ニ

順的ヲ入婿ニ申付ハ

(註) 銘より寛文九年であることがわかる。

(16) 滝脇村専光寺

繪像

証如上人御判 天文八己亥年六月五日 勝万寺門徒參河国賀茂郡足助

庄外下山内滝脇郷 願主釈誓慶

木仏

宣如上人御判 寛永十六己卯暮秋朔日 勝万寺下三州賀茂郡下山庄

滝脇村専光寺 釈誓玄

祖師聖人

琢如上人御判 承応三甲午年暮初夏廿八日 勝鬘寺下參州賀茂郡下山

庄滝脇村専光寺常住物也 願主釈受玄(申承応2・2・27)

顯如上人

教如上人御判 慶長十三戊申稔正月廿六日 勝万寺門徒參河賀茂郡案

助庄下山内滝脇郷 願主誓慶

太子七高祖

琢如上人御判 寛文四季甲辰梅天廿二日 勝万寺屈下三州賀茂郡滝脇

村専光寺常住物也 願主釈受玄(申寛文3・12・10)

繪伝

常如上人御判 延宝丁巳季冬十五日 勝鬘寺下參州賀茂郡滝脇村専光

寺 願主釈受玄

撞鐘

御印書中次栗津右近 寛文八稔申五月廿七日 勝鬘寺下三州賀茂郡滝

脇村専光寺 受玄(申寛文8・5・26)

飛檐

受玄 万治三年七月五日申刻(申万治3・7・5) 吟清 寛文十一

稔正月廿一日辰刻

受清 宝永三戊年三月

前卓

一如上人 申次八木采女七里道専 貞享四年卯極月廿四日 勝鬘寺下

三州賀茂郡滝脇村専光寺 吟清

四本柱

同時余書同上

一如上人

真如上人 元禄十五年六月十三日 願主吟清 寄進妙了

(末)

滝脇専光寺 誓慶 誓玄 寿堅

(17) 西尾善福寺

木仏

祖師聖人

教如上人御判 慶長十九甲寅稔二月八日 勝万寺門徒三州幡豆郡吉良

庄西尾郷善福寺常住物也 願主釈祐正 寄進釈念西

宣如上人

琢如上人御判 寛文肆歳甲辰黄鐘廿五日 勝鬘寺属下三州幡豆郡吉良

庄西尾郷善福寺常住物也 願主积祐賢(申寛文4・11・18)

太子七高祖

宣如上人御判 慶長十九甲寅歳十一月七日 勝鬘寺下三州幡豆郡吉良

庄西尾善福寺 願主积祐正积念西

繪伝

一如上人御判 月番添状兼帯

撞鐘

(安之) 慶永三年九月廿九日 願主祐玄

飛檐

真如上人御免 正徳二辰八月三日 理円

一如上人御免 月番下間治部卿法橋粟津勝兵衛 元禄七年甲戌八月廿

六日巳刻 己休

前卓

(末) 四木柱

頭如上人

真如上人

従如上人

太子二歳像

(末)

西尾善福寺 順正 祐正 祐賢

好珍 是モ古来西ノ町ニ有寺也。是モ正念ヒカヘニテハ共慶典代

此方へ指上申ハ間順正代申付ハ頭正院被仰付ハ故ニ善福寺

も両寺役勤申ハ

(18) 細池浄徳寺

木仏

宣如上人御判 寛永弍乙丑稔十二月廿四日 春先勝万寺門徒三州幡豆

之郡細池村浄徳寺 願主祐伝

祖師聖人

琢如上人御判 寛文参季癸卯二月廿八日 勝鬘寺下三河国幡豆郡吉良

莊細池村浄徳寺常住物也 願主积祐伝(申寛文1・10・24)

頭如上人

教如上人御判 慶長七壬寅年九月十四日 三州幡豆郡吉良庄経師郷勝

万寺門徒 願主积祐伝

太子七高祖

琢如上人御判 寛文三歳癸卯林鐘廿二日 勝鬘寺下三州幡豆郡吉良庄

細池村浄徳寺常住物也 願主积祐伝(申寛文1・10・24)

四本柱

前卓

飛檐

真如上人御免 月番粟津勝兵衛石井隼人 宝永三歳丙戌九月廿一日巳

刻 祐演

撞鐘

御絵伝

從如上人

飛檐繼目

(末)

細池淨徳寺 慶持 永伝

是モ古来ハ矢田ニ住ス永伝代ニ細池へ越ス

(19) 西迫村西福寺

木仏

常如上人御判 延宝五年二月十五日(申寛文1・10・26)

祖師聖人

常如上人御判 寛文六年秋月廿八日 勝鬘寺下三州宝飯郡西迫村西福

寺常住物也 願主良雲(申寛文5・11・8)

頭如上人

教如上人御判 慶長十一丙午年五月十三日 勝万寺門徒三州宝飯郡西

迫村西福寺常住物也 願主釈了円

太子七高祖

一如上人御判 月番添状兼帯

四本柱

前卓

薬師如来 開基仏慈覚大師ノ作

撞鐘

享保六年臘月廿四日 願主祐□

六字名号

逆如上人御名也

十字名号

宜如上人御筆

金泥六字名号

綽空御判

飛檐繼目

宝曆十二年壬午三月九日 願主廓円

(末)

西ハサマ 西福寺 是ハ当寺ノ末寺同にても八九人ノ老分寺にてハハ右之

通数年不参申ハ付末寺を取上捨置ハハ形原之林光寺様

の肝煎ニテ相濟半役ニナリ申ハ

(20) 東境泉正寺

木仏

祖師聖人 御讃観彼如来本願力

常如上人御判 寛文九年己酉季秋廿八日 勝鬘寺下三州碧海郡重原庄

東境村泉正寺常住物也 願主釈順甫(申寛文5・11・12)

頭如上人

御裏書同前

太子七高祖 御讚法雲塵世界

御裏書同前(申元和7・2・12)

釣鐘

原夫尾州愛智郡名古屋^(本重町九)八重町所築也四代已前白玄代改派西方^一俄病死

矣白玄娘合^下沢^下田^下者^上欲^下如^上故婦^上東之時東西及^二靜論^一時從公儀敗之不

立鐘於^レ西免許也先年大火事時木仏撞鐘御免狀回録

飛檐

御印書申次粟津右近元隅 延宝三年卯二月廿五日午刻 勝鬘寺下三州

碧海郡東境村泉正寺 利学(申延宝3・2・25)

前卓

四本柱

(21) 伊保和徳寺

木仏

祖師聖人

琢如上人御判 寛文元歳辛丑五月廿八日 勝鬘寺下三州賀茂郡高橋庄

上伊保村和徳寺常住物也 願主釈全知(申明曆4・2・8)

太子七高祖

常如上人御判 寛文十二年壬子八月中旬 勝鬘寺下三州賀茂郡高橋庄

上伊保村和徳寺常住物也 願主釈全智(申寛文10・4・11)

前卓

撞鐘

撞鐘縁起 尾州智多郡大野庄久末郷都築茂左衛門尉家次為寄進之

奉鑄治工

平安城大仏殿大工兼村

元和三丁巳歳三月如意珠日

小林山光明寺常住物也浄慶代

撞鐘銘 諸行無常是生滅法生滅々已寂滅已衆

飛檐(申寛文8・2・20)

一如上人

真如上人御判

乘如上人御影

達如上人御判

御絵伝

寛保

蓮如上人御影

(22) 鎌谷蓮光寺

木仏

宣如上人御判 寛永十四丁丑年暮除夕 勝万寺下三州幡豆郡吉良庄鎌

谷村蓮光寺 願主 積永願

祖師聖人

同御判 正保第四丁刻載黃鐘廿八 願主 同人

蓮如上人

同御判 寛永元甲子季十月廿九日 願主 同人

太子七高祖

宣如上人御判 正保第四丁刻歲十二月十五日 勝万寺下三州幡豆郡吉

良庄鎌谷村蓮光寺常住物也 願主 積永願 寄進大須賀助藏

四本柱

一如上人御代 月番横田主水松尾左近 貞享四歲卯十一月十五日

前卓

撞鐘

御免書無之故

飛檐

真如上人御免 正徳元卯九月廿七日 願故

御絵伝

真如上人

一如上人

同断

伝来薬師如来

(末)

益屋蓮光寺 玄正 永願

(23) 今川巖西寺

木仏

宣如上人御判 正保第二乙酉暮初冬朔日 勝万寺下三州幡豆郡吉良庄

今川村巖西寺 願主 積宗賢

祖師聖人

常如上人御判 寛文十一歲辛亥仲春中旬 勝鬘寺下參州幡豆郡吉良庄

今川村巖西寺常住物也 願主 積宗賢 (申寛文8・11・19)

蓮如上人

一如上人御判 月番添状兼帶粟津勝兵衛石井隼人 願主 同人

太子七高祖

一如上人御判 月番添状兼帶粟津勝兵衛石井隼人 天和三年十一月五

日 勝鬘寺下參州幡豆郡吉良庄今川村巖西寺 願主 同人

前卓

(末)

今川巖西寺 (番之無之末寺之分)

(24) 保久長興寺

木仏

宣如上人御判 寛永十年癸酉初秋六日 春崎勝鬘寺門徒三州額田郡保久村長興寺 願主积知西

伊相渡菟久へ隠居申付間蓮知西へ成申付も知西跡次申付是も寺式ツニ成申付

祖師聖人

常如上人御判 寛文五乙巳八月廿八日 勝鬘寺下三州額田郡保久村長

(25) 稻熊村法泉寺

興寺常住物也 願主积知西(申寛文5・4・9)

木仏

宣如上人

琢如上人(註)

同御判 同年同月廿五日 願主同人 (申寛文5・4・9)

祖師聖人

太子七高祖

延宝七己未歳季冬下浣 勝鬘寺下三河国三州額田郡稻熊村法専寺常住物也 願主积全保(申延宝7・11・29)

同御判 延宝五年丁巳季冬下旬 勝鬘寺下三州額田郡保久村長興寺常

住物也 願主积知貞

宣如上人

繪像

琢如上人御判 寛文四季甲辰冬廿九日 勝鬘寺下三州額田郡稻熊村法

教如上人御判 勝鬘寺門徒 願主浄了

専寺常住物也 願主积善保

御絵伝

太子七高祖

一如上人御朱印并御伝鈔御免 月番添状兼帯

一如上人御判 延宝七歳季冬下浣 勝鬘寺下三河国額田郡稻熊村法専

前卓

寺常住物也 願主积善保(申延宝7・11・29)

飛檐

前卓

真如上人様 申次粟津右近元敏石井隼人 元禄十五壬午年八月十日未

飛檐

刻 勝鬘寺下三州額田郡保久村長興寺

二代正徳二辰歳四月廿七日

(末)

七代継目寛延二歳善寛

苑 久長興寺 知光 知西 知貞

八代継目宝暦六歳善寿

是人コマルと申付処御座付寺にて付知光初ルヲハ蓮知ト申

九代継目安永六年积善静

六字蓮如上人

御書

宝永二歳

功德聚院様

宝暦五歳

御絵伝

明和元歳

歛喜光院様

寛政九歳

(末)

和 熊宝泉寺 善順 善甫

(註) 慶安三年閏十月十日

(26) 西尾須田浄賢寺

木仏

宜如上人御判 寛永三丙寅曆三月九日 勝万寺下三州西尾郷 願主釈

浄春

祖師聖人

常如上人御判 寛文十二稔壬子仲夏七日 勝鬘寺下三州幡豆郡吉良庄

西尾郷浄賢寺常住物也 願主釈宅賢(申寛文9・10・7)

顯如上人

教如上人御判 慶長六辛丑載九月廿九日 勝万寺門徒三州幡豆郡吉良

庄西尾 願主釈浄賢

太子七高祖

常如上人御判 延宝五年丁巳十月廿二日 勝鬘寺下三州幡豆郡吉良庄

西尾浄賢寺常住物也 願主釈浄誓(申延宝5・10・24)

前卓

撞鐘

真如上人御判 正徳二年七月 浄演

飛檐

宝永七寅十一月十日午刻 浄演

繼目宝暦九年卯十一月九日 惠健

一如上人

真如上人御免 正徳二歳六月 願主浄演

御絵伝

同断

真如上人

從如上人

(末)

西尾スタ 浄玄 浄春 道永

是ハ善福寺家式ツニナリ申ハ願正弟にてハ

(27) 泉田順慶寺

繪像

実如上人御判 明応九年庚申十月十三日 勝鬘寺下(碧海ノ)賀茂郡重原庄泉田

郷池之浦村 積了永

木仏

宣如上人御判 寛永十四丁丑菴臘八 勝鬘寺下三州碧海郡重原庄泉田

郷池浦村順慶寺 願主積良慶

祖師聖人

常如上人御判 寛文十二稔癸丑季夏中旬 勝鬘寺下參州碧海郡泉田郷

池浦村順慶寺常住物也 願主積良慶

教如上人

宣如上人御判 元和六庚申稔九月七日 春先勝万寺門徒三州碧海郡重

原庄和泉田村池浦 願主了珍(申元和6・9・7)

太子七高祖

常如上人御判 寛文十三稔季夏廿二日 勝鬘寺下參州碧海郡泉田郷池

浦村順慶寺常住物也 願主了慶

前卓

御絵伝

明和三八月廿日 願主了意

飛檐

願主了明

蓮如上人六字名号

撞鐘

延享三七月廿五日 願主了順

(末)

泉田順慶寺 良全

是ニも振役ハカリ申付(番之無之ハ末寺之分)

(28) 同所西念寺

木仏

宣如上人御判 寛永十四丁丑菴臘八日 勝萬寺下三州碧海郡重庄泉田

郷西海道村西念寺 願主了心

祖師聖人

常如上人御判 寛文十二稔壬子十二月廿一日 勝鬘寺下參州碧海郡泉

田郷西海道村西念寺常住物也 願主積了伝

蓮如上人

宣如上人御判 元和七辛酉曆八月十二日 春先勝万寺門徒三州碧海郡

重原庄泉田村西海道 願主積了欲(申元和7・8・12)

太子七高祖

常如上人御判 寛文十二歳壬子十二月廿二日 勝鬘寺下參州碧海郡泉

田郷西海道村西念寺常住物也 願主積了伝

前卓

四本柱

飛檐

真 正徳三巳四月十日 良誓

御絵伝

延享二年

撞鐘

延享三年 了誓

六字名号

従如上人御裏

真如上人玄融連座御影

従如上人御名

(末)

泉田西念寺 是ニも振役ハカリ申_レ_レハ(番之無之_レ末寺之分)

(29) 横根正願寺^(註)

絵像

実如上人御判 文亀元年辛酉十一月廿八日 勝万寺門徒尾州智多郡横

根郷市場 願主积善明

木仏

宣如上人御判 寛永十六己卯仲春八日 勝万寺下尾州智多郡横根村正

願寺 願主慶心

祖師聖人

琢如上人御判 寛文二歳壬寅夏五廿八日 勝鬘寺下尾張国智多郡横根

村正願寺常住物也 願主积玄学(申万治2・10・2)

蓮如上人

宣如上人判 元和七辛酉曆八月廿四日 春先勝万寺門徒尾州智多郡横

根村 願主积慶信(申元和7・8・24)

太子七高祖

琢如上人御判 寛文二稔壬寅季夏廿二日 勝鬘寺下尾州智多郡横根村

正願寺常住物也 願主积玄覚(申万治2・10・2)

絵伝

常如上人御判 延宝三季乙卯孟夏廿八日 勝鬘寺下尾州智多郡横根村

正願寺常住物也 願主积玄学 寄進积妙保(申延宝2・6・23)

四本柱

前卓

飛檐

真如上人 正徳二辰八月九日 玄秀

十字名号

真如上人御筆

真如上人御影

従如上人御影

撞鐘

寛保元酉三月 願主玄秀

律師

(末)

横根正願寺 空信 々々

是ハ実子なくひて今之坊主ハ入人にてハ

(註) 昭和五十三年十二月二十四日焼失。

(30) 駒場隨縁寺

木仏

琢如上人御判 寛文九歳酉三月十三日 勝鬘寺下三州中嶋駒場村隨縁

寺 方円

祖師聖人

一如上人御判 勝鬘寺下参河国駒馬村隨縁寺 願主釈敬伝

宣如上人

琢如上人御判 寛文九季己酉清和上流 勝鬘寺下参州幡豆郡駒馬村隨

縁寺常住物也 願主釈方円

太子七高祖

一如上人御判 貞享二年四月二日 勝鬘寺下三州幡豆郡駒馬村隨縁寺

願主敬伝

撞鐘

飛檐

祖師 太子 七高祖善知識 蓮如上人名号 右ハ寛政九丁巳歳三月廿五日トウゾクノナン有之也

(末)

駒場誓慶 良信 祐乘

(31) 坂崎正源寺

木仏 (註)

琢如上人御判 明曆三丁酉歳初夏四日 勝万寺下三州額田郡坂崎村正

源寺 願主釈敬祐 為先妣妙智報恩寄進也 佐橋甚兵衛正源 (申承応

3・12・2)

祖師聖人

琢如上人御判 承応弟四乙未歳孟春廿八日 勝万寺下三州額田郡坂崎

村正源寺常住物也 願主釈敬伝 (申承応3・12・2)

教如上人

宣如上人御判 寛永参丙寅稔二月三日 勝万寺下三州額田郡相見庄坂

崎郷 願主釈慶念

太子七高祖

琢如上人御判 寛文十稔庚戌端午 勝鬘寺属下三州額田郡坂崎村正源

寺常住物也 願主釈敬祐 寄進釈尼妙円 (申寛文9・4・10)

飛檐

御絵伝

撞鐘

一如上人

(末)

坂崎善正寺 願西 大貳 少将

是ハ御開山望申ハ折節寺号ヲ替正源寺申ハ今ハ正源寺

(註)『琢如上人消息集』No.78・51・正源寺建立の文書あり。

(32) 西郡西眼寺

木仏

古来ヨリ無

祖師聖人

一如上人御判 月番添状兼帶松尾左近横田主水 天和三年四月朔日

勝鬘寺下參州宝飯郡小江村西眼寺 願主源覚 寄進正□

願如上人

教如上人御判 慶長九年甲辰八月廿四日 三州宝飯郡吉田村西眼寺常

住物也 願主慶正

太子七高祖

元禄二八月廿四日 勝鬘寺下三州宝飯郡小江村西眼寺 願主源覚 寄

進道了

(末)

益形西岸寺 (番之無之ハ末寺之分)

資料篇『末寺触下繪讃之控』

(33) 駒立本光寺

木仏

御印書申次粟津右近 延宝七年十一月廿一日 勝鬘寺下三州額田郡駒

立村本光寺敬応 (申延宝7・11・10)

繪像御裏ハ実如様也(文龜元年)辛酉八月十三日トアリ

祖師聖人

一如上人御朱印 月番添状兼帶松尾左近横田主水 勝鬘寺下三州額田

郡駒立村本光寺敬応 寄進霜真

願如上人

教如上人御判 慶長拾五庚戌年十月五日 勝万寺門徒三州額田郡駒立

郷 願主祐順

前草

六字名号蓮如上人

太子七高祖 御讚御名御染筆

真如上人御判御朱印 月番添状粟津右近石井隼人 元禄拾五歳十一月

廿二日 勝鬘寺下三州額田郡駒立村本光寺 願主積竜菴

(末)

駒立本光寺 祐順 祐乘 祐順果跡絶ハテハ入人にてハ

(別紙)「本光寺

木仏

祖師

顯如上人

太子高祖

撞鐘 廿ヶ年□□

飛檐

六字名号蓮如上人御筆」

「依其方望

太子七高祖御影被成

御免則

御讚御名御染筆

被遊下_レ間難有可

被存_レ仍而為志白銀

五枚被差上遂披露

_レ所宜申入旨被

仰出_レ 為其□□_レ也

元禄十五年 石井隼人

十一月廿二日 在判

粟津右近

在判

勝鬘寺下参州

額田郡駒立村

本光寺

願主龍養」

(34) 東幡豆村福泉寺

木仏

宣如上人御判 寛永十九壬午暮閏晚秋五日 春崎勝萬寺下三河国幡豆

郡東幡豆村 願主釈円西

祖師聖人

常如上人 寛文八稔戊申仲秋廿八日 勝鬘寺下三州幡豆郡福泉寺常住

物也 願主円西(申寛文5・6・15)

蓮如上人

一如様御朱印 元禄拾三月八日 勝鬘寺下三州幡豆郡吉良庄東播豆村

福泉寺 願主儀伝

太子七高祖

貞享四年十一月十一日 願主儀伝 寄進□□

四本柱

前卓

撞鐘

安永四未四月 願主伝宗

飛檐

明和七年四月 同断

(末)

羽豆福専寺 念秀(月カ) 念西 義伝

是ハ根本西福寺末寺ニテハとも西福寺年久不參故可致様
無之ハ間式本ノ末寺無是非本末ニ致候乍式本半役也

(35) 深溝円超寺

木仏 寺号一処ニ御免

常如上人御裏 延宝五年二月十五日 願主敬円(申寛文5・11・2)

祖師聖人

一如上人御判 月番添状兼帶粟津勝兵衛石井隼人 貞享四年七月二日

勝鬘寺參州額田郡深溝村円超寺 积安立

蓮如上人

常如上人御判 延宝五年丁巳季冬上旬 勝鬘寺下三州額田郡深溝円超

寺常住物也 願主积慶伝(申延宝5・7・2)

太子七高祖

一如上人御裏 元禄七六月十七日

前卓

(36) 下和田常樂寺

繪像

証如上人御判 勝万寺門徒

資料篇「末寺舐下繪證之控」

木仏 寺号モ一度御免

一如上人御代 月番添状兼帶粟津勝兵衛石井隼人 天和三年亥三月十

八日 勝鬘寺下三州碧海郡下和田村常樂寺 祐念

祖師聖人

太子高祖

御代

(末)

下和田 慶珍 存宅 (番之無之ハ末寺之分)

(37) 山路芳友寺

木仏 寺号モ一度御免

御印書申次粟津右近元恒 明曆四戌年三月八日 勝鬘寺下三州賀茂郡

山路村芳友寺 淨玄(申明曆4・3・8)

祖師聖人

常如上人御判 寛文拾二歳六月中旬 參州賀茂郡山路村芳友寺 願主

积淨玄(申寛文10・2・13)

蓮如上人

同御判 寛文七稔丁未仲夏廿八日 勝鬘寺下三州賀茂郡高橋庄山路村

芳友寺 願主淨玄(申寛文6・2・晦)

太子七高祖

同御判 御開山様同年時故御裏同断 願主モ同人也(申寛文10・2・)

13)

前卓

一如上人

願主源乘

飛檐

宝曆六子四月朔日 涼敬

撞鐘

真如上人御免 享保十五戌年 源乘

御絵伝

願主源乘

絵像

証如上人 天文八年己亥二月 勝鬘寺門徒 願主浄友

(末)

山地法友寺 浄玄

是ニも振役ハカリ申付(番之無之付末寺之分)

(38) 羽角専念寺

木仏

御印書申次西川織部 寛文七年未閏二月三日 勝鬘寺殿下三州幡豆郡

羽角村専念寺 寿玄

祖師聖人

宣如上人御判 寛永三丙寅稔九月十七日 春先勝萬寺門徒三州幡豆郡

羽角郷専念寺 願主専了 村越清次郎直勝寄進也

教如上人御寿像

慶長九申辰年八月十八日 勝万寺門徒三州幡豆羽角郷専念寺 願主釈

信空

太子七高祖

真如上人御免 宝永七年三月十日 願主寿仙

飛檐

宝曆五年亥歳 智湛

(末)

羽角専念寺 信空 寿玄

(39) 釜形専覚寺

木像 寺号一処ニ御免

常如上人御判 申次粟津右近 延宝五年巳二月十五日 勝 三河

国宝飯郡釜形村専覚寺 敬願(申寛文5・11・2)

祖師聖人

一如上人御判 月番添状兼帯粟津勝兵衛石井隼人 天和三年十一月五

日 勝鬘寺下三州宝飯郡蒲形村専覚寺 敬願

一如上人

真如上人御免 粟津勝兵衛石井隼人 宝永三年十一月十六日 御裏無

シ御名御満印也

太子七高祖

真如上人御裏 申次粟津勝兵衛石井隼人 宝永三年己十月十六日 御名御讚計也其外無

(末)

釜形 西円 願西 教願

是ハ根本ハ永泉坊ノ末寺ニテハ共西念死去ハ無住之時
分訴詔申ハ本末ニ成申ハ教願代に泉覚寺申寺号申ハ

(40) 田振染円寺

木仏

常如上人御判 延宝五丁巳曆二月十五日 願主祐誓 添状ニハ勝鬘寺
下下有之由(申明曆4・4・17寺号共)

祖師聖人

同御判 寛文十二年壬子七月下旬 勝鬘寺下三州賀茂郡足助庄田振村
染円寺常住物也 願主釈祐誓(申寛文10・4・2)

証如上人

同御判 延宝二歳甲寅二月上旬 勝鬘寺下三州賀茂郡足助庄田振村染
円寺常住物也 願主祐誓

太子七高祖

一如上人御判 貞享二年二月十一日 願主祐誓 月番添状兼帶

前卓

飛檐繼目

願主智道

(末)

田振染円寺 是ニハ何ソノ振之役カ、リ申ハ多ふり申ハかよくハ

(番之無之ハ末寺之分)

(41) 多野村源光寺

繪像

教如上人御判 勝万寺門徒 願主釈專正

木仏

宣如上人御判 寛永四歳丁卯仲夏九日 春先勝万寺門徒尾州春日部郡
名護屋 願主專正 寄進良恵(申寛永4・5・4)

教如上人

同御判 元和五己未曆七月十日 春先勝万寺門徒額田郡多野村 願主
釈專正(申元和5・7・10)

祖師

宝永四年十二月三日

蓮如上人

真如上人

七高祖

九字

是ニも振役ハカリ申ハ（番之無之ハ末寺之分）

宣如上人

蓮如上人六字名号

(43) 坂左右西運寺

(末)

繪像

多野源高寺 專正 教念

証如上人御判 勝鬘寺門徒三州坂左右村惣道場

木仏 寺号一度御免

(42) 桑田和久遠寺

一如上人御免 貞享三年三月廿九日 勝鬘寺下參州碧海郡坂左右村西

木仏

運寺 月番松尾左近横田主水

常如上人御判 延宝八年申十一月八日 添状兼帶勝鬘寺下ト在之（申

祖師聖人

延宝8・11・8）

太子高祖

祖師聖人

(末)

一如上人御判 貞享三年八月十四日 願主良哲 月番添状兼帶勝鬘寺

坂左右 是ハ古しへ專要坊入ハ法徳寺もい申ハ（番之無之ハ末寺之分）

下ト在之

七高祖

(44) 伊田泉竜寺

真如上人 享保三閏二月七日

繪像 蓮如上人建立ノ道場也

蓮如上人

蓮如上人御判 文明十年卯六月十日 參河国勝万寺門徒同国額田郡齒

同上人御免 享保七歲二月八日 堅親

田郷

飛檐

木仏

明和三酉三月十八日 智願

御印書月番添状兼帶松尾左近横田主水 天和三年九月廿九日 勝鬘寺

(末)

下三州額田郡井田村泉竜寺 存宅

桑タハ 教念 良山

祖師聖人

一如上人御朱印 申次下間治部卿七里大貳 元祿十一年八月七日 勝

木像

鬘寺下三州額田郡井田村泉竜寺 願主存宅

申次栗津右近元隅 寛文六年十月朔日寺号此時御免也 勝鬘寺下三州

太子七高祖

幡豆郡六栗村明善寺 祐全(申寛文6・10・1)

真如上人

祖師聖人

蓮如上人

正徳二歳六月十九日 祐故

真如上人 正徳二辰年極月七日 願主存龍

蓮如上人

六字墨筆

正徳二六月十九日 祐故

実如上人

太子高祖

寛保二丁巳 願主祐円

(45) 野畑常念寺

(末)

繪像

六栗良恩 良念 祐尊 祐全 存良

木仏 寺号一度御免

常如上人御代 申次栗津右近元隅 延宝八年申四月朔日 勝鬘寺下三

(47) 梅(ケ)坪安長寺

州碧海郡野畑村常念寺 祐信(申延宝8・6・21)

木仏

祖師聖人

宣如上人御判 寛永廿癸未葺仲秋時正 春崎勝万寺下三河国賀茂郡高

太子高祖

橋庄梅荷坪村安長寺 願主釈祐賢

御代

祖師聖人

(末)

教如上人御判 慶長拾貳年丁未三月九日 勝万寺門徒三州賀茂郡高橋

野 島良玄(番之無之休末寺之分)

梅坪郷 願主釈法珍

宣如上人

(46) 六栗村明善寺

琢如上人御判 寛文三年癸卯姑洗廿五日 勝鬘寺下三州賀茂郡高橋庄

梅坪村安長寺 願主釈頓学

太子七高祖

同御判 寛文三歳首夏廿二日 勝鬘寺下三州賀茂郡高橋庄梅坪村安長寺 願主釈頓学

前卓

常如

一如上人御判 取次七里大貳海老名主税 元禄十年三月廿日 三州賀

茂郡梅荷坪村安長寺 願主釈頓学

撞鐘

延享五年子歳 願主照円

御絵伝

一如上人御判 申次石井隼人七里大貳 元禄十歳四月五日 三州賀茂

郡梅ヶ坪村安長寺

(末)

梅ヶツホ安長寺 祐堅

是ハ正蓮坊居申_ハ寺前ニ書付_ハ

(48) 不動堂村明勝寺 安長寺ワカレ

木仏

祖師聖人

一如上人御判 願主釈正賢

願如上人

教如上人御判 慶長八癸卯稔八月十四日 三州勝万寺下賀茂郡高橋庄

梅ヶ坪 願主釈法珍

太子七高祖

一如上人 願主正賢

撞鐘

從如上人 宝曆四戊歳 願主闇察

蓮如上人

乘如上人 明和元歳 願主闇察

前卓

金泥九字名号

祖師聖人御筆

(末)

不動院民部 正蓮坊 民部

是ハ梅ヶツホニ居申_ハ梅カツホヲハ娘ニクレ娘ノ又娘ニ入掣取

申_ハ宮口_ハ祐玄と申_ハ尽申_ハ一年ニ二度之番初ハ民部後ハ安長

寺也_ハも家貳ツニなり申_ハ

(49) 御馬敬円寺(註)

絵像

蓮如上人御判 長享三年己酉四月廿四日 参川国勝鬘寺門徒同国碧海

郡碧海庄三木 願主淨欽

木仏

宣如上人御判 寛永十一甲戌季仲秋四日 春崎勝万寺門徒三州宝飯郡

御馬郷敬円寺 願主了順 寄進宗意釈尼妙和

祖師聖人

琢如上人御判 寛文肆歳甲辰黄鐘廿八日 勝鬘寺属下参州宝飯郡御馬

村敬円寺常住物也 願主釈了順(申寛文4・10・19)

蓮如上人

宣如上人御判 寛永元甲子稔十一月十一日 春先勝萬寺下参州宝飯郡

御馬敬円寺常住物也 願主釈順正(申寛永1・11・11)

太子七高祖

琢如上人御判 寛文第四季甲辰仲冬廿二日 勝鬘寺門徒三州宝飯郡御

馬村敬円寺 願主釈了順(申寛文4・10・9)

御伝鈔

元禄拾六癸未年三月十六日御免 勝鬘寺下三州宝飯郡御馬村敬円寺

惠秀 □慶伝授并伝授書有之 □取石井隼人八木監物

前卓

飛檐

享保二三月廿八日

撞鐘

飛檐継目

同継目

(末)

御馬慶円寺 教西 知山 教円

是ハ根本西福寺末寺ニテハ西福寺教年不参致ハ間本末

取上申ハ故三年ニ兩度之御当ノ番初ハ慶円寺後ハ福専寺

(註) 碧海郡三木より現在地へ移転。

(50) 柵沢福念寺

繪像

宣如上人御判 願主釈誓慶

木仏

常如上人御判 延宝五年二月十五日(申寛文2・10・25)

祖師聖人

一如上人 月番添状兼帯 天和二年寅十一月廿九日 願主釈莫伝(申

延宝二2・11・29)了伝

蓮如上人

同御判 同年同日 願主同人

太子七高祖

宝永□□三月 春了

撞鐘

飛檐継目

(註1) 記録により実如下付とわかる。

(註2) 莫伝とア伝は同人。

郡吉良村 願主釈円西

祖師聖人

(51) 藤沢極楽寺

木仏

蓮如上人

常如上人御代 申次粟津右近元隅 十一月十二日 勝鬘寺殿下賀茂郡

藤沢村極楽寺 賢説

祖師聖人

太子七高祖

常如上人御判 寛文十三歳癸丑六月下旬 勝鬘寺参河国賀茂郡藤沢村

極楽寺常住物也 願主釈賢説

蓮如上人

御伝鈔

太子七高祖

真如上人御判 申次粟津右近石井隼人 元禄十五年六月三日 勝鬘寺

下参州賀茂郡藤沢村極楽寺 願主賢説 寄進妙意

右之通也

(末)

右之通り

藤沢 西光寺下と申ハへとも今ハ直末(番之無ハ末寺之分)

(53) 奥殿村西光寺末川口村栄行寺

(52) (住所不) 祐正寺

繪像

木仏

木仏

宣如上人御判 寛永十七庚辰暮仲秋時正 勝萬寺門徒祐保下三州幡豆

教如上人御判 勝万寺下 願主善敬

廿年已前回録ス(註) (申寛文6・3・23)

祖師聖人

一如上人御判 天和三年三月廿五日 月番添状兼帶粟津勝兵衛石井隼人 勝鬘寺下西光寺門徒賀茂郡川口村栄行寺 願主祐心

宣如上人

常如上人御判 寛文七歳丁巳仲夏廿五日 勝鬘寺下西光寺門徒三州賀茂郡川口村栄行寺 願主积敬念(申寛文6・4・8)

太子七高祖

一如上人御判 月番添状兼帶粟津勝兵衛石井隼人 貞享二年十一月廿一日 勝鬘寺下西光寺門徒參州賀茂郡川口村栄行寺 祐心

前卓

(末)

川口教念

西光寺下(番之無之ハ末寺之分)

(註) 木仏寺号下付直後の火災と考えられ、貞享二年の記録とすれば寛文六年の火災であろう。

(54) 同寺末池島村長仁寺

木仏

宣如上人御判 寛永十六己卯暮仲秋十八日 勝鬘寺下西光寺門徒三州賀茂郡足助庄池島村長仁寺 願主积祐了

祖師聖人

一如上人御判 延宝七己未歳臘月廿二日 勝鬘寺下西光寺門徒三州賀茂郡池島村長仁寺 积祐了(申延宝7・11・晦)

教如上人

宣如上人御判 寛永十六己卯暮林鐘三日 勝萬寺下西光寺門徒三州賀茂郡足助庄池島村長仁寺 願主积祐了

前卓

(末)

池島空良

西光寺下(番之無之ハ末寺之分)

(55) 大浜西方寺下神有村照光寺

木仏 寺号一度ニ御免

御印書申次松尾左近横田主水 天和二年戊七月十日 勝鬘寺下西方寺門徒三州碧海郡神有村照光寺 円空

祖師聖人

一如上人御判 月番添状兼帶粟津勝兵衛石井隼人 勝鬘寺下西方寺門徒三州碧海郡神有村照光寺 願主円空

蓮如上人

同御判 月番添状兼帶同兩人 貞享元年子五月廿七日 御裏書同前 七高祖

元禄四年三月廿四日 円空

前卓

(56) 同寺末棚尾村安専寺

木仏 寺号一度御免

一如上人御判 月番添状兼帶下間治部卿法眼七里道専 勝鬘寺下西方

寺門徒 三州碧海郡棚尾村安専寺 噌吟

祖師聖人

一如上人御判 月番添状兼帶松尾左近横田主水 貞享三年六月廿三日

勝方寺下西方寺門徒三州碧海郡棚尾村安専寺 噌吟

蓮如上人

同御判 月番添状兼帶松尾左近横田主水 貞享元年六月廿四日 勝鬘

寺下西方寺門徒三州碧海郡棚尾村安専寺 願主噌吟

七高祖

元禄二年十月廿六日 願主噌吟

前卓

元禄十年閏二月廿二日 願主同人

四本柱

御絵伝

宝曆十二月五日 恵閑

真如上人

延享二歳十月廿七日 恵閑

從如上人

宝曆十二月廿三日 恵閑

飛檐

明和六十一年廿四日 円欽

(57) 八橋浄教寺末駒場徳念寺

木仏

御印書申次粟津右近 延宝六年午三月六日 勝鬘寺下浄教寺門徒參州

碧海郡駒場村徳念寺 正運(申延宝6・3・7)

祖師聖人

一如上人□□ 勝鬘寺_(下殿之)浄教寺門徒參河国駒□□徳念寺 願主正運

蓮如上人

延宝六戊午三月下旬 勝鬘□□浄教寺門徒參州碧海郡重原庄駒場村

徳念寺 正運(申延宝6・3・15)

(末)

駒場 浄教寺下是ハさかいめ也(番之無之ハ末寺之分)

(58) 細池浄徳寺別業矢田道場了端

木仏

御印書月番添状兼帶下間治部卿法眼七里道専 天和元年十一月十一日

勝鬘寺下三州幡豆郡吉良庄矢田村淨德寺 祐乘

祖師聖人

月番七里道專海老名主稅 元禄十二年七月廿八日 勝鬘寺下淨德寺懸

所三州幡豆郡矢田村淨德寺 祐乘

太子七高祖

真如上人御判 申次粟津右近石井隼人 元禄十五年八月三日 勝鬘寺

下淨德寺掛所

顯如上人

慶長十五年 智順

蓮如上人

從如上人 寛延巳六月七日 願主敬順

撞鐘

御書一通

乘如上人

太子二歳像

訴訟云十八年已前木仏時添状之礼ニ計是御紐ハ淨德寺矢田淨德寺へ往而相勤難間如、其願候任先例其通ニ致□□

(59) 大草正楽寺末高力村山泉寺

木仏

移徙状有、下間治部卿法橋 寛文六年午黄鐘六日 勝鬘寺殿下祐智

門徒三州額田郡高力村 慶永

祖師聖人

一如上人御朱印 月番添状兼帶 願主友正

蓮如上人

同御朱印 同断 願主友正

寺号

御印書月番松尾左近横田主水 貞享元年九月廿四日 勝鬘寺下正楽寺

門徒三州額田郡高力村山泉寺 友正

太子七高祖

六字名号

宣如上人御筆

(末)

郡力慶尊(爲之)

正楽寺下(番之無之ハ末寺之分)

(60) 今岡郷乘蓮寺

木仏

宣如上人御判 明暦四戊戌季仲春時正 三河国碧海郡重原庄和泉田荒

居村乘蓮寺 願主積了伝

祖師聖人

常如上人御判 延宝陸季戊午季秋廿三日 参州碧海郡重原庄今岡村乘

蓮寺 願主积了伝(申延宝6・8・晦)

蓮如上人

同御判 同年同日 御裏書同前 願主同人(申延宝6・8・晦)

太子七高祖

同御判 同年同月廿二日^(三カ) 御裏願主同前(申延宝6・8・晦)

繪伝

一如上人御判 月番添状兼帶 願主同人

前卓

御印書月番石井隼人八木采女 貞享四年三月十二日 三河碧海郡今岡

村惣道場乘蓮寺

撞鐘

真如上人 享保三九月廿四日 了因

飛檐

同 享保三九月十八日午刻 了因

御伝鈔

寛政十二年九月廿九日 了因

安永己巳秋右之通り改

(61) 新城浄泉寺

木仏

宣如上人御判 寛永廿癸未暮林鐘廿五日 参河国設楽郡新城村惣道場

浄泉寺常住物也

祖師聖人

常如上人御判 延宝貳季甲寅大呂廿三日 参州設楽郡新城下町浄泉寺

住物也 願主积順故

蓮如上人

宣如上人御判 元和六庚申曆十月九日 三州設楽□□□浄泉寺惣道

場物也 □主积慶正(申元和6・10・9)

太子七高祖

□□二月下旬 参州設楽郡新城下町浄泉寺常住物也 願主

积順故

前卓

(62) 牛久保村法信寺

吉田從寺内役人断有之向後吉田付也 此歳有断成吉田付

木仏

宣如上人御判 寛永十六己卯暮仲秋十八日 三州宝飯郡牛久保村法信

寺惣道場物也

祖師聖人

琢如上人御判 寛文貳季壬寅中秋廿八日 参州宝飯郡牛久保村法信寺

常住物也 願主釈祐伝

宣如上人

琢如上人御判 寛文二歳壬寅念月廿五日 参州宝飯郡牛久保村法信寺

常住物也 願主釈祐伝

太子七高祖

同御判 寛文貳稔壬寅中春廿二日 三州宝飯郡牛久保村法信寺常住物

也 願主釈祐伝

繪像

実如上人御判 願主釈敬真

前卓

(63) (牛久保村) 同所 淨福寺

木仏

宣如上人御判 寛永七庚辰暮仲秋時正 参州宝飯郡牛久保村淨福寺

願主釈善敬

祖師聖人

常如上人御判 寛文十稔庚戌鶏日 参州宝飯郡行明庄牛久保淨福寺常

住物也 願主釈了山

教如上人御寿像

慶長九甲辰稔十二月十三日 三州幡豆郡東成中野淨福寺常住物也 願

主釈尊敬

断、書右淨福寺へ者幡豆郡中野ニ候へトモ牧野馬之亟殿之時分七拾年已(元和三年ニ
當たるカ)
前牛久保立引越申候

太子七高祖

常如上人御判 寛文十稔庚戌猪日 三州宝飯郡行明庄牛久保淨福寺常

住物也 願主釈了山

前卓

(64) 小美順正寺

木仏 寺号一度御免

御印書申次粟津右近 延宝五丁巳年(註) 三州額田郡小美村順正寺 了賢

(申明曆3・11・3)

祖師聖人

一如上人 申次粟津勝兵衛 天和三年三月晦日 三州額田郡小美村惣

道場順正寺

蓮如上人

一如上人御判 月番添状兼帶石井隼人八木采女 天和三年十月十三日

三州額田郡小美村順正寺 願主釈了賢

太子七高僧

真 願主了教

飛檐

正徳式年辰九月十八日 了教

飛檐継目

宝曆六子三月

右 

(註) 『岡崎市史』卷七・五六〇頁によれば二月十五日。

(65) 藤川町伝誓寺

繪像

教如上人御判 惣道場常住物也

木仏 寺号一度御免

御印書月番下間治部卿七里道専 天和二壬戌稔八月廿八日 三州額田

郡藤川村惣道場伝誓寺(申方治2・9・23)

祖師聖人

一如上人御判 参河国藤川町惣道場伝誓寺常住物也 寄進善正

蓮如上人

一如上人御判 三川国藤川村惣道場伝誓寺安置焉

太子七高祖

一如上人御判 参州藤川村惣道場伝誓寺

飛檐

元禄十二卯十一月十四日 呈山

右之通リ

(66) 足助町宗恩寺

木仏

常如上人御判 申次西川織部 寛文四年辰九月十五日 三州賀茂郡足

助庄宗恩寺 円応

祖師聖人

琢如上人御判 寛文二歳甲辰黄鐘廿八日 三州賀茂郡足助庄宗恩寺常

住物也 願主釈円応

蓮如上人

宣如上人御判 寛永十四丁丑暮晚春十三日 三州賀茂郡足助庄惣道場

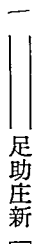
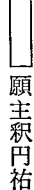
宗恩寺常住物也

太子七高祖

常如上人御判 延宝六年戊午正月廿二日 三州賀茂郡足助新町宗恩寺

常住物也 願主円祐

繪伝

—  足助庄新  願主釈円祐

前卓

飛檐

明和二酉三月十八日 宝林

十字名号

积乘如

撞鐘(註)

寛延四月廿七日 従如上人

飛檐继目

明和元十月廿四日 円大

自庵御免

寛保三二月十日

(註) これ以降徳山寺の記事に統ける。

(67) 中垣内徳山寺

木仏

常如上人御朱印 惣道場 延宝五年二月十五日 徳山寺安置焉(申延

宝4・12・24)

祖師聖人

常如上人御判 延宝陸季戊午季秋中流 三州賀茂郡中垣内村総道場徳

山寺常住物也 寄進乘念

蓮如上人

常如上人御判 延宝五季丁巳六月上旬 参州賀茂郡中垣内村総道場徳

山寺常住物也 寄進积妙知(申延宝4・12・23)

太子七高祖

一如上人御朱印 参河国中垣内村総道場徳山寺住物也

前卓

御印書申次下間治部卿法橋 延宝六年七月廿四日 参州賀茂郡中垣内

村惣道場徳山寺

(68) 岡崎能見町覚恩寺

木仏

御印書 申次松尾左近 極月十一日 三州岡崎随専坊

祖師聖人

宣如上人御判 元和七辛酉曆十二月廿六日 三州額田郡岡崎

能見町覚恩寺常住物也 願主积永心(申元和7・11・22)

教如上人御寿像

慶長十一丙午年二月十一日 三州額田郡岡崎郷随専坊常住

物也 願主积蓮知积敬心

太子七高祖

宣如上人御判 慶安第三庚寅歲初夏四日 参州額田郡岡崎覚恩寺

常住物也 願主連乘

絵伝

常如上人御判 寛文十三季癸丑梅天廿五日 参州額田郡菅生庄岡崎覚

恩寺常住物 願主积栄心 寄進积妙智

前卓

御印書申次多賀主膳 寛永十四年八月十六日 三州額田郡岡崎寛恩寺

蓮乘

飛檐

御印書申次粟津右近 明曆四年三月十九日辰刻 三州額田郡岡崎寛恩寺

寺蓮乘(申明曆4・3・19) 蓮意 蓮智宝永八年卯二月十八日未上刻

撞鐘

一如上人

(69) 江原郷福浄寺

繪像

実如上人御判 永正十二年乙亥六月十五日 三州幡豆郡吉良庄江原郷

総道場物也

木仏

宣如上人御判 慶安四辛卯年初秋八日 三州国幡豆郡吉良庄江原村惣

道場物也 寄進浄念

祖師聖人

琢如上人御判 寛文肆歳甲辰仲秋廿八日 参州幡豆郡吉良庄江原村総

道場福浄寺常住物也(申寛文4・3・24)

蓮如上人

宣如上人御判 寛永十四丁丑暮晚春十三日 三州幡豆郡吉良庄江原郷

総道場物也

太子七高祖

琢如上人御判 寛文肆歳甲辰黄鐘廿二日 三州幡豆郡吉良庄江原村福

浄寺 寄進釈浄念釈尼妙円

繪伝

一如上人御判 月番添状兼帯七里道専八木采女 天和三年五月三日

三州幡豆郡江原村惣道場福浄寺

撞鐘

御印書月番添状兼帯 下妻治部卿法眼七里道専 天和二年戊五月十七

日 三州幡豆郡江原村惣道場福浄寺 寄進釈浄正釈尼妙香

前卓

正徳二辰八月十四日 長善

飛檐

宝曆七丑二月 全極(70)

顯如上人

教如上人御判

(70) 和氣来空寺

繪像

処付無

木仏

常如上人御判 延宝五年二月十五日 惣道場米空寺安置焉

祖師聖人

一如上人御判 三河国幡豆郡吉良庄和氣村惣道場米空寺

蓮如上人

同上人御判 三河国幡豆郡吉良庄和氣村惣道場物也

太子七高祖

一如上人御判 元禄三年二月廿三日

(71) 高河原慶恩寺

繪像

処付無

木仏

常如上人御判 延宝五年二月十五日 惣道場慶恩寺安置焉

祖師聖人

一如上人 天和三年四月九日 惣道場 願主慶恩寺

宣如上人

琢如上人御判 寛文十年庚戌清和中流 三州幡豆郡吉良庄高河原村惣

道場慶恩寺 寄進宗哲

七高祖

真如上人 享保元二月 願主

(72) 華藏寺野村慶昌寺(註)

繪像

処付無

木仏

琢如上人御判 承応三甲午歲夏五廿八日 常陸茨城郡(良力)簡笠郷慶昌寺

願主釈真敬

祖師聖人

常如上人御判 延宝三稔乙十月卯上旬 參州幡豆郡吉見庄華藏寺村慶

昌寺 願主釈全受 寄進釈了意

蓮如上人

琢如上人御判 明曆貳丙申暮南呂廿五日 常陸茨城郡笠間郷慶昌寺

願主真敬

太子七高祖

常如上人御判 延宝三年乙卯七月中旬 參州幡豆郡吉良庄華藏寺村慶

昌寺 願主釈全受

繪伝

一如上人御判 月番添狀兼帶 願主了円

前卓

御印書月番

飛檐

真如上人 宝永二年二月廿七日 了善

鐘鐘

真如上人 同年二月廿九日 了善

(註) もと常陸笠間にあり。

(73) 寺嶋村誓立寺

繪像

元采無之故借用而取立由

木仏 寺号一度御免

御移徙状 申次下間治部卿法橋粟津右近西川織部 寛文五年己午十一月十五日

三州幡豆郡寺嶋村惣道場誓立寺

祖師聖人

常如上人御判 寛文八稔戊申仲春廿八日 三州幡豆郡寺嶋村惣道場誓

立寺常住物也(申寛文6・5・25)

宣如上人

同御判 同年同月廿五日 其他御文言同上

太子七高祖

同御判 同年孟秋廿二日 其外御文言同上 太子寄進積順慶 七高祖

寄進積全知

前卓

(74) 芦谷安楽寺

繪像

宣 無処付 願主乘珀

木仏

御印書月番粟津勝兵衛石井隼人 貞享三年四月廿五日 三州額田郡芦

谷村安楽寺 円山 寄進妙悟

祖師上人

(マ) 子細アリ

宣如上人御免年号也 琢如上人御判 寛文三年癸卯姑洗廿五日 三州

額田郡

宣如上人

琢如上人御判 寛文三年癸卯姑洗廿五日 参州額田郡芦谷村安楽寺常

住物也 願主積円隨 寄進積宗順(申寛2・4・8)

前卓

真如上人御免 享保二酉三月廿五日 智山

四本柱

太子七高祖

願主智山

(75) 窪田(久保) 聞入寺(悦山)

繪像

処付無

木仏

元禄二年三月十四日 説讚

寺号

貞享五年三月十九日 説讚

祖師上人

真 正徳四年四月二日 説讚

太子七高祖


正徳四年四月十三日 同人

一如上人

真 正徳四歳四月十三日 説讚

前卓

四本柱

(76)  善徳寺(良清)

繪像

処付無

木仏(註1)

御免書無

蓮如上人(註2)

(註1) 木仏寺号元禄十一年九月廿六日釈祐皆(報告書)。

(註2) 正徳二年六月廿九日宗專代(報告書)。

資料篇「末寺触下繪證之控」

(77) 力石村如意寺

繪像

実如上人御判 永正五戊寅年正月廿八日 荒木満福寺改号 三河国賀

茂郡高橋庄志多利郷如意寺常住物也 願主釈浄念

木仏

宣如上人御判 寛永十二乙亥暮晚秋廿六日 三川国賀茂郡高橋庄志多

利郷力石村如意寺荒木 願主釈源了

御俗姓御文

実如上人御免

頭如上人

教如上人御判 慶長拾五年庚戌十月十日 三州賀茂郡広瀬村如意寺常

住物也 願主釈明慶

繪伝

覚如上人御筆 武州荒木源海聖人 三州賀  志  利郷如意寺

住物也

御縁起

大徳進如意寺住侶釈教密了感 大檀那尾州弥作久住 慶善房 円空尼

円光房 空信尼 大施主富田性善房門弟 性密房 明空房 教秀尼

明教房 法空尼 道密房 教法尼 明円房 明覚房 大合力諸衆同行

略之 文和三年甲午十月廿一日

撞鐘

御印書申次栗津右近元恒 寛文十二年子四月八日 三州賀茂郡高橋庄

志多利郷力石村荒木如意寺 源了

源海木像
御免

太子伝 法然伝 如来伝 御絵伝 祖師伝已上拾三幅尾州赤戸満徳寺

預置申候其子細者如意寺十一世明欣房之嫡女満徳寺遣申候其時節乱世

之間赤戸満徳寺預置申候因罷成預置所之拾三幅明欣取遣其時明欣嫡女云我男子有如意寺住物并諸道具共取可申者女子依不及是非云御絵伝祖師伝婦残九幅木婦其時紛失申候今尾州満徳寺(彌性)万正寺住物成罷有由古老書留仕置候満徳寺

祖師伝写

婦命

尽十方无尋光如来 南無不可思議光如来 南無阿弥陀仏 大慈釈迦如来 大悲阿弥陀如来 竜樹菩薩 馬鳴菩薩 天親菩薩 曇鸞大師 道綽禪師 善導大師 法照禪師 少康法師 懷感禪師 皇太子聖徳蘇我大臣 妹子大臣 惠観法師 惠慈法師 源信和尚 源空聖人 親鸞聖人 聖覚法印 信空聖人 真仏聖人 源海聖人 海信聖人

右三名号泥筆 覚如様御真筆 御名所同御筆 御絵伝同御名所并御裏書者(総力)同 絵所者土佐法眼筆 荒木如意寺開山三代迄聖之御免

南無不可思議光如来

大祖聖人 源海給 御真筆但泥筆 則家伝之本尊也

大師 源海給

源海木像

御免

武州福壽寺改号 荒木如意寺縁起(略)云

抑源海聖人俗姓者日野安藤駿河守隆光号兼倉事候武州為三國司政道正雖守於世有為転変之風前見生死去来然隆光発起之由来尋花寿月寿之両子同日同時令死去之間恩愛別離之悲深而愁思滿胸臆傷歎而不乾涙往行之憂增相州江之嶋籠居或夜花

月両子者是観音勢

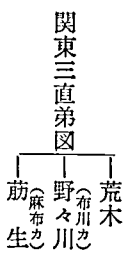
我本師也彼所往聖化奉会速仏法之至極聽聞深本願一実之大道可

婦入一教而夢覚畢于時隆光得三不思議之瑞相一成一奇異之思良堪感遙菩薩之知識尋処爰老翁來隆光謂曰汝仏道之望切也從是常州築波之辺往善信御房尋可被申云忽然而不見隆光大歡喜而彼所尋詣親鸞大聖奉拜上来之趣言曰聖人隆光感真切而深愍念而弥陀普願之不思議示他力易往要路五劫思惟之秘術超世無上仏智至極不可説不可思議信衆凡聖一致之心男女易往之安心速聽聞立所獲得誠化導銘肝教行欽喜涙咽信心堅固決定而直聖人御弟子成法名源海諱光暹号恭以聖人矜哀甚深而如父母常随昵近之法燈朗然而照痴闇宛盲者之開明眼

南無不可思議光如来

哉恭、聖人之御真筆、以九字之名号、書給永家伝之本尊也。誠聖人聞御教化者、忽飄邪見、悉得正信、疑謗輩止、偏執趣、正見、倚如盛市、或時聖人言宿善深厚、故希遇西土仏教、自行化他、共報土得生、悅可當時、六角精舎之救世菩薩告命、而善信視、瑞相正面、東方岳山、是日域也、數千萬億之有情群集、末法濁世之衆生、今是時也、告命符合、是亦上宮太子、広徳深遠、事演說、而自太子之真像、作而有御免、誠御遺訓、不可勝斗、御門弟多中蒙恩許、唯一也可仰、可信、広大深重之慈恩、不可不謝、武州豊嶋郡荒木住源海、婦入之自古、以際所仰者、化之妙言、一念發起、住平成業、成之安心、造次必以念、于時、建長五年癸丑十月廿二日、念命終之業成、遂後、念即生、素懷、春秋頽齡七十八歲、則源海聖人之御影木像、有御免、安可置之、尊可信者也、穴賢々々

武州荒木満福寺改号案命山如意寺寺代記



大祖親鸞聖人

- 如意寺開山源海聖人
- 二海門聖人
- 三海信聖人
- 右三代聖之字
- 御免
- 四空暹範盛
- 五教密了感
- 武州之道場三州
- 移花本青木原
- 住空暹内方中条判官之妹教密坊母也

資料篇「末寺蝕下繪讃之控」

其記云

空暹真影奉持守、令上洛、之節途中、死哉、雖經數日、未下國之間、其子教密空暹、尋都上、御本寺、ヲイテ、雖尋、其向後、不知此時真影、失哀哉、教密空、下國之節、于時、叔父中条判官三州、賀茂郡高橋庄、領教密三州、同衣之里、下、中条判官、對面上件、空暹、向後、モナク、失玉、フ次、第中、中条、傷歎、道中、失ケン、今、無疑、処、汝、遠國、アラン、ヨリ、比國、居住、御本寺、近國也、幸我此國、領可然地、見一寺、可建立、云、教密、歡喜之、急、武州、下、大聖、御免之、九字之、御名号、御作、之、太子、祖師、伝、聖、教、源、海、木、像、之、御、影、荒、木、満、福、寺、住、物、不、殘、三、州、衣、之、里、持、參、中、条、開、喜、悅、之、眉、則、寺、内、見、立、爰、衣、之、北、方、梅、香、坪、之、辺、景、色、面、白、東、足、助、山、多、谷、民、住、庵、煙、立、登、南、野、見、之、觀、世、音、二、村、山、春、霞、長、閑、見、村、々、西、松、原、常、盤、北、峨、々、猿、投、山、巖、雲、似、帶、見、艶、御、山、哉、越、手、渡、遠、近、行、來、繁、里、人、婦、見、渡、衣、里、布、曝、川、瀬、鷗、羽、双、梅、香、添、松、風、弥、陀、誓、曰、青、木、原、寺、内、取、建、御、堂、太、子、堂、悉、建、立、寺、為、所、用、一、村、建、花、本、村、名、同、越、手、寺、領、付、是、聖、人、御、遺、訓、不、思、議、又、中、条、判、官、厚、恩、也、于、時、武、州、荒、木、道、場、三、州、賀、茂、郡、高、橋、庄、移、之、旨、中、条、判、官、使、者、相、添、教、密、坊、令、上、洛、一、件、趣、覺、如、樣、言、上、被、聞、召、有、御、感、一、對、源、海、且、中、条、對、懇、念、教、密、如、一、字、可、有、御、免、一、之、由、被、仰、出、付、無、覺、束、白、言、法、名、我、一、代、也、未、代、可、相、統、望、申、當、此、時、満、福、寺、改、如、意、寺、有、御、免、如、是、褒、美、之、一、字、真、宗、御、相、統、之、一、字、也、雖、為、御、一、門、容、易、是、不、可、有、御、免、可、秘、云、云、于、時、中、条、判、官、亡、後、此、所、居、住、外、守、三、五、常、内、專、修、正、行、勸、化、御、法、流、末、機、相、応、故、三、州、尾、州、之、道、俗、男、女、來、集、之、諸、人、雖、惟、多、衆、生、貪、欲、邪、見、仏、物、寺、領、付、欲、貧、者、多、在、々、所、々、輩、搆、私、曲、一、結、怨、之、間、教、密、曰、古、人、乱

邦不_レ居書況子專修行者、何恩地舍宅執着哉予所仰仏法力、恩地所_レ信仏日利生、為舍宅速可退出青木原、東方五十町程山中入一居所、見建開志多利郷御堂 太子堂 拾骨堂对屋 庫裏 何_レ青木原、如_レ凶建立誠仏法力之不思議也諸人来集、如盛市于時教密自行化他諸衆同行瞻仰礼拜之為_二報謝_一、如来伝 太子伝 法然伝 御絵伝何_二三幅对三四十二幅望申之時添_一、御免是仏法興隆不淺因縁也以_二御筆_一、何_レ御名書、当寺龜鏡也

正中二年乙丑 青木原開、貞和元年乙酉 志多利郷開、享祿二年己丑力石開 応安元年戊申十月二日教密坊往生七十歳

寺家門弟之次第

慶善房 円光房 性善房 円覚房 性密房 明空房 明教房 道密房 明円房 明覚房 空信房 教法房 右是者当寺門弟之上首此外門弟略之

- 六 教了房 至徳三年丙寅三月十日六十歳ニテ往生ス
- 七 了念房 応永廿年癸巳九月廿三日五十八歳
- 八 了淨房 文正元年丙戌二月五日七十三歳
- 九 淨念房 大永元年辛巳二月五日六十二歳
- 十 明教房 天文七年戊戌六月廿九日五十五歳
- 十一 明欣房 慶長十一年丙午十月十一日八十四歳
- 十二 明教房 慶長十七年壬子南呂四日五十五歳

- 十三 源真房 明暦三年丁酉正月卅日七十八歳
- 十四 源了房 延宝八年庚申二月卅日七十七歳
- 十五 源乘房 寛文七年丁未十月十一日三十八歳

飛檐

御印書申次粟津右近 延宝七年未九月廿五日辰刻 三州賀茂郡高橋庄 志多利郷力石村荒木如意寺 源寿 源証 正徳□年三月十八日

大谷本願寺親鸞聖人御直弟 六老僧

- 一 真仏聖人 下野国大内庄高田今勢州一身田住 專修寺
 - 一 源海聖人 武州豊嶋荒木住今三州賀茂郡志多利郷住 如意寺
 - 一 了海聖人 武州麻生住 善福寺
 - 一 專海聖人 三州碧海郡矢作庄長瀬住 願照寺
 - 一 明空聖人 相州三浦ノビ村 最宝寺
 - 一 源誓聖人 甲州トドロキ住 万福寺
- 右之六人六老僧木像影御免家伝本尊御筆名号也
- 御弟子二十四輩目録
- 真仏御房 下野国大内庄高田 專修寺 下総国結城 西 称名寺
 - 性信御房 下総国豊田横曾根 (庄殿之) 東 報恩寺

順信御房 常州鹿島郡鳥巢 西 無量壽寺

(高田) 高田 東 同名

乘念御房 常州南庄志田 東 如来寺

信樂御房 下総国大方新堤 東 弘徳寺

相州セシツ 西 同名

成然御房 下総国上猿島一谷 東 妙安寺

西念御房 武州野田 東 宗願寺

性証御房 下野国戌飼 蓮生寺 近代寺号

善性御房 下野国飯沼庄高柳 東 東光寺

是信御房 奥 東 本淨寺

西 善性寺

無為信御房 奥 西 称念寺

東 無為信寺

善念御房 常州久慈東今水戸住 東 善重寺

明法御房 常州久慈西榎原今米崎 跡証信 西 上宮寺

入信御房 下野国アハノシカサキ今水戸住 西 信願寺

定信御房 常州那珂西栗野 跡善明 東 阿弥陀寺

道円御房 常州内田奥郡 跡唯円 東 枕石寺

入信御房 常州那珂西穴沢 西 壽命寺

念信御房 二股高田イソへ 西 照願寺

常州ヒサトウ 東 同名

(倉カ) 入真御房 常州久慈西八田 東 常福寺

慈善御房 常州奥郡村田 東 常弘寺

唯仏御房 常州那珂西枝河 今那珂東湊 跡鏡願兄弟 西 淨光寺

唯信御房 常州奥郡鳥巢 今 東 唯信寺

唯信御房 常州 西 真仏寺

唯円御房 常州奥郡鳥巢 東 本泉寺

以上二十四輩

此一巻常州鹿島郡鳥巢村光明山無尋光院無量壽寺書寫之御弟子之寺跡者依ニ時代ニ今国郡所々住ストイヘトモ古今系図宝物等由緒無相違者也一見之節無量壽寺宝物系図書之也

常陸国鹿島郡鳥巢村光明山無尋光院無量壽寺先祖者大織冠之末孫大臣之系図于今有之古鎌倉御世尾張守信親申候然此尾張守信親鹿島神主仕川野申处居住申候然聖人之預御教化婦敬之余捨ニ神主發心仕二十四輩之内第三番目之真弟罷成順信聖人法名被下鹿島罷有由諸于今有之云々

同宝物之覚

一 御長二尺五寸 弥陀如来聖人御作

一 太子七高祖 同御筆 絵ニテハ無之

一 三部経 同御筆

一 鹿島明神親鸞被進候戸帳袋有之

一 聖人石 三部経書被為捨候則経塚ト申候是色々由緒有之

一 小山判官重代蛇返、申候小昭指

一 太子 慈覚御作

一 繪伝 三幅 土佐法眼

一 法然伝 三幅 同筆

一 十字名号 聖人御筆

聖人之御直第六老僧二十四輩何系函宝物御筆有之云々

貞享四丁卯天六月三日集諸僧於草堂而執達当流之法式之趣如件也

(78) 東三州吉田正林寺

貞享四年丁卯臘月廿八日從柳滴方指越焉

木仏

宣如上人御判 寛永十三丙子暮晚春十三日 勝万寺門徒三州宝飯郡吉

田郷正林寺 願主釈祐念

祖師聖人

同上人御判 寛永十七辰暮晚夏廿八日書之 勝万寺門徒三河国宝飯郡

吉田正林寺常住物也 願主釈祐正

証如上人

頭如上人御判 天正十一年癸未閏正月二日 吉田惣道場物也

(79) 〔鏝州藤枝之〕蓮照寺

木像

祖師聖人

太子七高祖

繪伝

撞鐘

飛檐

一如聖人御代 申次松尾左近横田主水 貞享貳年丑六月廿七日申刻

勝鬘寺下蓮乘寺門徒 〔 〕益頭郡藤枝蓮照寺 空念

庵号 蓮照寺隱居 〔 〕

一如上人御免 〔 〕隼人 元禄十年閏二月 〔 〕日 駿州益頭郡藤

枝村信門庵不 〔 〕

蓮照寺現住持来五月四日拝見ス

尾張国寺家末寺印物御裏留

(80) 大津町寺内法光寺

木仏 此時寺号一紙御免

一 琢如上人様 慶安三年庚寅仲春廿九日 勝鬘寺属下尾州中島郡奥村法

光寺 願主釈照玄

其後改派而頽敗故延宝三乙卯從月性院釈教了断此旨 〔 〕丙辰三月廿三日
如先規御免申次粟津右近元隅其時之返帖在之

祖師聖人

一如上人様 申次月番粟津勝兵衛石井隼人 天和三癸亥閏七月五日

勝鬘寺下尾州愛智郡大津町法光寺 願主露心

蓮如上人

一如様 申次月番

前卓

一如上人様 申次□□ 元禄□年□月廿五日

太子七高祖

真如上人 勝鬘寺下尾州愛智郡大津町 願主受□ 下間頼□若林□□

享保三戊戌九月十六日

(81) 下小田井村西方寺

木仏

宣如上人様 元和七辛酉年十月廿日 勝万寺下尾州下田村西方寺

祖師聖人

同上人様 寛永十四丁丑暮重陽書之 勝万寺下尾州春日郡部下於多井

村西方寺常住物也 願主祐賢

証如上人

教如上人様 天正九辛丑年正月廿八日 尾州春日郡越田江郷下田村勝

万寺下西方寺常住物 願主祐心

太子七高祖

宣如上人様 寛永十丁丑年重陽書之 勝万寺下尾州春日郡部下於多井

村西方寺常住物 願主祐賢

四本柱

一如上人様 中次粟津勝兵衛石井隼人 貞享五年四月十二日 三州勝

鬘寺下尾州春日井郡小田井村西方寺 祐春

前卓

同前

撞鐘

常如上人様 取次粟津右近 寛文十三年丑正月廿五日(申寛文13:i)

26)

飛檐

真如上人様 祐山 宝永七寅閏八月五日午上刻 粟津勝兵衛同右近

御伝鈔

宝永四亥二月一日 唯乘坊玄意

繪伝

真如上人様 宝永三年十二月十日 粟津勝兵衛松尾左近

一如上人

宝永三年□□□□□□□□□□
(十一月十五日九)

(82) 木全村教円寺

木仏

祖師聖人

宣如上人様 寛永五戊辰曆初夏十八日 勝万寺門徒尾州中嶋郡木全村

教円寺常住物也 願主積了円 寄進積宗忍

教如上人御寿像

慶長九甲辰季八月四日 勝万寺門徒尾州中嶋郡木全村願主積□□

太子七高祖

宣如上人様 寛永第十二乙亥曆仲秋十二日 勝万寺下尾州中嶋郡木全

村教円寺常住物也 願主積了円 寄進積尼妙玄

(83) 熱田須加町興徳寺

木仏

宣如上人様 元和三巳年五月廿九日

祖師聖人

宣如上人様 寛永六巳巳曆季夏廿八日書之 勝万寺門徒尾州愛智郡熱

田興徳寺常住物也 願主積教順

願如上人

教如上人様 慶長八癸卯稔九月廿二日 勝万寺門徒尾州愛智郡熱田興

徳寺常住物也 願主積教順

太子七高祖

宣如上人様 元和五巳未稔六月十九日 勝万寺下尾州愛智郡熱田興徳

寺常住物也 願主積教順

御絵伝

宣如上人様 寛永十八辛巳暮春応朔日書之 勝萬寺門徒尾州愛智郡熱

田興徳寺 願主積良順

一如上人

真如上人 正徳四年稔十月十五日 願主法順

四本柱

一如上人様 申次粟津勝兵衛石井隼人 貞享四年十月廿八日 其余事

如常例

前卓

同上 貞享四年十月廿八日

飛檐

真如上人 宝永二酉曆二月十七日巳ノ剋 九代法順

(84) 笹屋町乘西寺

木仏

宣如上人様 寛永十三丙子年晩春十四日 勝万寺下尾張国愛智郡日置

庄名古屋乘西寺 願主積浄玄 寄進積周慶

祖師聖人

同上人様 寛永十四丁丑初夏九日書之 勝万寺門徒尾州愛智郡日置庄

内名護屋乘西寺常住物也 願主寄進同前

教如上人

同上人様 寛永十三丙子暮晩春十八日書之 勝万寺下尾州愛智郡日置

庄内名護屋乘西寺 願主寄進同前

太子七高祖

常如上人様 延宝三年乙卯七月廿二日書之 勝鬘寺下尾州愛智郡名護

屋乘西寺常住物也 願主玄誓(申延宝3・3・晦)

御絵伝

一如上人様

四本柱

一如上人様 申次七里道専八木采女 貞享四年卯十月十五日

前卓

同上

飛檐(申万治1・11・16 淨玄)

真 正徳五未六月十二日巳刻 玄貞

撞鐘

真 享保四十月廿二日 玄貞

(85) 戸田村宝泉寺

木仏

往昔勝鬘寺居于此寺 院家安置之木仏故無御書出 先年松井若校長(狭之)

寺罷下詮義之時此申立手相立

一如上人様御代貞享二乙丑年御絵伝之刻以其旨達上聞如先規無相違

祖師聖人

宣如上人様 寛永元甲子年十月十日 春先勝万寺下尾州海東郡戸田庄

中野郷宝泉寺常住物也 願主宗和(申寛永1・10・10)

証如上人

教如上人様 天正九辛巳年十二月十二日 尾州海東郡戸田庄中野郷勝

万寺門徒願誓下 願主法泉

太子七高祖

宣如上人様 元和四戊午年十二月十二日 勝万寺下尾州海東郡戸田庄

中野郷宝泉寺常住物也 願主宗和(申元和4・12・12)

御絵伝

一如上人様御朱印 申次 願主宗全 貞享二乙丑年十一月十九日

御伝抄

一如上人様御免

前卓

一如上人様 石井隼人粟津勝兵衛 貞享五年卯月廿九日 勝鬘寺下尾

州海東郡戸田村宝泉寺

飛檐

琢如上人 宗全 寛文七未八月廿九日(申寛文7・8・29)

一如上人 宗□ 元禄九子十一月十一日巳刻

(86) 星崎新居村西来寺

木仏

宣如上人様 寛永十三丙子暮冬五日 春崎勝万寺門徒尾州愛智郡新居

村西来寺 願主积等乘（申寛永13・8・5）

祖師聖人

同上人様 寛永十三丙子暮初冬十一日書之 春崎勝萬寺下尾州愛智郡

新居村西来寺常住物也 願主积等乘（申寛永13・8・5）

頭如上人

教如上人様 慶長十一丙午年十二月廿三日 勝万寺門徒尾州愛智郡荒

井村 願主积等乘

太子七高祖

琢如上人様 寛文八戊申暮冬上浣書之 勝鬘寺下尾州愛智郡荒井村西

来寺常住物也 願主积意適

御絵伝

常如上人様 寛文十三稔癸丑季夏廿二日書之 勝鬘寺下尾張国愛智郡

荒井村西来寺常住物也 願主积意適

四本柱

一如上人様 月番添状七里道専八木采女 貞享四年十二月十一日 勝

鬘寺下愛智郡荒井村西来寺 意山

前卓

同断

飛檐

一如上人様 申次松尾左近横田主水 貞享二丑年三月廿六日未刻 勝

鬘寺下尾州愛智郡荒井村西来寺 意山

(87) 野府村円光寺

木仏

祖師聖人

宣如上人様 寛永第九壬申年五月四日 春崎勝万寺下尾州中嶋郡野府

村円光寺常住物也 願主积浄慶

教如上人御寿像

慶長八癸卯年七月廿九日 尾州中嶋郡神戸村勝万寺下 願主积浄雲空

ノ字數不審

太子七高祖

琢如上人様 万治第三庚子年中元廿二日 勝鬘寺下尾州中嶋郡野府村

円光寺常住物也 願主积祐玄 寄進正西（申明曆2・8・20）

四本柱

一如上人様 石井隼人 貞享五年四月十七日 三州勝鬘寺下尾州中嶋

郡野府村円光寺 順慶

前卓

同上

(88) 北一色村善行寺

木仏

御印書申次松尾左近 無年号 卯月廿六日 尾州北一色村 勝万寺下善行寺

祖師聖人

宣如上人様 寛永十六己卯暮白露節書之 勝萬寺門徒尾州愛智郡則武

北一色村善行寺常住物 願主釈祐念

教如上人御寿像

慶長八癸卯六月十三日 三州勝万寺下尾州愛智郡則武北一色 願主釈

海善

太子七高祖

宣如上人様 寛永十三丙子暮十二月三日書之 勝万寺下尾州愛智郡則

武北一色善行寺常住物 願主釈祐念

御絵伝

一如上人様 申次栗津勝兵衛石井隼人 天和三年三月廿九日 勝鬘寺

下尾州愛智郡北一色村善行寺 願主己休

御伝抄

御印書申次七里道専八木采女 天和二年亥二月廿六日勝鬘寺下尾州愛

知郡北一色村善行寺 願主己休

四本柱

一如上人様 申次七里道専八木采女 貞享四乙卯十月十六日

前卓

宣如様御印 申次多賀主膳 寛永十三丙丑十月十七

飛檐

一如上人様 申次下間治部卿石井隼人 元禄五年壬申八月三日巳刻

勝鬘寺下尾州愛知郡北一色村善行寺 利玄

同継目

香山 宝永七寅八月二日 懸所江入御御免許

(89) 中野村長円寺

木仏

移徒状松尾左近 寛永四年卯月廿六日 尾州中野村勝萬寺下長円寺

祖師聖人

一如上人様 延宝八庚申歲初冬十日書之 勝鬘寺属下尾張国愛智郡中

野村長円寺常住物也 願主釈伝隆(申延宝8・10・9)

教如上人御寿像

慶長八癸卯稔八月十八日 三州勝万寺下尾州愛智郡乘竹中野村 願主

釈法西

太子七高祖

常如上人様 寛文十一歲辛亥九月廿一日書之 勝鬘寺下尾州愛智郡中

野村長円寺常住物也 願主釈了正(申寛文9・4・晦)

前卓

一如上人様 月番添状横田主水松尾左近 貞享四年十一月十一日 勝

鬘寺下尾州愛智郡中野村長円寺 円隆

御伝抄

四本柱

真如上人様 宝永三年 伝隆

間莊善徳寺常住物也 願主釈了清(申寛文2・10・23寺号)
証如上人

(90) 巾下深井丸興西寺

教如上人様 天正九辛巳年九月廿八日書之 勝万寺門徒尾州葉栗郡上

木仏

宣如上人様 寛永十三丙子歲初冬十一日

門間庄中嶋郷 願主釈願正
太子七高祖

祖師聖人

同上人様 寛永十五戊寅歲初秋四日

琢如上人様 寛文三癸卯六陽廿二日書之 勝鬘寺下尾州葉栗郡上門

頭如上人

同上人様 寛永十五戊寅歲初秋四日

御絵伝

間庄善徳寺常住物也 願主釈了清(申寛文2・10・23)

教如上人様 慶長七壬寅年十二月二日

常如上人様 寛文拾參季昭陽赤旧若林鐘廿三日 勝鬘寺下尾州葉栗郡

太子七高祖

宣如上人様 寛永十五戊寅歲仲律十一月

尾塞村善徳寺常住物也 願主釈良清

御伝抄

御伝抄

一如上人様 天和三癸亥二月廿五日

同時御免

四本柱

飛檐

一如上人様 天和三癸亥二月廿五日

貞享四年黄鐘八日 松尾左近横田主水 參州勝鬘寺下尾塞善徳寺 感

清

(91) 尾塞村善徳寺

前卓

木仏

同如上人 慶安元年戊子晚秋廿一日 勝鬘寺屬下尾州羽栗郡上門間在
同年十月晦日 粟津勝兵衛石井隼人 參州勝鬘寺下尾塞村善徳寺 感

琢如上人 慶安元年戊子晚秋廿一日 勝鬘寺屬下尾州羽栗郡上門間在

撞鐘

尾塞村善徳寺 願主釈了清

清

祖師聖人

同上人様 寛文參歲癸卯清和廿八日書之 勝鬘寺下尾張国葉栗郡上門
一如上人様 天和三年亥二月廿一日 感清

同上人様 寛文參歲癸卯清和廿八日書之 勝鬘寺下尾張国葉栗郡上門

飛檐

一如上人様 元禄六年酉九月七日巳下刻 申次下間治部卿松尾左近

勝鬘寺下尾州葉栗尾塞村善德寺 感住

同次目

真 宝永七寅十月十七日巳刻 勝鬘寺下□□善德寺 後旭

(92) 巾下名護屋村法蔵寺

木仏

宣如上人様 元和九亥曆九月十五日

祖師聖人

同上人様 寛永十六己卯年林鐘十三日

証如上人

教如上人様 天正九辛巳年八月十三日

太子七高祖

宣如上人様 寛永十六己卯載季夏十三日

飛檐

一如上人様 元禄五年申六月十七日巳下刻 七里道専下間治部卿法橋

三州勝鬘寺下尾州愛智郡名護屋巾下法蔵寺 秀山

真 宝永七五月九日 惠立

撞鐘

真 正徳五十月十五日 □立

四本柱

前卓

(93) 押切養照寺

木仏

一如上人様 貞享四丁卯十月十五日 申次七里道専八木采女 勝鬘寺

下尾州愛智郡押切村養照寺 祐賢

古御免処依_二洪水_一紛失而漸殘_二美栗喜右衛門御札銀□□之状_一以_レ之訴_二

集会所_一

祖師聖人

宣如上人様 正保二乙酉載晚秋廿八日 尾州名護屋養照寺常住物也

願主釈祐賢

太子七高祖

一如上人様 申次有添状 貞享二年四月廿七日 願主立偉

飛檐

(94) 戸田村淨賢寺

木仏

宣如上人様 元和九癸亥年八月廿七日 勝万寺下尾州戸田莊淨賢寺

願主釈明玄

祖師聖人

同上人様 寛永十年乙亥晚秋十八日書之 勝万寺下尾州海東郡戸田莊

淨賢寺常住物也 願主明甫

証如上人

教如上人様 天正九辛巳年七月十三日書之 尾州海東郡富田庄 願主

釈願誓

太子七高祖

琢如上人様 明曆元乙未年孟夏廿二日書之 勝鬘寺下尾州海東郡戸田

庄淨賢寺常住物也 願主釈明甫(申承応2・9・26)

御絵伝

常如上人様 寛文十二壬子黄鐘廿八日書之 勝鬘寺下尾州海東郡戸田

庄淨賢寺常住物也 願主釈明証

御伝抄

(申寛文7・6・23)

四本柱

一如上人様 松尾左近横田主水 貞享五年五月十日 勝鬘寺下尾州海

東郡戸田庄淨賢寺 明証

(95) 春田村淨栄寺

木仏

宣如上人様 元和九癸寅曆九月四日 勝万寺門徒尾州春田村淨栄寺

願主釈了専(申元和9・9・4)

祖師聖人

琢如上人様 寛文肆歲甲辰暮冬廿八日書之 勝鬘寺屬下尾州海東郡春
田村淨栄寺常住物也 願主釈了慶

蓮如上人

教如上人様 慶長三戊戌年七月廿二日 三州勝万寺門徒尾州海東郡富

田庄春田郷 願主了祐

太子七高祖

宣如上人様 寛永十八辛巳歲季春□八日書之 勝万寺下尾州海東郡戸

田庄春田村淨栄寺常住物也 願主釈了慶 寄進釈妙永

四本柱

一如上人様 元禄二年二月十五日 七里道専八木采女 勝鬘寺下尾州

海東郡春田村淨栄寺 慶□

前卓

一如上人様 元禄二年二月十五日 同断

(96) 戸田村西照寺

木仏

宣如上人様 寛永十三丙子暮臘天廿一日 勝万寺門徒尾州海東郡西照

寺 願主釈賢誓

祖師聖人

常如上人様 寛文十二壬子稔大呂廿八日 勝鬘寺下尾州海東郡富田庄

戸田村西照寺常住物也 願主釈誓円

教如上人御寿像

慶長九甲辰稔十月十二日 勝万寺門徒 願主積淨誓

太子七高祖

常如上人 寛文十二壬子季仲冬廿二日 勝鬘寺下尾州海部郡富田庄

戸田村西照寺常住物也 願主誓円

四本柱

一如上人様 申次八采女七里道専 貞享五年三月十三日 三州勝鬘寺

下尾州海東郡戸田村西照寺 誓円

琢如上人

一如上人様 元禄二年四月六日 横田主水松尾左近 勝鬘寺下尾州海

東郡戸田村西照寺 誓円 前卓モ如此

前卓

一如上人様 元禄二年三月廿七日 石井隼人粟津勝兵衛

御伝抄

真 宝永六丑四月 松尾左近若林藏人 願主□意

法談御免モ右同断

(97) 中嶋村覚円寺

木仏

宣如上人様 寛永十四丁丑暮除夕 勝萬寺下尾州愛智郡中嶋村覚円寺

願主釈西堅

祖師聖人

常如上人様 延宝三稔乙卯猪日書之 勝鬘寺下尾州愛智郡中嶋村覚円

寺常住物也 願主釈祖玄(申寛文13・11・8)

蓮如上人

宣如上人様 寛永甲子年九月十三日 勝鬘寺門徒尾州愛智郡中嶋村西

藏坊常住物也 願主釈覺永

太子七高祖

琢如上人様 寛文四年甲辰仲冬廿二日書之 勝鬘寺下尾州愛智郡中嶋

村覚円寺常住物也 願主釈祖玄 寄進釈正□

前卓

一如様 月番石井隼人粟津勝兵衛 元禄二年三月十八日 勝鬘寺下尾

州愛智郡中嶋村覚円寺 祖玄

(98) 羽黒村立円寺

木仏

宣如上人様 寛永拾三丙子暮初冬八日 勝万寺門徒尾州丹羽郡羽黒村

立円寺 願主釈慶西

祖師聖人

常如上人様 寛文八歳戊申季冬廿八日書之 勝鬘寺下尾州丹羽郡羽黒

村立円寺常住物也 願主釈祐順(申寛文6・12・2)

蓮如上人

教如上人様 慶長十八癸丑年正月廿八日 勝万寺門徒尾州丹羽郡葉黒
村淨教坊常住物也 願主積慶西

寺下尾州愛知郡日置村敬円寺 慶順
飛檐

太子七高祖

真 正徳二八月八日 可順

一如上人様 申次添状松尾左近横田主水 天和四年四月十日 勝鬘寺

下尾州丹羽郡羽黒村立円寺 願主釈正玄

(100) 蟹江村徳円寺

前卓

木仏

一 元禄三三月廿八日 石井隼人栗津勝兵衛 願主正玄

一如上人様 月番移徙状八木采女七里道専 貞享四年十二月十六日

(99) 日置村敬円寺

祖師聖人

木仏

宣如上人様 勝萬寺下尾州愛智郡日置村敬円寺 願主釈敬伝

常如上人様 延宝五年丁巳季冬下旬 勝鬘寺下尾州海部郡蟹江村徳円
寺常住物也 願主万休

祖師聖人

常如上人様 寛文十三歳癸丑七月七日 勝鬘寺下尾州愛智郡日置村敬
円寺常住物也 願主積慶順

証如上人 教如上人様 天正十壬午年二月三日書之 勝万寺門徒 願主釈万休

蓮如上人

蓮如上人

(101) 大谷村専西寺

宣如上人様 元和七辛酉曆九月晦日 勝万寺下尾州愛智郡日置村 願
主敬円

木仏

太子高祖

太子高祖

祖師聖人

真 正徳二十月十六日 可順

一如上人様 申次添状 願主頓寮

前卓

一如上人様 御月番七里道専八木采女 貞享五年六月九日 三州勝鬘

同上人様 申次添状 願主為山

太子七高祖

同上人様 申次添状下間治部卿法橋海老名主稅助 願主為山 勝鬘寺

下尾州中島郡大矢村專西寺 御讚御名有元祿七年七月七日 寄進淨甫

妙正

前卓

同上人様 取次七里道專下間治部卿 元祿七年六月□日 願主為山

(102) 下起村忍順寺

木仏

宣如上人様 寛永十七庚辰暮仲秋時正 春崎勝萬寺門徒尾州中崎郡下

發村忍順寺 願主釈誓□

祖師聖人

一如上人様 勝鬘寺下尾張国下起村忍順寺 願主釈明順

教如上人御寿像

慶長癸卯十一月廿八日 勝万寺門徒尾州中嶋郡發村 願主釈正信

(103) 華正村円覺寺

木仏

移徒狀粟津右近(申明曆2・10・27寺号共)

蓮如上人

琢如上人様 万治三稔庚子中元廿五日書之 勝鬘寺下尾州海東郡花正

村円覺寺常住物也 願主釈春の(申明曆2・10・27寺号共)

大祖聖人

真如上人 享保三年九月廿四日 勝鬘寺下尾州海東郡花正村円覺寺

春良 月番若林藏人下間治部卿

(104) 玉野村善福寺

木仏

宣如上人様 寛永貳乙丑歲拾月廿八日書之 春先勝万寺門徒尾州玉野

村善福寺 願主釈□□

祖師聖人

常如上人様 寛文十二歲壬子夏五下旬書之 勝鬘寺下尾州中嶋郡玉野

村善福寺常住物也 願主釈順誓(申寛文9・11・晦)

願如上人

教如上人 勝万寺門徒 願主釈行念

太子七高祖

常如上人様 寛文十二年壬子五月廿二日書之 勝鬘寺下尾州中嶋郡玉

野村善福寺常住物也 願主順誓(申寛文9・11・晦)

四本柱并前卓

一如上人様 元祿二年三月十四日 粟津勝兵衛石井隼人 勝鬘寺下尾

州中島郡玉野村善福寺 順誓

撞鐘

真 正徳四八月廿九日 賢岌

飛檐

真 宝永二乙酉十二月廿三日 賢岌

繪伝

真 享保五戊五月廿三日 賢岌

一如上人

同 享保六年四月三日 賢岌

(105) 片原一色村莊嚴寺

木仏

申次栗津右近 延宝五丁巳二月十五日 (申寛文7・12・18 願主祐盛)

祖師聖人

一如上人様 三州勝鬘寺下尾州中嶋郡片原一色村莊嚴寺 願主順敬

蓮如上人

一如上人様 申次栗津勝兵衛石井隼人 天和三年癸亥十一月十九日

太子七高祖 御銘御賛アリ

一如上人様 申次栗津勝兵衛石井隼人 貞享五年四月八日 三州勝鬘

寺下尾州中島郡片原一色村莊嚴寺 願主順教 寄進浄了

前卓

一如様 申次八木采女松尾左近 勝鬘寺下尾州中島郡片原一色村莊嚴

寺 順敬 元禄四年九月廿八日

(106) 橋爪村正久寺

木仏

宣如上人様 寛永十三丙子暮初冬十一日 勝萬寺門徒尾州丹羽郡橋爪

村正久寺 願主釈法珍

繪像

実如上人様 大永五年申八月廿八日 勝万寺門徒尾州丹羽郡大山野□

□ 願主釈通珍

祖師聖人

一如上人様 申次松尾左近横田主水 天和三年四月五日 勝鬘寺尾州

丹羽郡橋詰村正久寺 願主宗閑

蓮如上人

教如上人様 慶長拾九年癸丑二月二日 勝万寺門徒尾州丹羽郡橋爪村

西教坊常住物也 願主釈法珍

(107) 池之内村徳泉寺

木仏常如上人様御代寺号一紙御免

月番添状下間治部卿法眼七里道専 天和二年八月廿九日 勝鬘寺下尾

州春部郡池之内村徳泉寺 泉□

(108) 万場村光円寺

木仏

宣如上人様 寛永十六年乙午春晩春廿八日 春崎勝万寺下尾州海東郡

戸田庄万場村光円寺 願主積長玄(申寛永15・11・14)

祖師上人

琢如上人様 寛文八戊申暮冬上浣 春崎勝登寺下尾州海東郡万場村

円寺常住物也 願主積順宗

蓮如上人

宣如上人様 寛永二乙丑稔□月十日 春崎勝萬寺下尾州海東郡万場村

光円寺常住物也 願主積慶西

太子七高祖

同上人様 寛永拾九壬午林鐘廿五日 春崎勝万寺下尾州海東郡万場村

光円寺常住物也 願主積長玄 寄進積宗甫(申寛永18・5・3)

御絵伝

一如上人様 申次 貞享三丙寅二月十一日 願主積順宗

四本柱

同上人様 元禄元年極月十三日 八木采女七里道専 勝登寺下尾州海

東郡万場村光円寺 順宗

(109) 桜木村崇清寺

木仏

常如上人様 申次粟津右近元隅 延宝七年未六月七日 勝登寺屬下尾

州中嶋郡桜木村崇清寺 浄了(申延宝7・6・7)

此寺々号者 琢如上人様 申次粟津右近元恒 寛文八年申八月廿三日

勝登寺屬下尾州中嶋郡桜木村崇清寺 祐玄(申寛文8・11・10本円坊改)

有也

祖師聖人

一如上人様 勝登寺下尾張国桜木村崇清寺 願主積友賢

蓮如上人

宣如上人様 寛永十三年丙子暮初冬廿日書之 勝万寺門徒万福寺下尾

州中嶋郡桜木村 願主積祐□

太子七高祖

常如上人様 延宝六年戊午九月中浣 勝登寺下尾州中嶋郡桜木村崇清

寺常住物也 願主友賢 寄進受慶妙正

前卓

一如上人様 八木采女七里道専 元禄三年二月廿八日 勝登寺下尾州

中島郡桜木村崇清寺 周存

(110) 久淵村西光寺

木仏

宣如上人様 寛永弍乙丑歳 勝万寺下尾州久淵村西光寺 願主積慶恩

祖師聖人 此御裏ハ蓮如様之御裏也書違候

教如上人様 慶長十乙巳年八月八日 勝万寺門徒尾州海東郡松葉庄新

居屋敷郷久淵村 願主釈良恩

蓮如上人此御裏ハ御開山様之御裏書也

琢如上人様 承応三甲午暮上陽廿八日 勝鬘寺下尾州海東郡久淵村西

光寺常住物也 願主釈空心(申慶安5・9・11)

七高祖太子

一如上人様 石井隼人粟津勝兵衛 元禄四年十一月十九日 勝鬘寺下

海東郡久淵村西光寺 空心

(111) 濃州下大樽村正光寺当院直參

繪像

頭如上人様 方便法身尊形 勝万寺下

木仏

宣如上人様 寛永十九壬午暮賜氷節 勝万寺門徒濃州安八郡下大樽村

正光寺 釈浄念(申寛永18・4・21)

祖師聖人

常如上人様 延宝陸季戊午孟冬下旬 勝鬘寺下濃州安八郡下大樽村正

光寺常住物也 願主浄玄

教如上人

宣如上人様 寛永貳乙丑曆十二月十六日 春先勝万寺下濃州安八郡下

大樽村庄正光寺常住物也 願主釈祐専

太子太高祖

一如上人様御朱印 申次横田主水松尾左近 貞享三年八月廿九日 勝

鬘寺下濃州安八郡下大樽村正光寺 願主浄玄

(112) 中嶋郡奥村宝光寺当寺住教了代改派現住宣了代婦參御坊輪番憶

念寺

木仏

一如上人様 申次粟津大進法眼七里道専 元禄六癸酉四月廿五日 勝

鬘寺下尾州中嶋郡奥村宝光寺 釈善隆

繪像御裏証如様御筆 天文五丙申年三月十六日 願主善正也 天文廿

一壬子二月廿日春秋六拾□□此寺住持相統者善正 正久 善西 善了

是ハ養子之由此代改派再来

蓮如上人

七里道専粟津大進 元禄六癸酉年四月廿五日 勝鬘寺下尾州中嶋郡奥

村宝光寺 善隆

添状云蓮如様慶安三庚寅年二月廿六日西方ニテ御免之由則良如様御筆

之裏達上覽候処其儘可致安置之旨被仰出候間可被得其意候

祖師聖人

真

太子七高祖

真 □□ 享保三年九月十一日 下間治部卿若林藏人 勝鬘寺下中嶋

郡奥村宝光寺 善隆

(113) 熱田田中町長円寺中野長円寺別業

繪像本尊

方便法身尊形 本願寺釈証如 勝万寺門徒

木仏

一如上人様 申次松尾左近横田主水 元禄二年十月七日 三州勝鬘寺

下尾州愛智郡中野村長円寺掛所熱田田中町長円寺 伝隆

祖師聖人

宣如上人様 寛永拾七庚辰暮晚秋廿八日書之 春崎勝万寺門徒尾州愛

知郡熱田長円寺常住物也 願主釈順西

一如上人

真如上人様 宝永三年 伝隆

前卓

真如上人様 同年伝隆

太子七高祖

同断 円隆

(114) 海西郡馬箇地村宝泉寺戸田宝泉寺別業

木仏

一如上人様 月番添状松尾左近横田主水 貞享三年三月十三日 参州

勝鬘寺下宝泉寺懸所尾州海西郡馬ヶ地村 宗全

祖師聖人

真

蓮如上人

真

太子七高祖

真 願主順院

木仏

(115) 米野村円福寺北一色善行寺末

木仏 寺号一紙御免

常如上人様 申次粟津右近 延宝五巳年十一月八日 勝鬘寺殿下善行

寺門徒尾州愛知郡米野村円福寺 祐順(申延宝5・11・8)

祖師聖人

一如上人様 月番添状石井隼人粟津勝兵衛 貞享參年二月十三日 願

主祐順

蓮如上人

同上人様 月番添状石井隼人粟津勝兵衛 貞享四年四月〇日 願主祐順

前卓

同上人様 申次粟津勝兵衛石井隼人 元禄三年三月廿八日 勝鬘寺下

善行寺門徒尾州愛知郡米野村円福寺 祐順

(116) 馬寄聴信寺野符円光寺末

木仏

申次粟津勝兵衛自筆 八月十一日 勝万寺殿下尾州中嶋郡今寄村 惠

□

祖師聖人

琢如上人様 寛文肆歳甲辰夏五月書之 勝鬘寺屬下尾州中嶋郡今寄庄

今寄村聴信寺常住物也 願主釈玄節(申寛文3・12・19寺号同時)

琢如上人様

一如上人様 粟津勝兵衛下間治部卿法橋 元禄六年十一月廿九日 勝

鬘寺下円光寺門徒尾州中嶋郡今寄村聴信寺 願主玄悦

太子七高祖

琢如上人様 寛文四季甲辰梅天廿二日書之 勝鬘寺屬下尾州中嶋郡今

寄村聴信寺常住物也 願主釈玄節(申寛文3・12・19)

四本柱并前卓

一如上人様 七里道専八木采女 元禄元年極月十三日 勝鬘寺下円光

寺門徒尾州中嶋郡今寄村聴信寺 玄悦

(117) 蓮西寺同末

繪像

証如上人様 天文九年庚子二月廿五日 勝万寺門徒浄空下尾州中嶋郡

西神戸郷 願主釈乘了

木仏

常如上人様 延宝五巳年二月十五日 勝鬘寺下円光寺門徒尾州中嶋郡

本神戸村蓮西寺常住物也 願主乘了

祖師聖人

一如上人様 勝鬘寺下円光寺門徒尾張国本神戸村蓮西寺 願主了心

蓮如上人

常如上人様 寛文八稔戊申季冬上旬書之 勝鬘寺下円光寺門徒尾州中

嶋郡本神戸村蓮西寺 願主乘了

太子七高祖

一如上人様 月番松尾左近横田主水 貞享五年廿五日 三州勝鬘寺下

円光寺門徒尾州中嶋郡本神戸村蓮西寺 願主了心

前卓

一如上人様 月番粟津勝兵衛石井隼人 貞享五年四月十七日 参州勝

鬘寺下円光寺門徒尾州中嶋郡本神戸村蓮西寺 願主了心

(118) 松下村正明寺小田井西方寺末

本尊

常如上人御朱印淺黄卯之割判也 勝鬘寺下西方寺門徒尾州春井郡下小

田井村 長玄(申寛文6・10・29)

兼帯之添帖之趣如件 御真筆御裏釈長玄安置焉延宝五年二月十五日

又添帖初以細字寛文六年十月廿九日被成御免候トアリ

祖師聖人

一如上人様 申次石井隼人粟津勝兵衛 貞享元十一月十四日 勝鬘寺

下西方寺門徒尾州海部郡松下村正明寺 願主長玄

寺号

御黒印 申次石井隼人粟津勝兵衛 貞享元甲子年霜月五日 勝鬘寺下

西方寺門徒尾州海東郡松下村正明寺 長玄

一如上人

真

太子七高祖

真

(119) 東五代村慇重寺木全教円寺末

木仏

宜如上人様 寛永十四丁丑暮閏三月五日 勝鬘寺下尾州中嶋郡五城村

願主浄心 寄進釈道正

祖師聖人

同上人様 寛永十六己卯歲仲春十四日 勝万寺門徒慶円寺下尾州中嶋

郡福重庄東五城村慇重寺常住物也 願主浄心

教如上人御寿像

慶長六辛丑年拾一月廿八日 勝鬘寺下尾州中嶋郡東五城村 願主浄心

太子七高祖

琢如上人様 寛文三稔癸卯季夏廿二日 勝鬘寺下教円寺門徒尾州中嶋

郡東五城村慇重寺 釈崇玄 寄進釈道正

御繪伝

一如上人様 願主純哲

貞享四丁卯歲申物詮議之時月番衆添狀之穿鑿致之処於集會処不請取

由申付森村五郎兵衛方迄及其断其返答御帳記錄故不及重而被下旨申来

畢

前卓

一如上人様 申次横田主水松尾左近 勝鬘寺下尾州教円寺門徒東五代

村慇重寺 純哲

四本柱

一如上人様 申次横田主水松尾左近 元禄元年十一月十四日 勝鬘寺

下教円寺門徒尾州中嶋郡東五城村慇重寺 純哲

撞鐘

飛檐

他国末寺覚

(120) 遠州豊田郡中泉村西願寺

木仏尊像

宜如様御判 寛永六己巳曆六月四日 願主教伝

親鸞聖人御影

大谷本願寺積宣如様御判 正保二乙酉年季夏廿八日書之 勝鬘寺門徒

遠江国豊田郡池田庄中泉 願主敬意

顯如上人

本願寺積教如御判 慶長十三戊申年四月八日 勝鬘寺門徒遠州豊田郡

池田庄中泉 願主積敬伝

三朝高祖真影

本願寺積宣如御判 正保第二乙酉季晚夏廿七日 勝鬘寺下遠州豊田郡

池田郡中泉 願主積敬意 寄進浄了

上宮太子真影

本願寺宣如御判 正保二乙酉暮林鐘廿二日書之 願主積敬意 寄進積

浄了

(表紙)

寂光山

末寺
触下 廻順記

針寄知事

持弧ノ文字ハ康運ノ挿入スルモノナリ

吉良筋

額田郡羽根

平 覚 照 寺

当寺国法向キ不レハレ
廢寺同様之事

碧海郡土井村

触下 平 誓 法 寺

碧海郡野畑

平 常 念 寺

碧海郡下和田

飛 常 樂 寺

同郡坂左右

平 西 運 寺

同郡在家

触下 飛 養 樂 寺

幡豆郡羽角

飛 專 念 寺

碧海郡高落

触下 飛 順 覺 寺

同郡江原

同断 飛 福 淨 寺

同郡和氣

同断 飛 來 空 寺

同郡高河原

同断 飛 慶 恩 寺

幡豆郡

同郡駒場 飛 隨 緣 寺

同郡家武

飛 円 滿 寺

同郡善明

触下 善 德 寺

同郡花藏寺

同断 飛 慶 昌 寺

同郡寺島

同断 飛 精 立 寺

幡豆郡木田

飛 正 向 寺

同郡鎌谷

飛 蓮 光 寺 殿

同郡細池

飛 淨 徳 寺 殿

同郡今川

飛 敵 西 寺

同郡矢田

飛 淨 徳 寺

同郡西尾須田町

飛 淨 賢 寺 殿

同郡同所中町

飛 善 福 寺 殿

同郡西ノ町

飛 称 念 寺 殿

碧海郡大浜

西 方 寺

同郡靄ヶ崎

西方寺掛所

碧海郡神有

西方寺末 余間飛照 光 寺

同郡棚尾

同断 安 専 寺 殿

右二十八ヶ寺

山ノ内 額田郡土呂

宝内筋 飛 淨 専 寺

同郡菅園

飛 円 覚 寺

同郡坂崎

余間 飛 正 源 寺 殿

同郡高力

飛 山 泉 寺

同郡久保田

触下 飛 開 入 寺

長峯村

同断 平 専 福 寺

同郡大草

飛 正 楽 寺 殿

同郡芦谷

触下 飛 安 楽 寺

幡豆郡六栗

飛 明善寺

額田郡深溝

飛 円超寺

幡豆郡西幡豆

正覺寺下 飛 祐正寺

同郡東幡豆

飛 福泉寺

宝飯郡西迫

飛 西福寺殿

同郡柏原

平 忠安寺

同郡蒲形

飛 專覺寺殿

同郡小江

飛 西眼寺

同郡御馬

飛 敬円寺殿

同郡牛久保

触下 飛 浄福寺

額田郡藤川宿

触下 飛 伝誓寺

同郡小美

同断 飛 順正寺

右十九箇寺

山中筋

額田郡能見町

触下 覺恩寺殿

同郡井田

飛 泉竜寺

額田郡稻熊

飛 法專寺

同郡滝村

飛 弘願寺

同郡大井野

飛 源光寺

同郡駒立

飛 本光寺

額田郡保久

飛 長奥寺

賀茂郡栃立

飛 高福寺

同郡柵沢

飛 福念寺

同郡滝脇

飛 専光寺殿

額田郡奥殿

飛 西光寺殿

賀茂郡中垣内

触下 飛 徳山寺

同郡太田

飛 信光寺殿

同郡田振

飛 楽円寺

同郡桑田和

飛 久遠寺

同郡足助町

触下 飛 宗恩寺

賀茂郡山路

飛 芳友寺

同郡川口

栄行寺
超仁寺

同郡藤沢

触下 極楽寺

西光寺下

但諸願者末寺と相認可申

同郡力石

触下 飛 如意寺殿

同郡不動堂

飛 明勝寺

同郡梅ヶ坪

飛 安長寺殿

同郡伊保

飛 和徳寺殿

右二十四ヶ寺

境目

碧海郡矢作

勝蓮寺殿

碧海郡八ッ橋

飛 浄教寺殿

同郡竹村

飛 光恩寺殿

同郡境村

飛 泉正寺

同郡今川

触下 飛

乘蓮寺

同郡泉田

飛

順慶寺殿

同郡同所

飛

西念寺

右七ヶ寺

急触

覺恩寺殿

泉龍寺

法專寺

源光寺

本光寺

長興寺

高福寺

福念寺

專光寺殿

右八箇寺

又同一手

法專寺

西光寺殿

資料篇『末寺触下廻順記』

徳山寺

信光寺

染円寺

久遠寺

宗恩寺

如意寺殿

芳友寺

榮行寺

超仁寺

極楽寺

明勝寺

安長寺

和徳寺殿

右拾四箇寺

触下 拾八箇寺

孫末 四箇寺

本末 五拾三箇寺

七十九ヶ寺
他徳円寺正覚寺

都合七十五ヶ寺

文政貳己卯年九月二日改之

寂光山勝髮寺役者

尾州末寺

笹屋町 乘西寺

押場 養照寺殿

五平蔵町 奥西寺殿

新道町 法蔵寺殿

愛知郡

中島村 覚円寺

日置村 敬円寺

荒井村 西来寺殿

北一宮 善行寺

熱田 奥徳寺

中島郡

中野村 長円寺

大矢村 専西寺

玉野村 善福寺

桜木村 崇精寺

井原一色村 莊嚴寺

下起村 忍順寺

付島村 教円寺

福島村 徳因寺

久淵村 西光寺

野府村 円光寺

五城村 懸重寺

海東郡 高田村

尾関村 善徳寺

海東郡 花正村 光照寺

万場村 光円寺殿

春日村 浄栄寺殿

戸田村 宝泉寺殿

〃 西照寺殿

〃 浄賢寺殿

海西郡 馬ヶ池村 宝泉寺

春日井郡 小田井村 西方泉寺殿

池之内村 徳泉寺

丹羽郡 橋爪村 正久寺

羽黒村 立円寺

知多郡 横根村 正願寺

濃州安八郡 大樽村 正光寺

西方寺下 正光寺

海東郡 松下村 松名寺

円光寺末 蓮西寺

中島郡 西神戸府 蓮西寺

同 同寺末 同寺

馬寄村 聽信寺

善行寺末

愛知郡 米野村 円福寺

羽州 庄内鶴ヶ岡 光明寺

院家

江戸末寺

長教寺 等光寺 通覚寺 真覚寺 正行寺

遠州

濱松 芳蘇寺

中泉 西願寺

横須賀 善福寺

駿州

府中 西教寺殿

同寺寺中 法藏寺

相州

小田原 正恩寺

藤枝 蓮生寺

紀州

和歌山 善福寺

万法寺

正明寺

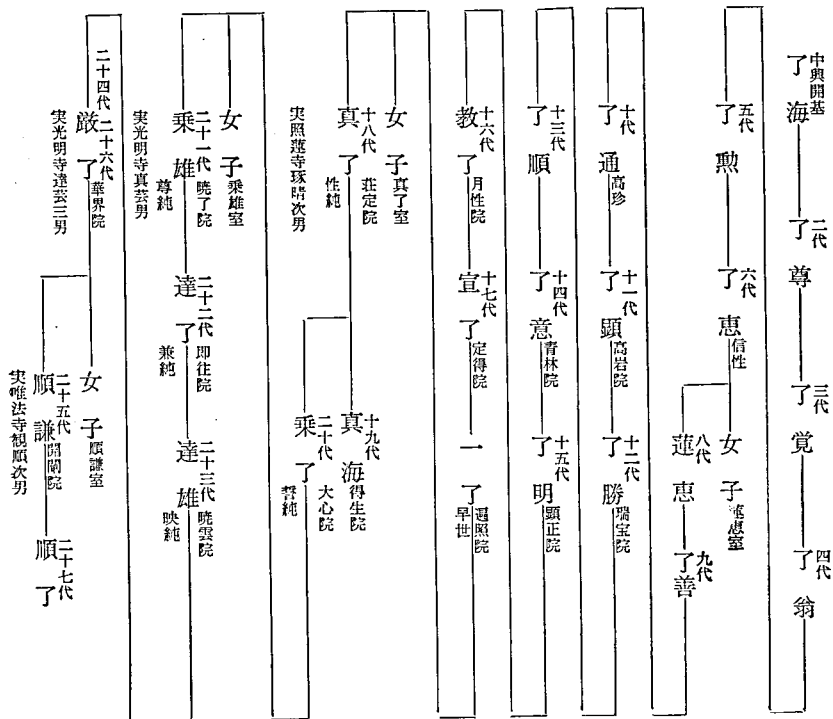
加州

十八講 円満寺

資料篇「末寺触下廻順記」

勝鬘寺誌 稿上

勝鬘寺世代系統



勝鬘寺誌

天福年中親鸞聖人三州矢作駅ニ至リ諸人ヲ教化シ玉フ袈裟太郎菩提心ヲ
 発シ拝シテ弟子トナリ雍染シテ信願ト号ス或ハ了海ト云フ勝鬘寺始祖
 也勝鬘寺系図

或説ニ云ク聖人勸化ノ後真弟顯智聖人藥師寺柳堂ニ於テ専修ノ法ヲ説ク
 袈裟太郎之ヲ聴テ出家スト云フ同上

勝鬘寺ハ推古天皇ノ御宇聖徳太子草創勝鬘寺ト号シ天台宗ノ古刹也
 清和天皇十四世ノ孫安藤袈裟太郎幼齡ニシテ叡岳ニ登リ慈鎮和尚ノ
 弟子トナリ信願坊了海ト号ス天台ノ碩学トナリ足助之郷勝鬘寺ヲ賜
 ヒ住持ス貞永元年祖師聖人関東ヨリ帰洛ノ砌当国柳堂ニ於テ説法シ
 玉フニ遠近ノ縑素群参シ日々ニ帰法渴仰ナス徒千ヲ以テ等スト聞及
 ヒ了海忽チ我憐ノ旌旗ヲ靡カシ我勝鬘寺ハ天台円頓ノ道場ニシテ闕
 国ノ貴賤婦依尊重年久シルニ我世ニ至リ彼カ為ニ我法衰微センコ
 ト口惜キコトナリ我法徳ヲ以テ渠ヲ難詰シ当国ヲ追払フコト方寸ノ
 内ニ在リト即同宗ノ本証寺慶円上宮寺連行ナンド云ヘル法師ヲ談ラ
 ヒ柳堂ニ至リケルガ聖人ニ謁シテ忽チ台教ヲ捨テ真宗ニ帰シ玆ニ面
 授口決ノ弟子トナリ当寺ニ聖人ヲ請シテ寂光山号并御自作ノ弥陀ノ
 木像ヲ賜フ聖人当寺御退去ノ砌右ノ木像別ヲ悲ミ玉ヒ御瞬ヨリ落涙
 シ玉フ依テ此尊像ヲ流涙ノ弥陀ト称シ奉ル信願坊了海ヲ中興開基ト
 ス弘安五年九月十九日寂ス勝鬘寺ハ聖徳太子ヨリ先住敝了迄四十七

世ト称シ信願坊了海ヨリ二十四世ト称セリ映續記以上ノ説確カナラス

袈裟太郎ハ清和天皇ノ末葉ナリ天皇ノ皇子貞純親王其子経基王其

子満仲其子頼信其子頼清其子家宗其子家基其子長基安藤太郎ト称其子右

宗安藤右馬夫ト称ス右馬丞成基石宗ノ子諸平陸奥ニ住ス其子兼平其四子安養坊永慶安藤越前守入道越

ノ二子袈裟太郎庄司太郎安藤薩摩守法名念信正嘉二年三州碧安藤家ノ紋藤丸

也古伝云嫡子下藤庶子上藤勝益等安藤小三郎頼信トイフ親行安藤左近将監ト称スト云フ信平

或云大織冠鎌足其子不比等其子房前其子真楯其子内磨其子冬嗣其子

良房其子基経其子忠平其子師輔其子兼家其子道隆其子隆家其子経輔

其子師信正四位下其子経忠周防近江守兵部大輔保其子忠能大武左京大夫正二位経親

了海俗名袈裟太郎念信平田庄司了海文永十一年四月八日往生行年八十三才勝益寺

正嘉二年赤渋ニ一字建立文永五年三月十五日遷化年七十八二世信蓮

即チ安藤袈裟太郎也弘安五年八月十八日遷化年六十二三世了義トア

リ此伝信願袈裟太郎ヲ別人トシ異説ナレトモ蓋当寺ノ事也三世了義

浄妙寺始祖ニシテ当寺ノ真弟ニ非ルカ

本願寺通紀云

了海三河勝鬘寺ノ住持也俗名ハ庄治太郎父ハ教房上宮寺ナリ出家シテ

勝鬘寺ヲ主トリ天台宗ヲ学フ遊行慶円ト共ニ親鸞ニ矢作柳堂ニ謁シ

テ弟子トナリ真宗ニ帰ス云々俗家人名辭書

了海三河勝鬘寺ノ住持也俗名ハ庄治太郎父ハ教房上宮寺ナリ出家シテ

勝鬘寺ヲ主トリ天台宗ヲ学フ遊行慶円ト共ニ親鸞ニ矢作柳堂ニ謁シ

テ弟子トナリ真宗ニ帰ス云々俗家人名辭書

遊行三河上宮寺ノ住持也俗名ハ教房姓ハ安藤氏出家シテ上宮寺ニ住

シ天台ヲ学フ矢作柳堂ニ親鸞ニ謁シテ弟子トナリ真宗ニ帰ス後ニ蓮

願ヲシテ席ヲ継カシム同上

同書ニ云ク

円善俗姓者三州安城村城主安藤権頭為ニ祖師弟子法名円善桑子明源

寺念信之兄也三州長瀬願照寺有ニ七体画像ニ善導源空親鸞真仏専海円

善如道也桑子妙源寺伝ニ云開基念佛房蓮度俗姓安藤薩摩守信平ト称

シ碧海一郡ノ領主也文暦二年二月十二日宗祖関東ヨリ帰洛ノ砌信平

聞法ノ志頓ニ萌シ聖人ヲ請シテ其弟子トナリ家督ヲ舍弟左近将監親

行ニ譲リ正嘉二年城地ヲ割キ一字ヲ創シ明眼寺ト称シ後妙源寺ト改

称セリ柳堂妙源寺縁起

反古裏三十二云

同国和田ノ円善ハコレモ真仏聖リノ弟子ニ遠江国鶴見ノ専信房専海

ト申セシ人ノ門徒ナリイツレモノ野寺本証寺慶円和田ノ円善ノコトナリ開山聖人在世ニアヒ奉

ラレン御門人ナリキ以上

諸説紛々円善念佛了海相混シテ諸寺ノ伝詳カナラストイヘトモ当寺

及上宮寺妙源寺等ハ其祖ヲ同フシ共ニ宗祖ノ教化ヲ蒙リシ人ナルヘ

シ

正嘉二年信願碧海郡赤渋邑ニ道場ヲ築キ一向専念ノ行ヲ修ス是当国道場

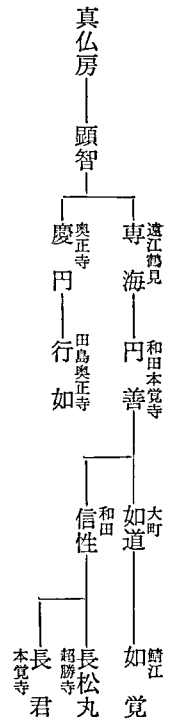
ノ始也其後居ヲ上和田邑ニ移ス又寺号ヲ勝鬘寺ト称スルコト何レノ代ヨ

リ始ルト云フコトヲ知ラス勝鬘寺信願ノ子了尊其子了覚寺伝ニ云三代目覚如上系圖信願ノ子了尊其子了覚寺伝ニ云三代目覚如上系圖御一字ヲ賜フ其

子了翁其子了勲其子了惠又信性ト号ス信性一男一女アリ長松丸幼稚ニシテ父母ノ喪ニシテフ長若長松丸異女子ナリ信性滅後兄弟家督ノ諍論ヲ起ス長若ノ母種々ノ謀略ニ因テ長若ニ婦スル門葉大半也故ニ長松丸窃カニ信性ノ真影ト累代相伝ノ太刀トヲ負ヒ從臣一人ヲ伴ヒ寺内ヲ退去セシカ不幸短命ニシテ死セリ其後長松丸ニ屬スル門下東山殿本願寺ニ訴ヘ住持ノ僧ヲ請フ因テ頼円鸞芸三州ニ下リ門下ノ騷動ヲ鎮メ蓮恵ヲ住持ニ任シ信性ノ女ニ配セシム勝鬘寺系圖右信性以降ノ事蹟ハ反古裏ヲ転載セシモノナリ

反古裏ニ云四十六和田ノ信性卒去ノ後嫡男次男家督ノ諍ヒ出来テ門徒相分レ兄長松丸ハ母儀早世アリ弟長若ノ母公サマノノ謀略トシテ過半カレニ同心セリ仍テ長松丸ノ乳母夫信性ノ真影一幅重代ノ大刀窃ニ取出シ長松丸ト同ク坊中ヲ退去セシム然レトモ時至ラサルカ長松丸卒逝アリシカバ其門徒衆東山殿ヘ申上ケ君達ヲ申受ケ奉ル頼円鸞芸ト申シ則チ巧如上人ノ御舎弟ナリ其後藤島ニ寺ヲ建テ超勝寺ト号ス文

頼円鸞芸ハ文安四年正月十五日日本蓮寺ニテ入滅 年六十一其子本蓮寺蓮覚其子蓮恵也反古裏、分脈系譜反古裏六十二ニ云先此国越前ニ和田ノ信性トイフ人アリコレハ參河国野寺本証寺ノ末学ナリ文 叢林集ニ越前三門徒ノ事ト云フ項下ニ左ノ系圖アリ



右ニ依レハ慧空師ハ反古裏長松丸ノ事蹟ヲ越前和田本覺寺ノ出来事トナセリ

本願寺通紀ニハ信性ハ円善ノ子信寂ノ弟越前和田本覺寺藤島超勝寺祖トアリ蓋シ円善信寂寂靜信寂ノ子ハ三河和田ニ住シ信性等ハ三河ヨリ越前ニ移居セシモノナルヘシ或云了海ノ子了休其子了忍其子了頼其子了源其子了忠其子了惠其子了受性又信其子長松丸長若女子蓮恵ノ表蓮恵ノ子了顯高岩院是也勝鬘寺系圖一本何ニ抛リシヤ詳ナラス

明応四年五月八日了顯得度実如上人ヨリ法名ヲ賜フ了顯ハ蓮如上人ノ婿也了顯ノ時水難ヲ痛ミ居ヲ春崎邑ニ移ス勝鬘寺系圖 法名書付

信性ノ女子蓮恵ノ婦トナリ其子了善其子了通寺伝云後高 珍ト稱ス其子了顯光寿丸上宮寺伝 光寿丸ハ佐々木上宮寺ヲ相続ス同寺卅三代如舜是也 勝鬘寺系

四、上宮寺由緒書

反古裏ニ云円善ノ弟子越前国大町如道新義ヲ立テ秘事法門ヲ骨張シ擯斥セラル横越ノ道性鯖江ノ如覚中野ノ坊主此旨ヲ伝ヘ三門徒不オカ拝衆ト号ス蓮如上人吉崎御在津ノ時大略心中ヲ改メ本寺ヘ帰参ス殊ニ専修寺住持ハコノ国侍大町苗字トシテ此寺ヲ執務相統セシヲ俄ニ

還俗ス大町助四郎是ナリ寺住持ノ事ハ本寺ヘ任スヘキ旨申サレシ間
三河ノ勝鬘寺ヘ申シ当住持高珍ヲ呼ヒコシ申サレケルニ聽テ吉崎ヘ
参詣アリシカバ自ラ当流ニ門弟迄モ帰伏セシメヌ則チ彼息女高珍永
高珍女存
縁如上人ノ孫藤藤閣玄真ノ子右
田西光等住持存如上人ノ翠ナリノ三男蓮慶所縁トシテ専修寺住持職ナリ其
嫡男三州勝鬘寺了顯次男顯誓大町住持ヲ継グ高珍モ此寺ニテ逝去ア
リ以上了顯蓮如上人翠ト伝フコト詳カナラス

永正十一甲戌年九月廿八日了勝得度実如上人ヨリ法号ヲ賜フ法名付勝鬘寺

系圖

実如上人ヨリ当寺宛新年贈答ノ御返書式通現存セリ

一

誠改年嘉慶隆事旧候猶以幸甚々珍重候仍五十疋満足候猶又帶一面下
申候祝儀斗候也恐々謹言

正月廿日

実如花押

勝万寺御返事

二

如承候改年嘉慶隆事旧候猶以幸甚々々珍重候抑百疋満足候仍帶一面
下候祝儀斗候毎事都後信之時候恐々

正月廿八日

実如花押

勝万寺御返事

享録三年五月十七日了顯遷化高岩院ト諡ス勝鬘寺系圖

分脈系譜云了顯ハ専修寺蓮慶真弟母ハ先住高珍ノ女大永元年四月十

資料篇『勝鬘寺誌稿』

二日卒年四十二トアリ遷化年月当寺所伝ト同カラス了顯二男アリ了
勝誓玄ト云フ誓玄ハ専修寺興豫是也

天文十一辛丑年四月九日了順了勝子得度証如上人ヨリ法号ヲ賜フ了順ハ一
色殿字ハ昔吉良家ノ庶子也也了順三子アリ超了了意順誓ト云フ了順遷化年
月詳カナラス勝鬘寺系圖

此頃当寺上和田大久保ノ一族ヲ庇護セシコトアリ大久保忠教ノ三河
物語云

大久保甚四郎忠俊弟 忠貞弟 忠久弟同弥三郎忠貞弟 忠久弟申ケルハ後日ニハ岡崎ヘノキ度ト申
タリトモ取シヅメ玉ハ、成間希ニ取シヅメザル内ニ兎角ノキ玉ヘト
テ各々ヲソ、ノカシ立テ引ハツシテノキケリ九郎頭殿内藏父信孝ナルヘン
家康ノ祖父清康ノ弟
モ此衆ヲ頼ト思召テコソ手ヲモ出サセ給ヒシニ大久保ガ覚悟ヲ以テ
各々ハノク成リ兎角ニ憎事カナ何共シテ大久保一名ノ子供ナリトモ
トラマエテハリ付クシ指ニモシテ無念ヲハレント仰ケリ然レトモ其
比土呂鍼崎野寺佐崎トテ敵味方不入之処ナレハ鍼崎ノ勝鬘寺ヘ妻子
眷属供ヲ入ケレハ叶ハス勝鬘寺殿モ大久保衆ノ子供立一人モ出サセ
玉フナトテ人ヲ付テ寺内ヨリ外ヘ出サセ玉ハズシテ置玉フ然ハ九郎
頭殿深ク憎マセ玉ヒテ大久保一地之地所又ハ手作迄モ根ヲホリ玉文
右ハ天文十六年三河守広忠家康ノ父ト叔父内藏信孝ト隙ヲ生シ信孝上和
田松平忠倫ニ依リシ時ノ事ナルヘシ日本外史

天文廿二年十二月一日超了得度証如上人ヨリ法号ヲ賜フ超了早世住持職
ニ任ゼズ勝鬘寺系圖

永録三庚申年三月六日了勝遷化瑞宝院ト諭ス勝覺寺系図

分脈系譜云了勝天文九年六月十七日卒年四十二父子頭トアリ

此頃証如上人ヨリ当寺宛御書十三通頭如上人ノ御書三通現存セリ山本

鑑定証

一

誠明春之吉兆千幸々々抑五拾疋上給候目出度隨而帶一長遣之候只佳
篇斗候也恐々謹言

政月廿二日

証如

勝万寺御房

二

如来字陽春之慶賀多幸々々仍五十疋上給候珍重候次帶一長遣之候祝
儀斗候恐々謹言

正月廿五日

証如

勝万寺御房

三

誠新陽之兆瑞万幸々々仍五拾疋給候珍重候又表祝儀帶一長下遣之候
也恐々謹言

閏正月四日

証如

勝万寺御房

四

寔孟陽之祥瑞万幸候仍五拾疋賜之候目出候次帶一長遣之候只慶悦斗

候也恐々謹言

正月廿八日

証如

勝万寺御房

五

寔今歳之吉兆多幸候仍鳥目如一札送給候珍重ニ候隨而帶一長令遣之
候表嘉悦計候恐々謹言

二月卅日

証如

満千代殿

六

為報恩講之志五拾疋上給候難有候万取乱閣筆候恐々謹言

十一月廿七日

証如

勝万寺御房

七

為報恩講志鷲目五拾疋給之候難有候恐々謹言

十二月二日

証如

勝万寺御房

八

為報恩講之志五拾疋給候難有候取乱候際閣筆候也恐々謹言

十二月一日

証如

勝万寺御房

九

為報恩講之志五拾疋上給候難有候恐々謹言

十二月四日

勝万寺御房

証如

至候則自是卅疋送之候聊表祝詞計候將又法義可被相嗜事肝要候油断候者大不可然候能々可被得其意候穴賢々

正月廿日

勝万寺了順御房

顯如

為報恩講之志五拾疋給候難有也恐々謹言

十二月七日

勝万寺御房

正如

為報恩講之儀五十疋到來芳志之程有難候穴賢々

極月十二日

勝万寺御房

顯如

為來月二日之志(其如上人御拜)為目三拾疋給之候厚情至候也恐々謹言

正月廿二日

勝万寺御房

証如

為報恩講之志五十疋給候芳意之至有難候穴賢々

十二月十三日

勝万寺御房

顯如

為今日之志參拾疋給候煩之至候也恐々謹言

二月二日

勝万寺御房

証如

了順ノ時御開山御影下付ヲ本寺へ請願セリ夫ニ付家老下間刑部卿法眼頼繪及益田少將ヨリノ書面現存セリ

一

十三

為了勝之志五拾疋上給候煩之至候也恐々謹言

六月十八日

勝万寺御房

証如

貴札致拜見候連々被成御望候御開山様之御事聊不存如在候弥無由断申上被成御免候様馳走可申候將亦為御音信為眼廿疋被懸御意候度々如此之段無冥加存候先以此方無事可被心安候御作事出来次第可被移御座旨候尚期後音候恐惶謹言

八月十七日

了順御房

頼繪書判

誠孟陽之嘉瑞遂日不可有際尽候猶以多幸候殊為眼參拾疋給候怡悅之

尊回

貴報

二

(包紙)

益田少将

猶々御子息於刑部様御上洛之御事御座候旨猶以不可致如在候以
上

了順御房様

光頼

尊札拝覽忝存候連々被成御望候 御開山様之御事刑法殿モ不被存疎
意候随分無由断被申上被成御免候様可有馳走候旨御届候於拙子聊不
存如在功へ催促仕候仍刑法へ為御音信鳥眼二十疋申聞則御報被申入
候次愚拙へ同十疋拝領毎々御懇意候儀無冥加奉存候委細御使者へ申
入候恐惶謹言

八月十七日

光頼書判

了順御房様

五月十六日

頼繪書判

貴答

勝万寺殿

三

了順御房様

同御門徒衆中

尊札致拝覽候 御開山様之御事連々刑部卿法眼不被存如在候弥無由
断御執成可申上之旨御座候愚拙事毛頭不存疎略随分馳走仕事候就中
為御音信刑部卿へ金子壹両則御礼候旨申聞候委細御報申入候私能々
相心得可申入旨御座候次拙者へ同式分拝受益功へ御懇意忝奉存候先
ハ此方御無事候可被心安思召候御用之儀候ハ、功へ可被仰付候可致
御奉公候旁追而可得御答候恐惶謹言

壬八月廿四日

光頼書判

了順御房様

同御門徒衆中

下坊主衆中

了順御房様

頼繪

勝万寺殿

刑部卿法眼

永録六年癸亥三州三ヶ寺他ノ謀ニ随ヒ不レ凶家康公ニ敵シ戦ヲ挑ムコト
十月ヨリ明年正月ニ至ル既ニ戦負テ四方ニ奔ル此時ニ当リ了意妻子眷属

等ヲ率テ信州井上邑ニ隠ル天正十三年石川日向守老母ノ告訴ニ依リ忽チ
掃国安堵ノ恩赦ヲ蒙ルト雖モ狐疑シテ帰ル能ハズ再ヒ寺領寄進ノ御黒印
ヲ賜フ而シテ後還寺ス勝鬘寺系図

大久保彦左エ門ノ三河物語徳川本家藏書
文科大學出版云

永録五年壬戌野寺ノ寺内ニ徒者ノアリケルヲ坂井雅樂助酒井押込テ検
断シケレハ永録六年癸亥正月ニ各門徒衆寄合テ土呂鉞崎野寺佐崎ニ

取籠リテ一揆ヲ起シテ御敵ト成ル其時義諦東条城主吉良
左兵衛佐義諦ヲ勸メテ御主ト
ナサント云ケレハ其ニ乗テ頓チ敵ニ成テ東祥ノ城ニ飛上テ手ヲ出サ

セ玉フ荒河殿荒川甲斐守續持、八
面ノ城主義諦ノ弟モ初ニ御味方被成候時家康ノ御妹婿ニ被
成申シテ此度ハ逆心ナサレ義諦ト一所ニ成玉フ夫ノミナラス桜井ノ

松平監物殿家次徳川氏ノ一族信定ノ
孫清定ノ子門徒ニ非スモ荒川殿ト仰合サレテ別心ヲナサレケ
リ上野ニテハ坂井將監殿酒井
忠高別心ナリ

同書云

扱又鉞崎ノ寺内ヘ立籠ル衆八屋半之丞蜂屋
貞次寛助大夫寛助本夫正重、勝万等
過去帳ニ寛助大夫殿法

名長行寛永三年六月十日 渡辺源著渡辺八右エ門渡辺八郎三郎渡辺八郎五郎
本戸被果候云々トアリ 渡辺源藏守綱家康公下同齡時年
廿二當時父ノ領百貫也 渡辺半十郎藤崎譜ニ云守綱
ノ弟半十郎秀綱

渡辺源藏渡辺平六郎渡辺半藏守綱家康公下同齡時年
廿二當時父ノ領百貫也 渡辺半十郎藤崎譜ニ云守綱
ノ弟半十郎秀綱
渡辺墨右エ門久世平四郎浅井善三郎浅井小吉浅井五郎作波切孫七郎近

今藤新四郎黒柳孫左エ門黒柳金十郎本田喜藏藤崎譜ニ云
近賀藤善藏朝岡新十郎賀
藤次郎左エ門佐野小太夫賀藤源次郎朝岡新八郎近塚七藏賀藤伝

十郎賀藤源藏賀藤一六郎賀藤又三郎成瀬新兵衛坂辺又六郎坂辺人屋
坂辺勝之助坂辺相之助坂辺酒之丞坂辺又蔵此外是ニ劣ラヌ衆七八十

資料篇「勝鬘寺誌稿」

騎有ルヘシ此外ニ小侍共数多有リ上和田天久
保覚ト日々夜々ノ戦ナリ

扱又鉞崎ヨリ上和田ヘハ十二町斗ノ間ニテ有処ニ大久保一類ノ者供
ガ集テ日夜油断ナク拒キ戦ヒテ終ニ夫ヨリ岡崎ニ敵ヲ上タル事ナク

鉞崎ヨリ上和田ヘハナヤ截ケレハ屋藏ニ上テ竹ノ筒ノ蚶ヲ吹ケレハ岡崎
ニハ上和田ニ蚶ガ立ト聞ケト仰ラレテ番ヲ付ケテ置セラレケレバ

ハヤ上和田ニ蚶コソ立チ申セト申上ケレハ日比仰付ラレ候間早ヤ御
馬ニ鞍ヲ置テ引立レハ早ヤ召シテ何時モ人先ニ懸付サセ玉フヲ敵ハ

遠見ヲ置テ見テハ殿ノ懸付サセ玉フニ早ノケノトテ足ク早ニシ
テノクゲニト五町十町ノ事ナレハ上様家ヲ見懸申テハ其儘寺内ニ引

入又重テノ懸合ニモ何モノ如ク貝ヲ立ケレハ御懸付モ何モ如クニ懸
付玉フ其時ハ御供申テ懸付申タル衆ニハ上村庄右衛門黒田半平敵ニ

ハ八屋半之丞ト上村庄右衛門ガ鍵ヲ合ル渡辺源藏ナドガ鍵ガ合其時
墨田半平ヲ渡辺源藏カ突倒ス然処ニ懸付ノ衆重リケレハ八屋半之丞

モ渡辺源藏モ引ヌイテ足ク早ニシテノク八屋半之丞ハ細啜ヘ折テ
ノケケル所ニ水野藤十郎殿忠
貞懸付玉ヒテ半之丞カ八幡大菩薩ノケ間

敷ニ返セト仰ケレハ八屋立トドマ俣トドマテニツコト笑テ藤十郎殿カ我等ニハ
迎モナラセラレ間敷ト云テ鍵ヲ真直ニ付立テ手ニツバキヲ付テ手グ

スネヲ引藤十郎殿重テ仰ケレハ迎モヤル間敷物ヲ仰ケレハ八屋云ク
迎モ我ニハ成間敷ニコタエ玉ヘトテ鍵ヲツ取テシコロヲ傾ケテ懸リ

ケレハ藤十郎殿脇ヘ關玉トドマフ半之丞トドマ誓リテ左様ニコソ思ヒタシ我ニ何
ガナラセ玉ハント云テ罵ル半之丞ト申スハセイカシ高ニシテ力ノ強

ケレハ白樫ノ三間柄ヲ中太ニヨラセテ長吉ノ身ノ四寸斗リ成ヲ磨キ
上ニシテカミヲフキ懸テサツノトトヲルヲエリハメテ持然ル間長
柄ノ持鍵モ少成共鏑ノ浮キタル事ハナク去ル間半之丞ガ鍵突テ誰カ
ムカハント独言ヲ云ケル者成リ然間半之丞ハソレヨリ野エ上テノク
処エ上様懸付サセラレテ八屋ヲ返セト被仰ケレハ心得タリトテ返テ
見テアレハ上様ニテ有ケレハ取テ戻シ鍵ヲ引ズリテ頭ヲ傾テ虚空三
宝ニ逃行ク処エ松平金助殿懸付テ八幡半之丞返セト仰ケレハ取テ返
テ殿様ナレハコソ逃タシカ御身立ニカトテ帰シテ金助殿モ八屋モ更
ニ鍵ヲツキ合テ五度六度合玉フガカノ強キ者ガ樫ノ三間柄ヲ石付ヲ
取テ突立レハ叶ハジト思召鍵ヲ引抜テ後ロエシサリ給フ所エ踏込テ
投突ニシケレハ金助殿後ヨリ前エ鯨ニモリヲ立タル如クニツキ立ケ
リ走り寄テ鍵ヲ引抜キケル処エ又上様懸付サセラレ玉ヒテ八屋奴ト
被仰候ヲ聞キテ又鍵ヲ引ズリテ跡モ見ズシテ逃ニケリ上様モ御歸リ
被成テ八屋メガ我ニモ逃ケン奴ニハアラネトモ我ヲ見テ逃ケルト御
意被成御機嫌能シ文

右ハ永録六年十一月廿五日小豆坂ノ第一戦ニシテ徳川方家康水野忠
重大久保党等将卒百七十余人針崎方渡辺守綱同源蔵蜂屋半之丞寛助
大夫等出陣シ勇戦ノ状歴々タリ此時徳川方松平金助墨田半平戦死シ
平岩親吉等負傷ス針崎方坂部又六等数多戦死シ渡辺守綱寛正重負傷
スト伝ヘラル日本外史一揆蜂起録
同書ニ云

然ル間上和田ヨリ大久保一類共ガ伊内之郷エサガリテ鉞崎ノ寺内ノ
キハニテ敵敷セリ合ケリ

其時大久保七郎右エ門世ト本田三弥世相タメニシタルニ七郎右エ門
早くハナン候テ三弥ヲ打倒ス然共其手ニテハ死ナズカ、リケル処ニ
一揆方ノ申ケルハ爰元ヲ敵敷クアイシライテ棟ノ郷中ヲ通り妙国寺
へ出テ取キル物ナラバ上和田へ入事成間敷然時シバ寅カウヲヨクサセ
テ跡寄切テ懸ナラバ土井ヲ指テ退クベシサモアラバ土井ノ間ノ水田
エ追入テ可折ト申ラ半之丞貞盛ハ大久保浄玄忠後婚ナレハ或ハ
小姑或ハ伯父姑イトコ姑ナレハ泚ズモヲ捻然ト云テモ名ヲ打セテ見ル所
ニモ非ズト思ヒテ皆々出テ取剩ト云ツツ椽ノ郷中ノ原エ出テ馬ヲ乗アリ
キケレハ妙国寺前ヲ取剩ト見エタリ半之丞ガ来リテ懸マワル成急爰
ヲ引ノケヨトテ退キケレハ案ノゴトク敵打除テ出ケレ共跡ニテ候ヘ
バ手ヲ失ヒタル風情成リ八屋ガ出テ懸マワリテ知ラセズハ大久保一
名残ラズ打レ可レ申間愈一揆ハハカカリ可申ケレ共是モ上様ノ御運
ノ強キ故成リ文

此戦ハ永録六年十一月廿七日井内ノ戦ニシテ蜂屋ノ為メニ大久保党
覆滅ヲ免レタリ此戦針崎方本多正重大久保忠世ニ銃撃セラレ負傷セ
リ日本外史一揆蜂起録

同書ニ云
大久保浄玄忠後申上ケルハ姪子ノ供御手先へ罷出申日夜ノ戦無隙仕
殿フシヤ正月十一日ニハ土呂鉞崎野寺三ヶ所ノ一揆方一手ニ罷出上和田

へ拳ケンケル処ニ一類ノ者供罷出防キ戰申スニ付テ此日伴ノ新八郎勝忠ハ眼ヲ居射ラレ姪シノ新十郎忠モ眼ヲ居ラレ其外之姪子供何レモ手ヲ負ザル者一人モ無シテ爰ヲ先途トシタル処ニ上様御自身早ク懸付サセラレ候ニ付テ敵方御影ヲ見付申ニ付テ我先ニト逃ノキケルニ仍リ一類供モ理雲利運仕其時血池ヲ滂ナゲタルヲバ上様御覽ジ被成ケリ其時之姪子之心郎幸彦分ト思召テ此一騎勢ミクハ立ノ者ノ命ヲ被レ下候得文

永録七年正月三日小豆坂第二戰ハ徳川方家康并荊谷城主水野信之ノ兵ト一揆方土呂ノ兵ニシテ一揆方勇將石河新九郎ハ水野忠重ニ討タレ石川堤ニ云正月四日大善飯ノ戰ニ新九郎ノ兄新七郎親綱忠重ニ討タルトアリ佐馳甚五郎大見藤六郎ノ兄弟モ戰死シ水野太郎作波切孫七郎モ家康公ニ追ハレ一揆方大敗北ナリ此戰ハ大久保党ノ押ヘニヨリ針崎兵ハ参加セス三河物語

同年正月十一日ノ上和田合戰ハ頗ル劇戦ニシテ徳川方鶴殿康孝等戰死シ家康ノ馬前ニ戰死セリ一揆方モ渡辺高綱四十二才ニシテ戰死ニシテ家康ノ馬前ニ戰死セリ一揆方モ渡辺高綱四十二才ニシテ戰死ス薩論譜ニハ正月十七日ノ此戰日暮兩軍交戦セリ日本外史石川堤云石川新九郎ノ父十郎左エ門朝総内藤正成ノ為ニ兩股ヲ射抜カレ既ニ危カリシヲ渡辺半藏守綱ニ授ケラレシガ幾程モナクンテ死ストアリ日本外史ニ云賊党渡辺守綱進テ家康ニ逼ル其甥内藤正成側ニ侍シ呼テ曰ク事已ニ此ニ至ル私親ヲ恤ム能ハス乃チ射テ之ヲ倒ストアリ守綱トアルハ蓋誤ナリ守綱ハ元和六年四月九日尾張ニ卒ス年七十九

同書ニ云

サラバ浄玄次第二備置起請ヲ可レ書トテ上和田ノ浄衆院ニ家康御出被レ成テ御起請ヲ遊シテ右ノ者共蜂屋貞次石川源左エ門石川半三郎本田甚七郎等ニ被下ケレハ是ヲ頂キテサラバトテ石河日向守成方土呂ノ寺内ニ高須ノ口寄八町ニ引入ケレハ一騎卷方各々慍騷イロイロ供早乱入ケレハ不レ叶シテ我モ我モト手ヲ合ケレハ御覽有テ方々エ御先懸ヲス松平監物殿モ早降参ニテ御覽玉ヘハ其付テ荒河殿持頼モ降参シ玉ヘ共御無レ備ケレハ上方へ浪人被成テ河内国ニテ御病死成或云三州吉良庄寄迫村監物坂井將監殿酒井モ上野ヲ明テ駿河へ落行玉フ一ノヲト名大ニテ有ケレハ上様カ將監殿歟ト云程ノ居感勢ナレ供御主ニ勝事弄シソレテ其寄將監殿筋ハ絶テ跡方モ無シ或云猿投山籠猿投追ニ登居シ永録八年九月六日死シ大樹寺ニ葬ル然間義諦モナラセラレ給ハデ佐事被レ成テ東祥ノ城ヲ折サセ給ヘ共御フチ持カタヲモ出サセ給ハネバ御身モ弄シウツテ上方へ御浪人被レ成淨ウツ體入道ヲ頼マセ玉ヒテ御座候ツルカ悪田河川ニテ打死ヲ被成ケリ或云吉良庄花岳寺ニ入テ刺殺シ高山上ト号ス其後京六角堂ニ閉居ス其後土呂鉞崎佐崎野寺ノ寺内ヲ敗給ヒテ一向宗ニ宗旨ヲ替ヨト起請ヲ書セラレ給ヘハ前々ノ如クニ被成テ可被下ト御起請有由ヲ申ケレハ前々ハ野原ナレバ前々ノ如ク野原ニセヨト仰有テ打敗玉ヘハ坊主立選ハ此方彼方エ逃チリテ行御敵ヲ申上御備ホツ之衆モ有リ又鳥井四郎左エ門渡辺八郎三郎波切七郎渡辺源造本田佐土証同三弥御国ニハ非卷シテ東エ行衆モ有西国へ行衆モ有北国へ行衆モ有大草ノ松平七郎殿光親ハ何方エ行供シラ

ズ文

蜂屋石河本田ノ返忠ニヨリ一揆方悉ク没落セリ

石川日向守家成母儀芳春院妙西上宮寺由緒書ニハ松月院トアリ家康公へ段々歎願ニ及バ

レ家康公ヨリ天正十一年十二月晦日勘氣御免ノ覚状ヲ賜フ勝鬘寺伝上宮寺由緒書

寺由緒書

本願寺門徒之事此度しやめんせしむるうへハ於國中前々より有來道場相違不可有しかれ者此むね申さるべく候仍而如件

天正十一年十二月晦日

家康御朱印

ひゆかのかみ

母かたへ

此書平地本宗寺ニ在リト云フ上宮寺由緒書芳春院尼公ノ肖像モ同寺ニ在リ或云御勘氣御免天正十一年七月十日右書付増慶寺ニ在リ御黒印天正十三年十月廿八日末寺拝領同年十一月十一日也トアリ勝鬘寺伝

藩翰譜云石川家ノ祖下野権頭政康ハ下野国ヨリ蓮如上人ニ供シテ当

国ニ来リシモノナリ其子親康左兵衛尉一字其子忠輔左近大夫其子清兼安芸守其

子忠近勘御一家成日向守女子酒井忠親ノ室忠近ノ子数正伯耆家成ノ子康通長門守其

政職下成次彦五郎石川也藩翰譜大成武鑑

諸役免許ノ書付

針崎道場屋敷之儀自今以後不可有相違并家来卅間之儀諸役令免許者也仍如件

天正十三年十月廿八日

家康黒印

勝万寺

末寺門徒拝領ノ書付

尚々先達而御意之通道場門徒拝領之上ハ御支配可為勝手之旨無

異義候以上

預御折紙候被見申候仍御門徒之事尋申上候処前々之道場門徒之儀弥無別条候間何方之郷ニ候共不苦事候知行主之方へも何も其段堅申届候本作左本多作左門重次かたへも此段申遣候惣別被仰定候旨少も無異儀候恐々謹言

十一月十一日

石河日向守

家成書判

本多佐渡守

正信書判

酒井左エ門尉

忠次書判

本証寺

勝万寺

浄宮寺

御報

家康公ヨリ本願寺宛ノ御朱印左ノ如シ

今度本願寺一宗令免許上者道場モ下不可有相違若相違於在之者早速可被申越候者以此旨如土呂仏法御興立可為肝要者也仍如件

天正十三年十一月二十日

家康

次郎信康ノ娘也勝登寺系圖

本願寺

与十郎信康ハ備後守信秀ノ弟信長ノ叔也天文十三年九月十二日稻葉

元龜天正中大坂御籠城ノ砌了意願誓兄弟下坊主及門徒召連御味方申上軍

山ニ戦死ス法名白岩美濃志

功勳カラス兩門様ヨリ紫八藤浮紋御袈裟ヲ賜フ又教如上人ヨリ了意ニ御

天正十四年八月四日了明得度願如上人ヨリ法号ヲ賜フ勝登寺系圖

書一通ヲ賜フ矢文ノ御書ト称ス願誓御太刀一振長広作二尺三寸現存拜領ス映純

三州針崎ニ勝登寺再興ノ翌年也

矢文ノ御消息

天正十九年了意清州城下ニ一字ヲ建立シ当寺通所トナス拜領地東西四

連々如聽聞安心之一儀おきては專修專念に弥陀をたのむ一念に往生

拾六間南北百式十六間永ク除地仰付ラル文化四年白林寺貸地件上書

は治定と存候其上は一日成とも命のあらんかきりは仏恩の廣大なる

文録元年壬辰四月廿八日了意寂年四十二青林院ト謚ス音信控書一冊現存

程をよろこひ念仏を申さるへき計に存候後生をハ一大事とこころか

セリ

け肝要候穴賢々々

過去帳云慶長三年四月廿八日了意遷化年四十五才アリルレハ天文

九月十七日

教如書押

廿三年誕生ニテ永録騒乱ノ中ハ了意年僅カニ十才也

勝万寺御房

了意六子アリ

此頃脇門跡顯尊上人ヨリ賜ヒシ御書アリ現存セリ左ノ如シ

一、女子名ハ於不宇尾州名古屋万福寺ニ嫁ス

曆年之為祝儀青銅三十疋到来得其意候随而自是同三十疋進之候表祝

二、了明

詞迄候尚下間美作法橋可申候恐々謹言

三、信勝童名於辰治部卿ト称ス出家シテ院家ニ任シ浜松霜垂ノ道場叔父顯暫創立ヲ主トル後還俗シ拓植市左エ門ト称シ因州城主松平相模守ニ任

正月廿八日

顯尊

へ承応二年九月廿二日伯州米子ニ卒ス年六十八法名運翁三男三女ア

勝万寺殿

リ信固信次信正女子女子於予之三州羽根太田金兵衛ニ嫁ス女子於花尾州松葉門長寺ニ嫁ス寛文七年九月

進之候

十二日逝ク

(包紙)

勝万寺殿

顯尊

天正八年七月廿日了意長男了明信州井上邑ニ生ル母尾張犬山城主織田与

四、信郷童名於虎拓植喜左衛門ト称ス大坂戦本多豊後守ニ属シ戦功アリ疵ヲ左腿ニ蒙ル後尾張宰相義直卿ニ任フ朋輩ト諍ヒ勇敢ノ働ヲ

致シ退テ跡ヲ関東ニ晦ス承応三年四月廿三日江戸ニ於テ卒ス年六十
五法名運清二子アリ長ハ信行次ハ女子

信郷ノ從兄津田信益織田信康ノ孫大山城ノ主下野守信清ノ男也ノ女於佐井美人也初東福門院ニ仕

フ後義直卿ノ簾中トナリ京姫広幡權大納言忠幸簾中ヲ生ム貞享元年十二月八日名

古屋城ニ逝ク貞松院ト号ス右縁故ニ依リ信郷尾張家ニ任ヘシモノナ
ルヘシ

五、女子名於長正保元年六月八日逝法名妙運

六、女子名於犬三州木田邑正向寺淨春ニ嫁シ一子ヲ生ム童名丹後後
津田玄好ト称ス於犬後離別トナリ慶安四年六月十一日逝法名妙道了

明丹後ヲ撫育スルコト実子ノ如シ漸ク長スルニ及ヒ高須頭宗寺ノ住
職ニ任ス晝雲是也晝雲重恩ヲ忘レ西派ニ転シ類葉ト不和也寛文十一

年正月十八日卒ス青見院ト諡ス其子龍山其子龍吟其子隆山國正其妙寺祖也其
子了山西派ヨリ再ヒ東派ニ転ス勝鬘寺系圖顯宗寺伝

(以上勝鬘寺系圖過去帳)

文禄年中本願寺教如上人舍弟准如上人ト家督ノ評論アリ天下ノ末学咸ク
准如上人ニ服ス斯ノ時ニ当テ順誓少武ト稱ス了明教如上人ノ方人ナルニ因テ速
ニ上洛セシメ専ラ忠貞ヲ抽ンツ然ル処ニ准如上人ヨリ平井主水ト云者来
使ス其命ニ曰ク順誓了明我方人ニ加ハルヘシ然ル時ハ誓盟一紙ヲ捧クヘ
シト兩人諾セス教如上人曰ク使教行寺予聞ク下間少進人家来准如ニ服セザル末
学ヲ誅セシカ為ニ既ニ軍兵ヲ率テ加州ニ発向ス又直チニ三州勝鬘寺ヲ誅
戮スヘシト汝等速カニ帰郷シテ妻子ヲ他邦ニ退カシメヨト順誓了明答テ

曰ク敵命重シト雖モ何ク妻子ノ為メニ主君ノ危キヲ見捨テンヤ君ト生死
ヲ一ニセバ至幸ナリト帰郷ノ色ナシ下間少進モ亦三州へ発向セズ是レ了
明ハ拓植大炊介与一織田信康ノ子信誓ノ甥与一ノ母也ナルコトヲ聞キ其警報ヲ恐
ル、故也漸諍論事定リ慶長二年兩人帰郷セントス教如上人ノ北殿ニ於テ
褒美トシテ前住上人如願ノ真影ヲ賜フ使者ハ下間按察也勝鬘寺系圖映純記

慶長二年酉八月三日頭如上人御影下附教如御裏願主了明也什物取調書

此頃当国福島ノ郷ニ本宗寺再興アリ同所ニテハ殊ノ外教如上人ヲ惡
様ニ申做シ准如上人方へ随喜スヘキ様愚俗ヲ勸メシカバ三ヶ寺ハ下
坊主ニ対シテ其門徒ノ福島へ参集スルコトヲ堅ク停止セシメ書付ヲ
取り制止セシカバ当国大凡教如上人方トナリ本宗寺ハ終ニ衰微シテ
退転セリ西派ハ本宗寺下坊主光顔寺其外僅カニナリ右光顔寺モ平地
村へ替地シテ後チニ本宗寺ト改称セリ映純記

下坊主ノ書付左ノ通

今度三ヶ寺様新門様教如江御出仕被成下候ニ付而按法下間按察使ノ御書札
拜見申候向後三ヶ寺様御掟ことノ可仕候其上門徒衆一人茂福島へ
参詣候ハ、生死一大事之時導師仕問敷候為其如件

慶長二年九月五日

蜂谷半之丞殿

連名書判

下坊主

慶長五年六月廿二日順誓忠功ニ依リ素絹ニ進ミ念珠ヲ賜フ順誓天正年中
尾州清州城下ニ一道場ヲ創シ勝鬘寺ト号ス前其町ヲ正万寺町ト称ス慶長

十七年名古屋ニ移ル又正万寺町ト称ス今ノ皆戸町也記映統後又大津町ニ移ス順賢又遠州浜松城下霜垂町ニ一道場ヲ創シ勝鬘寺ト号ス元和六年庚申五月廿八日霜垂ニ於テ遷化ス二子アリ一望叶、二女子也勝鬘寺系圖加州本善

寺法

過去帳云少二老慶長六年五月廿日年四十二才寂トアリルレハ永録三年出生ニテ永録騒乱ノトキ八年僅カニ四才也

浜松下垂勝鬘寺ハ堀尾帶刀明浜松在城ノ御家中鳥居儀右エ門ト申ス人之後家妙好杉浦五郎八祖母当宗門ノ人ニテ浜松ニ寺ヲ立テ念仏弘通ノ望有

之尔ルニ当寺伯父少二賢江戸ニ一字建立致度念願ニテ関東ヘ志シ罷

下浜松ヘ罷越候処妙好曰ク何方ニ寺ヲ建立被成候モ同シ事ナレハ是非共爰元ニ留リ寺ヲ建候ハ、親鸞御影寄進可申候間居住候ヘト留メケレハ少二下垂ニ庵室ヲ結ヘリ妙好約束ノ通親鸞御影寄進セリ然ル

ニ少二俄カニ相煩ヒ七日ノ内ニ親子共ニ果タリ此時飛脚ニ接シテ了明浜松ニ罷下方事処理セリ翌年了明ノ弟治部卿勝霜垂住持ニ据ヘラ

レンカ五六年在住シテ三河ヘ帰寺セリ仍テ少二治部卿二代召仕タル信慶ト申ス坊主ヲ看坊ニ申付タリ此坊主不将ナル坊主ニテ後西派ヘ

替ケレハ承応二年二月二日付ヲ以テ当寺ヨリ浜松太田守備中守ノ奉行所ヘ向ケ兼テ預置タル寺仏并諸道具一札信慶看坊申付ノ一札差入ノ通残ラズ当

寺ヘ返却方信慶ヘ仰付ラル様申出太田備中守上

茲ニ信慶退去同年四月四日中泉西願寺敬意看坊此時敬意預リ御影仏具等ハ大幅御名号二幅中尊并御道具拾壹色也御開山御影并御道具七

資料篇「勝鬘寺誌稿」

色也顯如御影并御道具七色也外仏供鉢御文但霜共壹帖打敷四ツ家財八色也其後襲道看坊年内兩度本坊出仕也同人往生後元禄十四年正月十四日芳蘇寺玄按看坊申付ラレ年内兩度本坊出仕襲道ノ時ノ如シ西願寺敬意一札芳蘇寺玄按一札

望叶親子不和也当寺什宝七尊仏ヲ供奉シ加州ニ立退キ一字ヲ建立ス

本善寺是也其二子尊榮至誠ト云フ尊榮紀州和歌山本弘寺ニ住職ス至

誠恭教院加州本善寺開基也万治年中七尊仏ヲ京都ヘ持參シ勝鬘寺血統

申上ケ院家御免也加州本善寺法

慶長六年丑二月七日伊奈備前守忠次ヨリ左ノ書付ヲ賜フ映統記

勝満寺御寺内并家来并間分屋敷分大形積五拾石之事

右任御判形之旨家康如此重而其元罷通候節四囲相定可遣候寺中竹木

茶園家来人足役等諸役可為不入者也仍如件

慶長六年丑

伊奈備前守

二月七日

忠次判形印形

勝万寺殿

慶長十一年教如上人御門跡号之御事三州三ヶ寺ヨリ松平伊豆守無量壽寺松平伊豆守ト親藉付ヲ以テ家康公ヘ御願申上松平伊豆守上使トシテ禁裏ヘ奏聞候処御聞届

遊ハサセラレ勅許アラセラル上宮寺由緒書映統記

慶長十二年正月十九日了明ハ願ニ依リ太子七高僧御影下附セラル御裏左

ノ如シ

本願寺釈教如

聖徳太子真影

慶長十二丁未年正月十九日

三州額田郡額田庄春崎郷

勝万寺

願主釈了明

本願寺釈教如

三朝高祖真影

五朝高祖真影

慶長拾貳丁未稔正月十九日

三州額田郡額田庄春崎郷

勝万寺

願主釈了明

慶長十四年三月教如上人江武ヨリ帰洛ノトキ駕ヲ勝鬘寺ニ寄セラシ

此時ノ宿割ナルヘシ左ノ如キ古書アリ

御宿わり

栗津右近殿

西川左馬介殿

八尾久左右エ門殿

多賀九左右エ門殿

御次物

御堂衆

松尾作十郎殿

岡本左兵衛殿

岡子息三之助殿

川辺重左右エ門殿

雨森半右エ門殿

六左右エ門殿

勘左右エ門殿

長左右エ門殿

いとた殿

御かこの衆

はしりノ衆

小姓衆

たいところ衆

二八八

作藏

次郎兵衛

又兵衛

清右エ門

五郎右エ門

助左右エ門

弥左右エ門

七右エ門

長右エ門

喜右エ門

久作

忠右エ門

与右エ門

太平

八右エ門

久右エ門

甚太

此時了明ノ男教了跋命ヲ蒙リ剃髮直チニ院家ニ任ス殊ニ法号ニ教ノ字ヲ賜フ時ニ年七才教了童名於長中将ト称ス

勝鬘寺系図御下向御略日記

或云教了慶長十五年五月廿一日得度同十六年四月十八日素絹ニ進ム

其後教了在京ノ御願讀ヲ許サレ候事御堂日記ニアリ又登高座被仰付候儀江戸徳本寺著古今事略ニ見ユ又同代ニ式敷徳拝領シ秘藏セリ

此頃ノ事ナルヘシ明願寺法藏寺專念寺正念寺當寺ニ服セス勘氣被仰付其文左ノ如シ

急度令申候仍明願寺法藏寺專念寺正念寺勝万寺殿何角申候而每度不立候由言語道断曲言ニ被思召候則向後被成御勘氣之間各被得其意許容有問敷之被仰出候為其被願 御仰者也

六月晦日

栗津勝兵衛

松尾左近

横田

勝万寺殿下

惣坊主衆中

惣御門徒衆中

慶長十七子年清州勝万寺通所ヲ名古屋正万寺町ニ移ス此時本堂材木等ハ

名古屋城造立ノ残木ヲ願ヒ本堂ヲ建立ス文化四年白林寺貨地件上書

慶長廿年正月十六日了明願ニ依リ教如御影下附宣如御裏也什物取問書

慶長年中了明一身ノ働ヲ以テ庵厨(禪)ヲ作ル勝鬘寺系圖

元和元乙卯年檀越力ヲ戮セテ伽藍ヲ建立ス當寺再興ヨリ三十一年目也勝

鬘寺系圖

同四年戊午四月廿七日梵鐘ヲ鑄ル鐘樓ハ吉田宗徳ノ寄進也過去儀

岡崎吉田惣徳寛永四年五月廿八日卒了明焼香過去儀

元和八年五月十九日教了長男早世當才也過去儀

寛永二年三月廿九日教了次男早世當才法名円透過去儀

寛永六年三月十九日了明岡崎谷村源左エ門ヨリ柳堂本尊ヲ買求メ之ヲ後

世ニ貽ス勝鬘寺系圖

伝云柳堂本尊ハ矢作勝蓮寺ニ相伝シ同寺行空ノトキ盜取ラレ方々尋

ネケレトモ知レス是非ナク打過ギシガアルニ家康公ノ臣ニ蘇慶ナル

モノアリ何レノ頃ヨリカ右ノ柳堂本尊ヲ所持セリ蘇慶ハ浄土宗ニテ

大林寺衆徒春高ノ檀方也柳堂本尊不思議多ケレハ蘇慶恐レテ春高ノ

所持仏ト交換セリ春高頗ル貧也柳堂本尊ヲ横町秀西ニ回ハシテ永楽

五十貫錢ヲ借ル秀西夫婦柳堂本尊ヲ崇敬スルコト厚シ秀西死去ノ頃

ヨリ柳堂本尊落涙シ玉フ矢作へ帰へリ被成度為ニ泣キ被成候欵又ハ

秀西ニ名残ヲ惜マセ泣キ被成候欵ト源七秀西母子申候勝蓮寺行空ノ

子行誓伝聞屢返還ヲ求メシカ秀西ノ妻許サス依テ慶長廿年卯八月五

日勝蓮寺ヨリ岡崎奉行本多豊後守ニ訴フ源七郎招喚セラレ答テ曰ク

父秀西春高ニ貸付シ五十貫錢ニ三十余年ノ利子ヲ賜ハ、勝蓮寺ニ与

フヘシト勝蓮寺貧也依テ其佩ニナレリ寛永五戊辰ノ春秀西ノ妻源七

死シ源七崇敬父母ニ劣レリ不思議多シ一家恐レ且困窮ナレハ之ヲ売

ントス京ノ商人横田清兵衛連尺吉田孫左エ衛門勝鬘寺ヲ頼ミ之ヲ買シ

トス然ルニ願正院了明良浄岡崎ト云フ者ヨリ之ヲ聞キ即日徳円寺方

休ニ命シテ密ニ吉田ヲ頼ミ之ヲ買ハシム吉田窮スレトモ師命背キ難

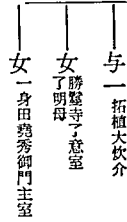
ク京商ノ先約ヲ破リ之ヲ勝鬘寺ニ周旋シ柳堂本尊茲ニ当寺ニ安置セ

ラル勝鬘寺訴訟書
柳堂本尊縁起谷村源左エ門ハ横町源七郎ノコトカ

寛永六年九月七日了明母儀拓植大炊
介ノ妹逝年八十四法名妙泉ト諡ス犬山ノ城主

織田信康ノ女也当寺ニ織田氏ノ系図アリ完全セス惜ムヘシ過去帳

信定陳正志——信康寺十郎——信清下野守



寛永八年四月七日教了女犬逝ク年二才法名善会過去帳

同年七月八日板倉一空寄進ノ宮殿須弥檀安置ノ儀御免アリ其書付現存セ

リ

御本尊宮殿并須弥檀之儀雖非可有之事候先年板倉一空老寄進之子細

被聞召届貴寺ニ可被立置之旨御意候誠以冥加相叶候事候尤有難可被

得其意候仍被頭 御仰者也

寛永八年七月八日

多賀主膳正

八尾右京助

西川左馬助

参州春先

勝万寺殿

一、板倉一空寄進物ノ書付アリ

せうまんし殿へ上ル覚

一、ぬりつし分式ツ之内

小袖五ツ此内あや式ツとんす一ツ白子袖二ツ

帷子式ツ

おひ一すし

ひとへ物一ツ

よるの物式ツ

ふとん一ツしゆちんし

わたほうし一ツ

まくら一ツ

右之内条々値ニ相渡申候其御心得可被成候此外ニ金子大判壹両

子

五月廿一日

勝万寺様

徳円寺

御使之覚

一、一空公より須弥檀寄進ノ節ノ古書

覚

一、小判合九両此銀子五百四十四匁五分

一空様より御のほセ被成候分

一、銀子四百五十匁

一、百匁

しゆみたん

ひようちん

一、十六匁八分

ほそひきしふかみうわしき
丸田ひき木なわくき

一、銭六百文

くわなふなちん

代銀十匁貳分

銀子合五百六十七匁

一、当寺ニ一空公板倉周防守信父也及妙好禅尼板倉伊賀守勝重之母并利生院円空板倉三左門ノ肖像アリ右御裏

一、一空公御影

御裏書本願寺大僧正宣如御判

元和五年己未六月廿一日勝万寺門徒

一、一音院妙好禅尼御影

一、妙好禅尼御影寛永元年十月二十日

御裏書右ニ同シ

一、利生院円空肖像万治元年五月廿七日

大僧正琢如御判 願主板倉八右エ門

一、妙好禅尼ハ板倉伊賀守ノ母儀寛永元年十月廿四日中島ニテ逝去
了明焼香、一空公ハ寛永三年三月朔日中島ニテ卒去了明焼香也同内
板倉八右エ門母 元和六年四月五日逝去法名妙久了明焼香也円空公ハ万治元
年五月廿七日丹州福地山ニテ卒去宮殿須弥檀前卓ハ一空公ノ寄進親
鸞聖人絵伝ハ板倉三左エ門円空ノ寄進也板倉氏ハ松平主殿客分タリ
シトキ当寺檀方トナル本堂南ニ松ノ大樹アリ枯木ニテ今ハナシ板倉家ノ墓木ト
称ス今ハ石ニテ疊タル三間四方位ノ場所アリ過去帳寺伝

資料篇「勝鬘寺誌稿」

勝鬘寺誌 稿下

寛永八年ノ頃当国ニ秘事法門弥曼シ其張本ハ覚証寺ナリシカ京都ヨリ使
僧徳応寺慶聞坊西来寺来リ遂ニ鎮静セリ其書類現存セルモノ左ノ如シ

一

御状令披覽候然者其地秘事取沙汰承得其意候一段御心付候左様候へ
ハ御堂衆兩人被差越候様ニト承候今程御堂衆方々へ被遣指合候間来
月中ニ御堂衆兩人可被成御下候間内々其御心得可有之候就夫彼覚正
寺者何之御知行所ニ居申候哉重而之便ニ急度可承候然所覚正寺御あ
らだて候ハ、西御門跡へ帰参なと仕候へハ何事も不能成候間いかに
も御たまし候て御置尤候自然其内様子も於有之者重而一左右尤候猶
其内彼門徒中ニ而一儀能々御聞届候様ニ御戈学肝要候恐惶謹言

七月五日

多賀丸左衛門

八尾久左衛門

西川 左馬助

三ヶ寺御中

五ヶ寺御中

二

返々連々如得其意万事可被入御情事肝要ニ存候何事も、貴寺
へ被致談合候様ニト申渡候間必々被応其意候て可然様候節角之

段ハ此衆へ御直々御意候其意得候て被成御由断間敷候以上

一筆令啓候先以此表 御門跡様御無事被成御座候間可御心易候然者其国法義由断仁数多在之様ニ被及聞召御堂衆被差越候其許万事御相談尤候乍去時分柄之御事ニ候間いかにもおんひんニ御沙汰尤候三人之御堂衆へも御直々被仰付候在々所々守護などへも沙汰無之様ニ被致勸化可然之旨 御意候具可申進候へ共此衆可為演説候間不被多筆候恐惶謹言

菊月廿五日

多賀主膳正

八尾右京亮

西川左馬助

勝万寺様人々御中

三

秘事法門廻心状之事

一今迄ハ邪法をたくはへ人ニもすゝめ申候へとも於已来者右之邪法をひるかへし覚証寺と二度対面申間敷事

一決定鈔其外一流の聖教ニ邪法かまへ事申間敷事

一日比覚証寺一味之同行あつめ隠ししのひニ仏法の談合一字一ごん

申間敷事

一手次の坊主如在中不参仕宗儀をかへ余法を承間敷事

一御本寺様并ニ所之守護より被仰付候儀少も逆心申間敷事

右之旨一つとして相背候者於今生者父母神明之天罰を蒙り別而ハ所

之守護へ被仰上いかやうにも罪科ニおこなわれ未来ニハ無間地獄ニ
おち前後七代うらむ期不可有之候仍起請文如件
寛永八年末ノ十月廿九日

西之郡弥次右衛門

弥右衛門

宇左衛門

仁右衛門

庄右衛門

書判并血判

請人 真光寺

請人 慈光寺

三ヶ寺様

徳応寺様

慶聞坊様

西方寺様参

右ト同文ニテ荻村廿八名外ニ請人二名連署三ヶ寺并御堂衆三名宛ノ
卷通有之虫喰甚シク明ラカナス判明セル名ハ新一郎仁右衛門七左
衛門太郎左衛門九左衛門権三郎文蔵権太郎孫左衛門清蔵覚兵衛庄三
郎新十助一郎勘四郎三七与十久七助右衛門左五右衛門吉十金助甚助
廿三名ナリ

四

ふえ池村秘事法門文左衛門廻心状之事

一 かいけにちうをつけ人にすゝめ申間敷候事

一 同行をあつめ仏法の談合かつて仕間敷事

一 りんこう他郷に行て仏法ノひはん不入と申間敷事

右之条々向後違背候ハ者如来上人の冥加ニつきはて来生ハ無間

地獄にしつみうかむ期更ニあるヘからす候今までさいえく仕候

同行衆へも此廻心之趣被仰伝心中あらため正儀ニもとつき候や

うニ隣郷之坊主へ奉頼候仍状如件

未十月晦日

ふえいけ村文左衛門書判

右之証人

浄徳寺書判

〃 妙泉寺 同

〃 蓮光寺 同

〃 太左衛門同

〃 加右衛門同

勝万寺様

御本寺の御堂衆様上る

五

廻心状之事

一 今迄与兵衛すゝめ正理と存承候へハ相違仕候様ニ被仰聞候於向後

二者右之すゝめ聞申間敷候事

一 誰に而もむつかわしきすゝめ申共少も聞申ましき事

一 手次之坊主如在仕間敷候事

右之条々於相背者所之守護へ被仰上いか様ニも曲事ニ可被仰付候

為後日如件

寛永八年未閏十月八日

古瀬間村

加右衛門

総右衛門

彦介

御堂衆様

六

今度 御門跡様より伊勢守様へ御書并川那辺重左衛門殿被為指遣候

而木仏繪證之物御本寺様へ被召上候て覚証寺御追訪へ被成候就夫

在々所々之坊主衆へ可申渡之旨御座候間来廿九日春先之勝万寺様へ

早々御寄候而可然存候日比覚証寺へ出入被申候而秘事法門被聞候門

徒衆穿鑿候て御同道尤ニ候無申迄候へとも此文申入候次々へ可被相

送候御由断有間敷候恐々謹言

徳心寺

慶聞坊

西方寺

三州惣坊主衆中

七

一書申達候仍今度罷下候処色々御馳走之段忝奉存候殊更為御志鳥目二百疋宛両三人へ給候是又無冥加令存候御寄之儀以来無退転御相談專要ニ奉存候隨而在々所々衆五三人寄合候而私請合被成候事若誤も又出来申候得者如何ニ候まで可為停止候恐惶謹言

極月三日

徳応寺

慶聞坊

西方寺

八

当国秘事法門之儀ニ付從御本寺様被成御穿鑿上下令廻心仕候事有難可被存候其上此度御下シ被成候御書三ヶ寺五ヶ寺ニ御殘置御寄共取立法義弥可被相嗜旨 御意候間夫ニ付御講令興行候左様成儀ニ付御礼可被申上義と存候時分柄之儀如何候へ共御心付頼申候委曲ハ口上ニ申合候恐々謹言

閏十月十三日

上宮寺判

勝万寺判

本証寺判

浄妙寺判

慈光寺判

無量寿寺判

証法寺判

惣坊主中

惣御門徒中

九

當時宣如上人ヨリ賜リタル御消息現存セリ左ノ如シ

三州春先

十六日講中

宣如

各より為志金子式両到来厚情之至覚候仍於其国当門弟之中に非儀を取沙汰し法流をけかす族在之由なけかしき事に存候向後は当流の正儀を聞て報土往生を遂らるへく候抑一流相伝之趣は一度弥陀に至心帰命して信心発得のうへにハ行往坐臥に仏恩を念し常に称名念仏申計に存候されハ聖人の仰にも往生ハともかくも凡夫のはからひすへき事にては候ハす大小の聖人たにもともかくもはからいて只願力に任せてこえおはします事に存し候へまして各のやうにおはします人々は唯此ちかひありと聞南無阿弥陀仏に逢參らせ玉ふことのあるかたくめてたく候御果報にてハ候なれとかくはからはせ給事有へからすと候也此理を能々思案候而仏智他力の不思議を信じ称名念仏せらるへく候穴賢く

五月四日

宣如花押

三州春先

十六日講中

寛永九壬申年成瀬一岳ノ思召ニヨリ源敬公尾張大納言義直御代大津町ニ替地ヲ拜

領シ名古屋正万寺町勝鬘寺ヲ大津町ニ移ス記映純替地ハ清州拜領地以來ノ先例ニヨリ東西ハ北ニテ間敷三十八間中程ニテ四十六間南ニテ四拾壹間南北百廿六間拜領永ク除地仰付ラル文化四年白林寺 貸地返戻願書

寛永十四年六月十五日教了室逝ク年廿九夫教了ト同齡也法名妙龜松平右玄蕃ノ娘也過去儀

寛永十六年成瀬一岳公ヨリ了明へ懇望ニヨリ一岳ノ菩提所白林寺隱居所へ大津町拜領地ノ内東西北ニテ四十六間南ニテ四十一間南北五十七間余貸附ス文化四年白林寺 貸地返戻願書

寛永十八辛巳年二月八日了明尾州別業大津町 勝鬘寺ニ於テ遷化行年六十二頭正院ト諡ス了明名古屋大津町ニ勝鬘寺ヲ創立シ職ヲ嫡子教了ニ譲リ此ニ退隱

ス了明功ヲ立ルコト甚多シ当寺中興トナス室西本証寺空誓 本法師教ノ女 孫有室ハ本証寺空誓 映ノ叔父ノ女

也三男三女アリ勝鬘寺系図映純記

一、教了

二、女子名於太計三州衣邑永田六兵衛正保四年八月 五日卒年五十二ニ嫁ス一男七女ヲ生

ム剃髮シテ徳成院妙立ト号ス延宝七年過去儀ニ処ル勝鬘寺 承四ニハ八年トアリ二月十三日逝年七十才

三、勝平異腹也津田庄右衛門ト称ス岡崎城主水野監物忠善法名秩院院破 鐘了勘大居士

リ長男勝長大久保加賀守ニ仕フ天和三年六月廿一日喧嘩ニテ死ス年四十六才法名宗寿其子流浪三州羽布村高松庵弟子トナル元禄元年十

二月廿日病テ卒ス年十五法名利情過去 概次男了誓運哲ト称ス岐阜浄土

寺ノ住職トナル寛文十二年三月廿九日卒ス過去 概季女於加知尾州牛立願興寺室トナル

四、女子名於滿左江原邑岡田善右衛門妻トナリ一男岡田善 右二門一女ヲ生ン寛文三年八月七日逝年六十三法名妙休

五、宗俊童名内匠始シテ野間三竹ノ門ニ入り医ヲ業トシ三白又自稽ト称ス後還俗シ本多下総守忠俊ニ仕へ拓植五郎右衛門ト号ス慶安三

年八月十一日尾州勝鬘寺ニ卒ス行年三十六妻寛永十六年四月七日逝行年廿才法名妙輦過去 概一男アリ資天拓植三 左二門ト云フ同人妻元禄六年正月

廿九日逝年廿九法名妙寿尼当寺ニ延宝四年資天筆泥金九字名号縁起アリ

六、女子名於津麻異腹也碓氷清左衛門ニ嫁シ一女アリ宝永六年十月廿八日濃州上古井座間忠兵衛方ニテ逝ク同所光林寺焼香也名古屋勝鬘寺 過去儀

以上勝鬘寺系図

了明在世ノトキ当寺末寺岡山正覚寺祐伝ヲ春崎寺中ニ召寄セ寺役ヲ命セリ祐伝ハ正覚寺正祐ノ子嘗テ岡山村ニハ土佐ト申ス坊主ヲ看坊トシ近江加茂村ニ一字ヲ建立シ在住セシカ其寺ニ仲正玄ヲ置キ故郷

岡山道場ニ歸リ再住セシカ春崎寺中ニ来リテ永住セリ次男ハ正西ト云フ大久保世村 守憑入替村

正保三年二月六日教了女子早世当才法名寂雲過去 概

同年五月十四日教了女子早世名於勘法名妙尊同上

慶安四年二月七日宣了得度時年九才童名万千代中将ト称ス宣如上人ヨリ

法号御一字ヲ賜フ母ハ小田原城主忠隣ノ女也勝鬘寺系図

明曆二年三月三日宣了素絹ニ進ム同上

明曆四年戊戌三月七日日本山大堂成就ノ同夜遷仏ノ時宣如上人撰受院宣慧

ト勝鬘寺教了ニ輿脇昇ヲ仰付ラル前屏寛成院檀持院後昇教了宣惠也教了身ニ余リ難有存セラ

ル又妙玄院宣如上人母モ懇ニ被成御直筆ノ御書アリ寺伝

万治三年十月晦日教了母尾州ニ没ス年七十七法名妙教院了円ト諡ス堂西

墓アリ過去帳

寛文元年三月十八日ヨリ廿八日マテ本山ニ於テ宗祖四百年遠忌大法要執

行アリ書付二通現存セリ

一

御開山様為四百年忌之志金子七両白銀七匁余鳥目百二十疋余進上之

通具遂披露候処懇厚之至神妙被思召候就者連々如聽聞信心決定之上

ニ者仏恩報謝之称名念仏無油断可被相嗜事從何以肝要之由能々可申

入之旨御意候仍被願 御仰者也

栗津右近尉

三月廿八日

元昭書判

三州在々五拾壹ヶ村

惣門徒衆中

二

御開山様為四百年忌之志品々進上之通遂披露候処則被成下 御印書

候難有被存可有頂戴候爰許御安泰被成御座候御法事御執行被遊候間

可心易候將又我等方へ金子壹両贈給令祝着候猶期參詣之時候恐々
謹言

栗津右近尉

三月廿八日

元昭書判

三州在々五拾壹ヶ村

惣門徒衆中

寛文元年親鸞聖人縁起四幅板倉三左衛門ノ寄進ニヨリ下附セラル右御裏

ニ云

大僧正琢如御判

寛文元年辛丑大呂廿八日書之

大谷本願寺親鸞聖人縁起

三州額田郡額田庄針崎村勝鬘寺

常住物也 願主积教了

為考妣寄進之

板倉三左衛門利伊

寛文二寅孟陬廿五日宣了願ニ依リ宣如御影下附琢如御裏也什物取調書

寛文四年八月十二日教了室於甲斐ノ方逝ク年四十七法名妙順院了空ト諡

ス大久保相模守忠隣法名道百公ノ女也過去帳

同十三年季夏中旬宣了願ニ依リ琢如上人御影下附御裏常如也什物取調書

延宝二年教了大門ヲ建立ス勝鬘寺系図

同三年教了尾州ニ於テ病ニ罹ル同上

同四年十月廿三日教了三州ニ於テ遷化月性院ト諡ス行年七十四室名於甲斐大久保相模守忠隣女一男一女アリ男宣了女於那津上宮寺如祐ノ室トナリ一男一祐一女ヲ生ム宝永二年二月十八日没年五十八法名智高院妙玄變勝

寺系四名古屋
勝覺寺過去帳

延宝二年頃ノ寺境内等ノ控アリ左ノ如シ

一寺内屋敷の事北南武町半程
西東武町半程四方に藪御座候

一同百姓貳拾七八軒

一堂西東拾壹間半
北南九間こけらふき

一書院北南四間
西東四間半西東にひさし付申候

一鐘樓堂貳間四方かはらふき

一風呂屋三間四面にて御座候

一本屋七間四方但此内に七間御座候
此間の内に二階二間あり

一台所北南七間
西東五間半

一本屋の西に沓間七間のひさし御座候

一堂より書院へ九間の廊下あり

一堂より勝手へ廊下六間あり

一書院より勝手へ廊下三間半

一五間一間の長屋沓軒

一五間に二間の坊主其の部屋沓軒

一六間に二間のくずや二軒あり

一二間四間の馬屋あり

一寺中二ヶ寺

一末寺惣合百六七十ヶ寺

一門徒侍町百姓共六七千

名護屋

一寺内屋敷東方南北六十六間

西ノ方南北六十五間一尺

北ノ方東西三十八間二尺

南ノ方東西四十五間二尺五寸

一堂北南八間
西東九間こけらふき

一勝手むき九間に六間五つまありこけらふき

一堂より勝手への続き二間半と三間半の間あり

一堂の北に八間に五尺のひさしあり

一二間五間の長屋あり

一勝手の北二間四間のひさしと沓間三間半のひさしあり

一堂より勝手への廊下一間拾沓間ありこけらふき

一二間に五間の長屋あり

一二間に五間のくづや沓軒

一二間に六間のくづや沓軒

一寺中沓ヶ寺

貞享二年宣了綱吉公ヨリ始メテ継目ノ朱印ヲ賜フ勝覺寺系圖

同年三月廿五日宣了男一了得度時二年八才童名昌丸宮内卿ト称ス一如上

人ヨリ御二字ヲ賜フ四月朔日内陣ヲ許サル勝覺寺系圖

三月十七日針崎草堂出發大津町別業泊リ十九日出發佐屋渡海同日四

日市泊從者侍一人僧一人女一人下男二人同廿二日巳刻着京四月十九

日靈山ニ於テ在京院家一家饗応廿一日出京廿三日丑刻尾陽別業入一

了得度覺

貞享三年三月十二日一了素絹ニ進ム勝覺寺系圖

元祿七年六月二日一了願ニ依リ常如上人御影下附一如御裏也銀百三十六

匁上納什物取調書御添書

同十三年六月九日宣了願ニ依リ一如上人御影下附真如御裏也白銀百三十

五匁上納什物取調書御添書

宝永五年七月三日一了惣領采女早世年五才法名常撰院了証ト諭ス名古屋勝

覺寺過去帳

同年九月十五日一了遷化年卅一遍照院ト諭ス一了管テ一如上人ヨリ皆水

晶念珠并御召金網輪袈裟ヲ賜ハル名古屋勝覺寺過去帳映鏡記

堂西墓有リ

宝永六年九月三日真了飛驒勝蓮寺ヨリ入寺入寺御礼ノ砌八藤御袈裟ヲ賜

フ真了又名性純童名蘭丸民部卿ト称ス宝永六年六月七日得度也勝覺寺系圖

宝永八年三月六日真了室於勝覺寺系圖ニハ早世春秋十七才法名誓耀院了純

ト諭ス右院号法名真如上人真筆ヲ以テ賜ヲ徳円寺焼香也堂西墓アリ名古屋

屋勝覺寺過去帳

正徳二壬辰年八月十七日宣了室逝ク年七十三明了院妙純ト諭ス徳円寺焼

香也同上

堂西墓有定得院

同三年二月十五日夜宣了遷化行年七十一定得院ト号ス同十七日葬儀焼香

徳円寺租快也勝覺寺系圖名古屋勝覺寺過去帳

堂西墓有室ト

宣了一男二女アリ

三、一了

一、女子名於甲斐下地聖眼寺行替ニ嫁ス宝永元年五月廿八日針崎ニ

於テ逝ク年三十五下地ニ送テ葬ル心樹院弘岳淳誓ト諭ス名古屋勝覺寺過

去帳勝覺寺系圖

二、女子名於幾与今枝古庵ニ嫁ス名古屋勝覺寺過去帳ニハ元祿十六年七月

七日逝法名速証院妙玄行年三十右院号真如上人ヨリ賜フ勝覺寺系圖名古屋

屋勝覺寺過去帳

宣了薄墨色素絹御免アリ書付左ノ通

一

乍御報貴翰令拝見候先以御門跡様御機嫌能被成御座候可心易候其元

愈御堅固之由珍重奉存候然ハ薄墨色素絹御免被成候ニ付為御礼白銀

杓枚被差上遂披露候之処宜相心得可申違由被仰出候尚期後音之時候

恐惶謹言

四月三日

若林藏人
実名花押

定得院殿

二

貴札令拜見候先以 御門跡様益御機嫌能被成御座候間可御心易候貴
寺弥御堅固珍重之御事ニ御座候然ハ先頃薄墨色素絹御着用之儀御免
御満足之旨御尤ニ存候因玆白銀考封シ預御懇贈被入御念候御事忝
存候尚期後音候恐惶謹言

卯月三日

若林藏人

実名花押

松尾左近

同

粟津勝兵衛

同

定得院様

正徳四年八月廿一日真了息女於瑠璃名古屋ニテ早世生后六十日也法名宝

林院釈幽夢ト諡ス名古屋勝鬘寺ニ葬ル法光寺焼香也名古屋勝鬘寺過去帳

享保二年貞了江戸ニ下ル三月五日出発十二日江戸着川留ニテ日數増御朱印改也十

四日兩奉行へ書付持参御朱印雜目要用記

享保三年九月五日真了息女於藥早世二才也三州ニ葬ル法名離障院妙誓尼

ト諡ス名古屋勝鬘寺過去帳

堂西墓有釈尊幻

享保十五年八月廿四日遷了得度記録ニハ享保十四四年八月廿四日トアリ真了男真海得度即内陣童名民部

卿同年九月廿三日素絹ニ進ム時二年十才勝鬘寺系四

享保十六年十二月廿四日真了息女多名古屋ニ於テ早世年二才法名了雲

院幻消法光寺更長焼香也名古屋勝鬘寺過去帳

享保年中真了本堂ヲ修繕再建ス二万人結衆ノ記ナルモノアリ享保十二年再建本堂

建本堂

二万人結衆意趣之記

当山本堂中興了海上人十四世顯正院了明元和年中營構之堂宇也歴ニ
多年之星霜及ニ荒廢ニ因レ玆予有ニ再興之志ニ普勸ニ四來ニ享保戊申冬柱
建迄難レ修至レ今以ニ陶瓦ニ葺ニ堂宇ニ未レ成再又柱朽慨ニ撲傾ニ雖レ有ニ修
治之志予不徳至所力微不レ成依レ是今結ニ集淨縁之衆ニ大都二万人各
人皆一箇月以ニ青銅一錢宛ニ從ニ今歲甲寅ニ至ニ丙辰ニ要ニ三年滿ニ以ニ此
施財ニ堂宇葺以ニ陶瓦ニ偏願ニ欲ニ永年ニ也今各冀ニ結縁ニ為ニ恩報ニ晨朝每
誦経可ニ執行ニ也経日修レ古勝ニ新造ニ者符ニ貧道願ニ耳

寂光山十八世

享保十九龍集

勝鬘寺院主

関逢撰提格末秋

元文三年四月廿三日真了助音ニ進ミ紫咒字ヲ許サル勝鬘寺系四映純記

寛保三年六月朔日真了巡讀ヲ許サル御座御舍勝鬘寺系四映純記

延享元年六月廿三日真了関官真性二字御取上ケ追放仰付ラル映純記

延保元年八月真海住持仰付ラル金欄輪袈裟御免遷了得度記録

延享三年寅正月廿五日真海額ニ依リ真如上人御影下附御裏従如也什物取調

書

寛延四年八月廿四日真了遷化莊定院ト諡ス後室ハ尾州名古屋家臣渡辺伊

左衛門ノ女也五男六女ヲ生ム勝鬘寺系圖正覺寺燒香也

一、女子名古屋平岩九郎左衛門ニ嫁ス

二、女子名乙女吉田聖眼寺ニ嫁ス

三、真海

四、乘了

五、大式法名海惠延享二年四月十日得度宝曆十一巳年十二月四日卒

唯明院ト諡ス堂西墓有

六、豊治土呂筒井順正ノ養子トナリ又ハト号ス

七、女子名於亀名古屋家中佐藤九十九ニ嫁ス

八、女子名於慶濃州細久手駅小栗玄仙ニ嫁ス

九、女子名於与曾寺部守綱寺ニ嫁ス

十、女子名此面名古屋家中林七郎右衛門ニ嫁ス

十一、三治京東六条伊藤新右衛門ノ養子トナリ専蔵ト称ス以上勝鬘寺系

真了寂後門末ノ歎願ニ依リ御咎御免直チニ八藤御紋袈裟着用ノ似影

御免真了幼齡ノ御蘭丸ト申本山奥向ヘ伺候セリ後当寺ヘ入寺仰付ラ

ル照蓮寺御坊地ニ相成タルニ付照蓮寺宝物宜如御裏成等院御寿像瑠

台院肖像并同寺來歴相認候巻物持参セリ映純記

宝曆五年七月当寺領寺内敷左ノ如シ

一当寺領寺内人数百四拾壹人内男七拾三人 女六拾八人

右之内住持共

出家拾二人 寮舎二ヶ寺共

俗人拾二人内男三人 女九人 寮舎二ヶ寺共

下人拾三人内男六人 女七人 寮舎二ヶ寺共

百姓百四人内男五十二人 女五十二人 (宗旨改手形)

宝曆十三年二月八日真海遷化年四十三得生院ト諡ス室者於宋佐々木上宮

寺女法名唯信院釈尼了祐勝鬘寺系圖

明和三成年三月廿九日真了後室逝ク尾州名古屋家臣渡辺伊左衛門女也法

名本受院釈尼了智行年七十四才徳円寺燒香勝鬘寺系圖過去帳

明和八卯年乘了岐阜浄土寺ヨリ勝鬘寺ヘ転住ス又名誓純勝鬘寺系圖三州末寺連

判帳

浄土寺三州転住惣末寺納得無故障旨勝蓮寺始六十一ヶ寺連署ノ連判

状現存セリ

同九年二月廿四日乘了素絹ニ進ミ御一字ヲ賜フ同月廿八日繭黄袍袈裟白

御免三月十五日金入輪袈裟御免勝鬘寺系圖本山書付

明和九年六月廿六日誓純乘了願ニ依リ從如上人御影下附乘如御裏也什物取調

書本山派書

寄進人宗春

安永二巳年四月乘了紫紐金入咒字袈裟御免

安永五年春乘了洪鐘再鑄成就ス勝鬘寺系圖

今ノ洪鐘也鐘樓ハ明治年間敲了師ノ代再築也

安永九年五月十日乘雄尾州大野光明寺ヨリ入寺同寺最尊院真芸兼取末子

也又名尊純民部卿ト称ス同日内陣同月廿五日素絹御免了得度記録ニ云五月十三日御免トアリ

御一字ヲ賜フ連枝横超院長浜大通寺四世傳名含山ノ猶子也室者養父大心院乘了ノ女於養

法名誓養院積了純也蓮云二紙勝万寺系四

天明元年六月十七日乘雄金輪御免天明八年九月一日紫紐咒字御免寛

政六年十二月十一日六藤家紋御免

連枝横超院ノ書付及書翰

一

一其許儀今般猶子成相濟候ニ付家紋之三ツ牡丹以来相用可被申候也

横超院

安永九年仲夏

性徳書押

勝鬘寺

民部卿殿

二

新春之御慶目出度申納候弥御堅固ニ可被成御越年珍重之事存候野納

無事ニ致加年候随而此油煙墨ニ挺年至之印迄ニ令進入之候尚万々期

永春之時候恐惶謹言

横超院

正月九日

性徳書判

勝鬘寺殿

天明四年二月十三日乘雄子息早世年二才法名広海徳円寺焼香也堂西墓有

リ過去帳名古屋勝万寺過去帳某銘

同年九月廿五日乘了遷化大心院ト諭ス行年六十三才徳円寺焼香寛政二年

八月五日似影下附室者於久野法名正受院了保尾州津島産大橋長左衛門ノ

女也二子アリ勝鬘寺系圖似影添書過去帳

一、女子名於養養子乘雄室

二、慶純宝曆十三年生候又名信純明了天明元年七月四日年十九得度

余間本座同月十五日緞子輪袈裟御免文化十一年三月十九日卒年五十

三才恩誠院ト諭ス堂西墓有勝鬘寺系圖過去帳大津町法光寺焼香也

室、文化十年五月廿四日逝法名真妙院積了願尼ト諭ス恩誠院ト曰録

天明五年十二月十三日乘雄児早世法名敬海徳円寺老僧焼香也過去帳

寛政元年六月廿日直海室於宋逝佐々木上宮寺ニ於テ逝去法名唯信院積了祐徳円寺恵快

焼香也得生院ト同墓過去帳某銘

寛政二年孟夏廿日乘雄願ニ依リ蓮如上人御影下附什物取調書御添書

寛政二年九月境内坪数左ノ通

一本堂拾老間四面但入もや作り落撥欄楹付

此數平坪百廿一坪

向拜五間ニ一間半

此數平坪七坪五分

一鐘堂三間四面此數平坪九坪

一庫裡五間ニ此數平坪六十坪

一 門薬医門二間半

一 廊下拾間半

但玄関役僧部屋学寮共ニ此數平坪二十六坪

一座數四間半

此數平坪拾三坪五分

一 隱寮五間半

此數平坪十九坪二分五厘

一 物置六間半此數平坪十六坪二分五厘

一 茶場三間半此數平坪七坪五分

一 庭此平坪千百八十二坪六分

一 平坪三百七十一坪三分寺中徳円寺

但本堂庭庫裡共

一同三百九十四坪二分寺中正覚寺

但右同断

一同千五百九十三坪九分百姓居屋敷

一同三百六十五坪五分家来屋敷

一同千三百九十三坪一分敷

一同千三百六十坪二分松林

一同七百八十八坪一分五厘畑

メ七千七百三十二坪四分五厘

寛政六年閏十一月十三日乘雄願ニ依リ乗如上人寿像下附什物取調書本山添書

寛政八年八月ヨリ十二月マテ乘雄滞京達了得度記録

同年二月達如上人関東御下向ノ時ノ事ナルヘシ御先乗ニ付淨妙寺ト争論

爾来御先乗差留ラル

当寺ハ池鯉鮒ヨリ大浜茶屋マテ御先乗御輿元守護ノ先規也

三川額田郡針崎勝鬘寺乘雄并門徒共江申渡覚

当春御参向之節其方儀御成先御目通を茂不憚同国中之郷淨妙寺と御

先乗之儀ニ付及争論法外之挙動理不尽之事共ニ候全体御先乗之儀者

御通行先守護可為第一之処御崇敬之本意を取失我情を相募り候段言

語道断不屈之至ニ候既ニ御通行之妨ニ相成御入與之ケ所茂相止候程

之儀深奉咎入御帰洛後早々令上京深重ニ御断も可申上処其儀も無之

剩右一件之儀今度相糺候処供廻リ之者共不心得故及争論候杯申訳難

相立筋合及御断候段重々不屈之至沙汰之限りニ候依之被仰付方茂有

之候得共以御寛有急度御叱置被成御先乗之儀向後堅ク御差留ニ候事

右之通被仰出候也

辰十二月

然ルニ文化十二年三月日光御社参并関東御参向ニ付当寺兼純達了ヨ

リ同年正月集会所同番ヘ向ケ御先乗ノ儀歎願セシカ御免ナリ願書差

戻トナリ同二月再ヒ歎願セリ寺記其後ノ事明ラカナラサレトモ元治

二年三月七日御門主東下ノ節御先乗ヲナセリ御先乗日記帳

寛政九巳年二月十九日乘雄男三鷹丸得度法名達了ト賜フ又名兼純侍従ト

称ス即内陣逗留素絹ニ進ム二月廿三日出願 三月十四日御免西光寺了円記御得度記録一冊ニ詳

也

正月十三日乘雄尾州へ出立十六日三鷹丸出立供與殿西光寺了円針崎

孫右衛門也十七日乘雄三鷹丸名古屋出發桑名泊廿一日七ツ過京着中

珠数屋町万屋六兵衛方泊リ廿四日ヨリ東洞院粟津左京座敷へ移ル

得度入用留

一あさぎ衣 一梅白木珠数

一ねり御袈裟 一黒くろあの中啓

一とんす袈裟 一すいかん

銀二両 御建枝演暢院

銀二両ツゝ家老下間治部卿 同大蔵

稲波外記 粟津日向守

大場齊院

銀五匁 井上要人 鈴木修理

銀一両 集会所大竜坊

休番長賢寺休役ナレトモ御心安故

実相坊

銀一両 定衆方妙安寺 慈敬寺

勝善寺

銀三匁 森林五郎兵衛 小谷宗右衛門

金子一両 入座金 定衆慈敬寺渡

寛政十年九月四日乘了室於久野逝法名正受院了保徳円寺焼香也大心院卜

曰墓過去儀墓銘

享和元年七月十二日乘雄願ニ依リ証如上人御影下附什物取調書本山添書

同二年十月廿三日乘雄願ニ依リ教恩院実如上人御影下附本山添書

文化元年庫裡造營勝万寺系図

同四年十一月十四日乘雄願ニ依リ存如上人御影下附本山添書

文化七年二月廿三日ヨリ廿八日迄五晝夜宗祖聖人五百五十年大法会ヲ引

上執行当年二十世乘雄六十二才侍從達了廿四才宮内卿明了四十八才之時

也

列奉行役西光寺了昌西念寺了諦円満寺了導西福寺円嶺也法要中故障

無之參詣ノ老若門前市ヲナン大群集也御遠慮留帳

文化七年七月廿三日晨朝達了室名古屋ニ於テ逝ク勢州加取法泉寺大安擬

講ノ女也廿三日夜密葬有徳円寺慧快焼香也法名猶鏡院釈了耀尼ト諡ス墓

有過去儀墓銘

文化八年三月十七日達了繭黄袍裳御免本山書付

文化十年三月十二日ヨリ十九日迄中興開基信願坊了海五百五十年忌引上

法要ヲ修ス

文化十年十二月廿九日乘雄遷化年六十七晝了院ト諡ス徳円寺焼香也文政

元年九月廿六日似影下附四男一女アリ過去儀勝賢寺系図

一、女子於喜尾青野慈光寺ニ嫁ス

二、八重丸

(達了得度記録)

天明四年二月十三日早世年式才法名広海

三、菊王丸

天明五年十二月十三日早世法名敬海

四、達了

五、寿丸

八才ノ時早世法名誓海

乗雄室者大心院乗了ノ女名ハ於義法名誓養院積了純尼文政六年十二月六日逝ク墓銘

文化十二年二月三日大谷納骨

一金百疋 御礼

一銀壹両 月番粟津出羽之介殿へ右添状御礼

一銀壹両 大谷輪番専正寺へ

一同三匁ツム二包 輪番役僧二人へ

一同壹匁五分ツム三包 大谷侍中三人へ

一錢五十文ツムニツ 同仲間式人へ

外銀五匁 宮内卿慶純撰骨同二月三日是ハ平蔵別納也

同日院主達了大谷輪番所へ御出役僧按内ニテ御堂余間ニテ拜礼御骨

ハ内陣盲敷居ニ置持參 拜礼済後堂ヨリ廻リ御拜ヨリ出テ御廟所北ノ

門ヨリ入侍按内御廟御門ノ内南向小紋薄縁ノ上ニ着座十四行偈相勤

ル輪番ノ役僧焼香按内焼香畢リ着座夫ヨリ勤行后直チニ前ノ如ク御

拜ヨリ輪番所へ戻ル装束道服五条

文化十二年二月十三日徳円寺ノ北ニ太子堂ヲ創建ス

一本尊 聖徳太子八寸五分

一本堂 式間四面四坪

一庫裡 四間半拾坪 廊下 二間二坪

一境内 百五十二坪 宅地 五畝式歩 朱印地九番

明治十一年五月七日官許トナル

太子堂初代願盛ハ尾張海東郡江西村西導寺願了ノ次男也二代浜口説誠嘉永二年十二月廿八日剃髮慶応元年十一月得度本坊役僧ヲ勤ムル六十余年也明治四十年十一月十四日卒ス年七十一才喜乘庵ト諡ス妻勝徳円寺恵亮ノ次女也明治四十一年五月四日逝年七十八才法名説相太子堂ニ夫婦ノ墓有

文化十四年五月十七日達了願ニ依リ巧如上人御影下附御撰骨

同年刈谷土井淡路守領今川乗蓮寺了恵江州木部錦織寺へ改派ヲ企ツ達了之ヲ支へ即日本廟ニ訴フ刈谷領主モ亦之ヲ公庁ニ訴フ対決首尾三ケ年

文政二年九月廿五日今川乗蓮寺件裁許達了追放ニ処セラル時年卅三

三州額田郡針崎東本願寺派勝鬘寺達了

申追放

御構場所

武蔵 山城 摂津 和泉 大和 肥前 東海道筋 木曾路筋 下野

日光道中 甲斐 駿河 三河

右之場所徘徊すへからさるもの也

文政二年九月廿五日

達了追放ニ処セラルト雖モ寺法ニ於テハ忠勤少カラス故ニ聊モ困
ナシ去レトモ公庁ニ対シテ遠慮アリ達了処々遍歴シ暫ク勢州香取ニ
居住ス

弘化四年日光御社参濟天保十一年ノ御祝儀トシテ御赦ヲ蒙ル達了遷化後也
其請書左ノ如シ

一

御達申上候事

拙寺兼帯三州勝鬘寺末寺同国今川乘蓮寺改派相企候ニ付拙寺先住達
了儀於公儀文政二卯年御裁許相附則申追放被仰付候処先達而日光御
参詣相濟候ニ付本多中務大輔於役場從 公儀御赦之趣被申渡候間別
紙之通御請書申上候依之御達申上候已上

弘化四年未四月

勝鬘寺

寺社御奉行所

代法光寺

二

差上申一札之事

一親達了儀先年不屈有之追放被仰付候処去ル卯年日光御参詣相濟候
御祝儀之御赦ニ此度御免被遊候旨被仰渡難有奉畏候依御請証文差上
申所如件

本多中務大輔領分

三州額田郡針崎

勝鬘寺先住達了

死去ニ付同寺当住

勝鬘寺達雄

弘化四年未三月晦日

寺社御奉行所

文政三年廿九日達了実子鷹丸八才ニシテ寺社奉行所ヨリ住職仰付ラル十
五才マテ珉光院後見也廿三世達雄是也

同年四月十二日出発廿日京着廿一日得度出願廿二日御日中過兒御礼
御盃廿三日得度即内陣即日住職四月廿七日素絹出願五月十四日素絹
御免五月十五日御一字拝領願書粟津宅持参六月一日金輪出願同月年
限未滿ニ付国許着用御免同月廿三日帰院

素絹願届物

一銀貳兩 御連枝

一銀貳兩ツ、家老衆不残

一銀壹兩ツ、集会役人

一同三匁ツ、小奏者

一同壹兩ツ、定衆方

五月十五日素絹繼目御礼

一金三百疋 素絹繼目御礼

一金百疋 南殿

一銀貳匁貳包 南殿御附

一金三百疋 入座御料

御一字(達) 三州勝鬘寺

右被下之

一金貳百疋 御礼 一銀壹兩 御連枝

一銀壹匁ツゝ 月番斗 一銀三匁ツゝ 定衆方

一銀三匁 集會役 一銀貳匁 小取次

六月五日金輪年限未限ニ付先国許着用御免

一金百疋 御礼献上 一銀壹兩 御連枝

一銀壹兩ツゝ 月番両家 一銀三匁ツゝ 定衆

一銀三匁 集會役人 一銀貳匁 小取次

文政三年辰九月左ノ書付ヲ名古屋勝鬘寺ヨリ御坊輪番へ差出セリ

覚

当寺金紋対挾箱相用候儀往古寺紋さん木鶴丸寺格ニ而開基ヨリ三代

相用(了明堂了)四代目ヨリ六代目迄ハ(真子真海)爪紋附相用七代目一代

(乗徳)梅鉢紋附相用申候右四代目住持(真了)七代目(乗徳)他家ヨリ

相統致候故如此ニ御座候先住ヨリ(尊了)往古へ復シ鶴丸金紋附相用

申候

右之通相違無御座候尤々紋附挾箱取持仕罷有候已上

辰九月 大津町下勝鬘寺

御坊輪番法順坊殿

文政五年十月廿一日達雄着京廿三日金輪一般着用出願十月廿七日御免同

日御殿ニテ下間治部卿手渡

一金貳百疋 御礼 一銀壹兩 御連枝

一銀壹兩 家老月番 一銀壹兩 定衆方

一銀三匁 集會所役人 一銀二匁 小取次

十月廿九日紫紐咒字出願十一月五日再敷願同十四日三ヒ敷願十一月

十六日集會所ヨリ呼懸下間宮内卿取次年限未滿ナレトモ金入咒字袈

袈紫紐御免

一金貳百疋 御礼 一金貳朱 御連枝

一銀壹兩ツゝ 定衆方 一銀壹兩ツゝ 月番家老衆へ

一銀三匁ツゝ 集會所 一銀三匁 小取次

同年十二月廿三日十日講中へ御書ヲ賜フ添書

文政六年十二月六日乗雄室於養逝去年六十五才正覚寺焼香也過去帳

同十年閏六月達雄徳大寺大納言実堅卿時二年ノ猶子トナル

閏六月廿六日午半刻達雄參殿役僧兩人片箱草鞋取都合上下五人装束

指貫道服五条中啓着用大納言殿御兎出座対顔

進上物

横目録御太刀一腰 御馬代金三千疋

堅目録干鯛一箱 昆布一箱 鯛一箱

御樽代金千疋一荷 右者御家門へ

真綿代金五百疋五把 御簾中

御着代金三百疋一折 若君へ

御手遊代金貳百疋ツゝ(記君御方へ)

金貳百疋ツ、物加波肥後守 淡川伊勢守

金百疋 物加波周防守 淡川沓岐守

延紙三束ツ、

金百疋 小川齊宮 銀三兩 芝本將監

銀貳兩ツ、佐野宮内 滋賀多宮

山岡喜間太

同五匁ツ、榎森守衛 福永城之助

南鐮三片 老女松山

金百疋ツ、中老三芳 浅野

銀貳匁 若君御附なみ 銀五匁 女中五人

三百銅ツ、中間兩人 門番兩人

貳百銅ツ、詰番下部五人

白銀拾枚 御勘定所

金貳百疋 吹拳人淡川伊勢守
高井良右エ門

右許状 伊勢守ヨリ渡

今度猶子之事任所望令領掌之状如件

文政十年後六月廿六日

勝鬘寺達雄御房

(猶子諸記録)

文政十三年寅暮十六日達雄願ニ依リ緯如上人御影下附達如御裏也什物取調書

書

天保二年四月十六日達雄願ニ依リ覚如上人御影下附同月廿三日善如上人

御影下附達如御裏也什物取調書
本山添書

同三年十一月廿八日上檀直達出願聞十一月九日御免

上檀間ニ於テ下間大藏卿達ス

天保六年四月廿九日達雄室八尾子逝初名於行年十九才本多中務大輔家中佐

野多門之助女也淨華院釈了雄禪尼ト諡ス堂西墓有過去帳
燒香正覚寺拈景也

同年十月廿九日達了遷化年四十九即往院ト諡ス燒香正覚寺拈景也公儀御

咎中ナレトモ勤功ニヨリ似影御免アリ映緯記十一月三日夜堂内ニテ密ニ葬

儀ヲ行フ野寺本証寺過去帳

達了室香取法泉寺大安擬講ノ女早世後室ハ高取專修坊祐麟ノ女慶子

一男ヲ生ム達雄是也祐麟当寺ニ分骨堂西墓有リ

慶子嘉永五年正月廿七日逝法名真解院釈尼了兼ト諡ス即往院ト同墓

真解院喪中見舞控
墓銘

天保八年西初秋九日達雄願ニ依リ達如上人寿像下附什物取調書

天保九年七月二日達雄女千尾子逝ク瑞華院了映禪尼ト諡ス母佐野多門

大善院ノ女八尾子也過去帳
ト号ス

大善院ハ当寺ニ分骨堂西墓有

弘化四年四月廿八日ヨリ五月二日マテ淨華院十三回忌法要ヲ修ス

嘉永元年四月常葉御影開扉中達雄縁金五条御免本山書付

同四年九月十四日ヨリ十七日マテ即往院十七年忌法要ヲ修ス列奉行西光

寺也同法要會奠帳

同五年子年三月廿八日斃了得度大野光明寺
達宗三男六月徳大寺ノ猶子トナル六月十六

日入寺時二年十才幼名滋丸六月内陣同月金輪御免嘉永七年四月紫金堂咒字御免

徳大寺家猶子継目ノトキ

一銀十枚 徳大寺殿へ

此金五兩壹分ツリモ十七文入 二重椽木地台

一金千疋 五ヶ年分年始中元未進相成分相東

同断 今度一時差出候事

年始中元金貳百疋ツム献上ノ事

一金千疋木白へギ 諸大夫へ五ヶ年分届今度一時ニ指出ス事

一金貳百五十疋白へギ 執奏雜掌へ五ヶ年分届今度一時ニ

指出ス事

一金百疋二重椽金台 御殿へ光明寺ヨリ御菓子料

一金壹兩 勝鬘寺ヨリ山口右馬へ菓子料

一金貳百疋 同寺ヨリ物加波へ菓子料

メ金拾貳兩壹分式朱ソリ三十七文入

安政元寅年七月別助音寺跡御免同八月十三日達雄別助音御免本山書付

安政年中三年 九条家ニ於テ兼実公六百五十年忌志トシテ三部経施経ノ件

アリ同家臣寛司来リ当寺ヨリ各配下末寺へ達シテ冥加金ヲ納メシム当寺

末寺配下羽角専念寺知曜始廿一ヶ寺野寺本証寺末中島浄光寺正恵始十八

ヶ寺等中山ノ添輸料ヲ過当トシ之ヲ口実トシテ離末ヲ企テ難渋ノ儀申立

之ヲ本山ニ訴フ西蓮寺順道記録

安政四巳年四月本山ヨリ呼懸ラル当寺病氣ニ付代尾州教円寺五月九日京

着也

本証寺ハ四月廿一日京着取調中官職預リ諸人面会文通差留メ宿預ケ

番人ナン七月十四日出仕差留

上宮寺并浄慶寺ハ尾張屋清兵衛方宿預ケ御沙汰ハ本証寺ト同様也番

人三人位七月十三日出仕差留

徳円寺ハ七月廿日集会所呼懸台所北ノ方上リ屋へ入レラレ番人三四

人非人也

十月勝鬘寺本証寺閉門上宮寺謹慎申付ラル常業年表

安政五年正月廿七日ヨリ廿九日マテ真解院七回忌法要ヲ修ス同法要控帳ニ詳

シ

同年二月廿日達雄遷化年四十六晝雲院ト諡ス正覚寺祐照焼香也母慶子専

修坊祐麟ノ女室岡崎佐野多門之助隆綱ノ女名ハ八尾一女ヲ生ム尾子ト

云フ過去帳

達雄養弟アリ達在玄雄ト云フ享保二年二月廿九日誕生童名清丸初刑

部卿ト称シ后中将ト改ム実者越后柏崎聞光寺十七世宗登尊法季男母

者越後砂場善正寺亮清叔母蓉子法号宝樹院妙尊江戸徳本寺兄円法ニ

育セラレ故有リ当寺ノ養子トナル天保二年二月得度即内陣同年三月

逗留素絹同五月御一字ヲ賜フ

同年二月廿五日敝了住持職トナル

同六年二月十七日ヨリ三晝夜晝雲院一周忌法要執行同法要控帳同香袋帳

安政七年二月十七日ヨリ廿日マテ晝雲院三回忌法要ヲ修ス同法要控帳

万延元年七月一日二日瑞華院廿三回忌法要執行同法要控帳

同二丙年二月九条家施経件ニ付殿了出府供岩堀西光寺老僧祐尊西運寺順道也本証寺達替モ亦出府ス

文久二年九条家ノ扱ニ依リ差縫一件決着セリ右一件書類左ノ如シ

一

演達

抑御先代月輪殿下兼実公六百五十回御遠忌ニ付先年為御追福御仁厚之思召候以御藏書之三部妙典御門末へ御施経被為有候儀者家門開關以來禪定殿下御聖徳之御趣意相貫可申条然ルニ出役之者全心得違ヨリ既ニ触頭三ヶ寺衆と配末中とは迄彼是差縫有之旨兼而達御聴誠御不本意ニ被為思召候依之今般出格之台命を以右双方共差縫一条之儀永ク御預リ被為御挨拶御家来林秀斎を以被相達候猶御沙汰之旨汲得違無之様速ニ双方并門徒ニ至迄一心一和法儀大切ニ御聖恩之程悦服於可仕者則為御追善御施経被為在候御趣意貫通可有之候条依而執達如件

文久二戊年二月

信濃小路民部少輔季重花押

宇郷玄蕃頭重国花押

朝山宮内権少輔敦綱花押

二

從來触頭と配下等と差縫之一条素御施経より事起り候廉を以先般御家来之内林秀斎御差向ニ而穩濟御挨拶台命之趣奉書を以申達候処敬

承有之多年之差縫速ニ穩濟御請被申上候旨遂言上候処殊勝之儀ニ思食候此段宜申達候条依仰執達如斯候也

六月

朝山宮内権少輔敦綱判

宇郷玄蕃頭重国判

信濃小路民部少輔季重判

三州勝鬘寺御房

三

本証寺 上宮寺 勝鬘寺

從來配下等と差縫之一条從九条殿穩濟御挨拶有之候処右御趣意敬承有之御請被申上候段具遂披露候処御満足ニ思召候仍之御褒詞被下候間難有可被存候事

戊六月

下間民部卿

下間大藏卿

栗津右兵衛少尉

飼田大膳

上田織部

四

一月輪殿下様六百五十回御遠忌御相当ニ付為御追福先年御藏書之三部経御門末江御施経被為在候附而者是迄彼是差縫罷在候段達御聴何共重々奉恐入候然処今般出格之御沙汰を以右差縫一条双方共永ク御預リ為御挨拶御家来林秀斎殿御許に御差向ニ而不容易台命之趣結構

ニ被仰渡深重難有奉敬承候然上者聊故障之筋無御座候ニ付以後拙寺共ニおいて取扱向之義都而先規仕来通取計可申候乍恐右之段為後証奉御請調印候依而如件

右御位牒一基被安置候永々御供養可有之条依仰執達如件

文久二壬戌年六月

朝山宮内権少輔判

在京

宇野玄番頭判
信濃小路民部少輔判

勝鬘寺殿了判

三州勝鬘寺

文久二年戊五月

本証寺達替判

文久三年六月三日ヨリ八日マテ曉了院五十回浄華院廿七回忌法要修行夏

九条様御使

御文中ニテ朔日ヨリ八日マテ起仁寺法話也同法要帳ニ詳也

林秀齋殿

慶応四年三月廿三日ヨリ廿八日マテ宗祖六百回御遠忌法要ヲ修ス此年春

五

書院落成

御請

一御施経ニ付差縫候一件此度九条様ヨリ双方共永御預リ之趣以台命被仰渡難有御請申上候尤相手方ヨリ茂在来通堅相守可申旨御請差出段被仰聞難有奉敬承候尚又從御本山も被仰渡候趣難有奉存候依之向後於拙寺共先規仕来通取扱可申候右為御請如此御座候以上

在京

文久二年戊月

勝鬘寺殿了判

本証寺達替判

御本殿御掛役衆中

文久二戌年六月九条家ヨリ月輪兼美公位牒ヲ当寺へ安置セラル仕物取調書

月輪殿後法性寺入道撰政前関白太政大臣円証尊儀

裏書承元元丁卯年四月五日